

日本ジェンダー研究

第 22 号

特 集 地方自治体における男女共同参画	
「女性活躍」の推進における自治体の役割	上 杉 孝 實 1
地方自治体における DV の男性加害者への対応の現状と課題	大 山 治 彦 13
保活カフェから見るジェンダー課題	岡 本 智 子 27
SOGI 差別解消に向けた地方自治体の取り組み	三 成 美 保 37
論 文	
育児放棄（ネグレクト）と伝統的性役割観 —「武豊町3歳時餓死事件」と「大阪二児置き去り死事件」から見えてくること—	桂 田 恵 美 子 53
DV 被害者支援としての加害者プログラムの可能性 DV 加害者プログラム参加者へのインタビュー調査結果からの考察	高 井 由 起 子 63
包括的支援における子育て支援 —ソーシャル・キャピタルの下位概念の地域差に着目して—	川 島 典 子 81
書 評	
愛知教育大学男女共同参画委員会編 『ジェンダー教育の未来を拓く』	上 杉 孝 實 95
北出真紀恵著 『「声」とメディアの社会学』	山 本 厚 子 97
小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編 『中国ジェンダー史研究入門』	横 山 政 子 99
田中亜以子著 『男たち／女たちの恋愛 近代日本の「自己」とジェンダー』	佐 伯 順 子 103
進藤久美子著 『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』	香 川 孝 三 107

日本ジェンダー学会

2019

目 次

特 集 地方自治体における男女共同参画

「女性活躍」の推進における自治体の役割	上 杉 孝 實	1
地方自治体におけるDVの男性加害者への対応の現状と課題	大 山 治 彦	13
保活カフェから見るジェンダー課題.....	岡 本 智 子	27
SOGI 差別解消に向けた地方自治体の取り組み	三 成 美 保	37

論 文

育児放棄（ネグレクト）と伝統的性役割観 —「武豊町3歳時餓死事件」と「大阪二児置き去り死事件」から見えてくること—	桂 田 恵 美 子	53
DV 被害者支援としての加害者プログラムの可能性 DV 加害者プログラム参加者へのインタビュー調査結果からの考察	高 井 由 起 子	63
包括的支援における子育て支援 —ソーシャル・キャピタルの下位概念の地域差に着目して—	川 島 典 子	81

書 評

愛知教育大学男女共同参画委員会編『ジェンダー教育の未来を拓く』	上 杉 孝 實	95
北出真紀恵著『「声」とメディアの社会学』	山 本 厚 子	97
小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編『中国ジェンダー史研究入門』	横 山 政 子	99
田中亜以子著『男たち／女たちの恋愛 近代日本の「自己」とジェンダー』	佐 伯 順 子	103
進藤久美子著『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』	香 川 孝 三	107
日本ジェンダー学会会則.....		109
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程改訂版.....		112
編集後記.....		114

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol. 22 2019

CONTENTS

Special Issue Policies on Gender Equality in Japanese Local Governments

The Roles of Local Governments in Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace	Takamichi UESUGI	1
Current situation and issues on responses to male perpetrators of DV in local governments	Haruhiko OYAMA	13
Gender issues observed at the HOKATSU café	Tomoko OKAMOTO	27
Local Government Initiatives to Eliminate SOGI Discrimination	Miho MITSUNARI	37

Articles

Child Neglect and Gender Role Attitudes: An Analysis of Two Case Studies	Emiko KATSURADA	53
How to utilize Domestic Violence programs to help female victims: an examination based on the results of an interview survey of program participants	Yukiko TAKAI	63
Child rearing support in community comprehensive care system for comprehensive support: from the view-point of regional differences among typology of social capital	Noriko KAWASHIMA	81

Book Reviews

COMMITTEE FOR GENDER EQUALITY, AICHI UNIVERSITY OF EDUCATION, ed., <i>Opening Future of Education for Gender Equality</i>	Takamichi UESUGI	95
Makie KITADE, <i>Sociology of "the Voice" and the Media</i>	Atsuko YAMAMOTO	97
Masako KOHAMA, Wataru SHIMOKURA, Megumi SASAKI, Ko TAKASHIMA and Sachiko EGAMI, ed., <i>Introduction to Gender History in China</i>	Masako YOKOYAMA	99
Aiko TANAKA., <i>Love from Male/Female Perspective; the Concept of "Self" and Gender in modern Japanese Society</i>	Junko SAEKI	103
Kumiko Shindou, <i>"Fusae Ichikawa as Feminist Politician"</i>	Kozo KAGAWA	107

The Roles of Local Governments in Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace

Takamichi UESUGI
(Emeritus Prof., Kyoto University)

Though the movements and policies for gender equality have been enhanced since the later half of 20th century, there is a wide gender gap in participation in policy making and management of businesses in Japan. The Act for Promotion of Women's Participation and Advancement in the Workplace urges the national and local governments as well as the business organizations to make an action plan for promotion of women's activities and holding managerial posts through affirmative measures for gender equality. It is also a measure to cope with the shortage of labor in the aging society.

Takarazuka City established Women's Board for expressing women's opinion on municipal administration and became one of the first municipalities that made a declaration of city of gender equality in 1994, which accelerated women's participation in social activities. Now it has an action plan of women's participation and advancement which aims higher than the neighbor cities. While it is expected to increase the number of female managers, the shorter length of female workers' service is an obstacle to their advancement. As the majorities of part-time employees excluded from advancement are women under the idea that housework and childcare are women's role, it is necessary to abolish sexual division of work and give them opportunities to become regular employees in order to have access to better positions. Without these policies the gap between elite and mass among women may widen.

Local governments should give preferential treatment in dealings to private companies which try to raise female workers' status. One of the important roles of the prefectural governments is making a network with companies and labor unions to improve working conditions and encourage gender equality in the workplace.

「女性活躍」の推進における自治体の役割

上 杉 孝 實
(京都大学名誉教授)

1. はじめに

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日に成立し、2026年までの時限法として、国や、都道府県・市町村などの地方公共団体（自治体）が、女性の職業生活における活躍の推進に必要な施策を策定・実施しなければならないことが規定され、自治体にあっても推進計画を策定する努力が求められた。また、2016年4月1日から、国とともに自治体も特定事業主として行動計画の策定及びその公表を行うことが義務づけられた。その背景には、少子高齢化の進むなかでの労働力確保政策の展開があり、労働力としての女性の参入促進が意図されているが、そのためにも男女不平等が目立つ職業生活において、その是正を図り、女性の活躍の場を増幅させねばならない状況があるのである。

すでに指摘されているように、国際的にみても、日本では女性の活躍が著しく阻害されている。世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（2018年版）によると、日本は149か国のうち110位で極めて下位にあり、経営にかかわるなどの経済参画で117位、議員などの政治参画で125位となっている。2017年版では、144か国のうち114位、経済参画で114位、政治参画で123位であり、教育や健康面ではまだしも、経済や政治における女性の参画が阻まれ続けていることが明瞭に示されている¹⁾。

男女平等を実現するうえで、当初女性の社会参加の促進がうたわれていたが、男性が決定し、女性はその決定の下で活動するという実態では、平等にほど遠いことから、女性の社会における意思決定への参加、つまり社会参画が強調されるようになり、男女共同参画という言葉がよく用いられるようになった。しかしながら、そのような意思決定にかかわるポジションにおける男女差は依然として大きく、日本では国会をはじめとする議会で女性議員はきわめて少なく、企業等において経営に携わるポストについている女性もわずかである。そもそも、組織における管理的な職位にある女性が少ないのである。

このような状況の打破には、国の積極的な取り組みが促されねばならず、政治の分野においても選挙における候補者の男女数のアンバランスを是正するための努力を求める「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年5月2日に公布・施行された。それ以前から、自治体にあっても議員、管理職、行政委員、審議会委員等の男女平等の達成が課題となっていたが、女性の活躍推進法の制定によって、行政内部でも女性の活躍を支える条件の整備や女性管理職の増加に向けての取り組みの展開が求められている。また、企業等一般事業主に対しても、女性役員の増加、管理職への登用促進を図り、労働環境を整えるよう働きかけることが、国や自治体の役割として規定されるようになっているのである。

この法律が制定されてからの年月が短いため、その結果を確認することは困難で、計画の段階

の考察にとどまるが、女性の活躍促進は以前から唱導されていたことであり、それを視野に入れての検討は可能である。本稿では、筆者も関係した関西の自治体について、全国で最も早く男女共同参画都市宣言をした市の一つである宝塚市を中心に、その近隣の自治体との比較をまじえて、「女性活躍」推進の取組の共通性と差異、その背景及び課題について考察する。これまでも、女性問題講座の開催など自治体の女性政策を論じた文献はあり²、女性活躍推進法についてエリート女性と一般女性との分断の危惧を述べる一方、女性の参画を進める点での意義などを論じた論文³や、女性活躍社会のイメージについての実証的研究⁴などが見られるが、本稿は事例研究として個々の自治体の男女共同参画政策やそのプランと今回の女性活躍推進行動計画を重ねてとらえ、分析するところに特色がある。

2. 自治体の男女共同参画施策

男女平等を求める女性の運動の高まりの中で、1975年の国際婦人年、翌年からの「国連婦人の10年」によって自治体にあっても「女性プラン」など行動計画を策定しての施策の展開が見られるようになり、1999年の男女共同参画社会基本法の成立以後は、各地で男女共同参画条例などを制定し、そのための審議会の設置や計画づくりが行われるようになっていく。1994年には、男女共同参画宣言都市として、兵庫県の宝塚市は、堺市、塩尻市とともに全国に先駆けて、総理府の指定を受けた。

宝塚市は、1954年の昭和の大合併時に宝塚町と近隣の村とが合併して誕生した市で、その後他の村々とも合併して、2018年12月現在の人口は225,163人になっている。市制制定当時は、現在の市域となっている地域の人口は6万人に満たなかった。阪神間の都市としては家事専門の率も高く、市民意識調査から見る限り男女平等の意識がとくに高いとは言えない。2004年実施の市民対象調査でも、性別役割分業に賛成する者が45.9%、反対する者が38.9%と賛成者が多かった⁵。また、大阪や神戸のベッドタウンとして多くの住民が新たに加わり、数の上では多数でありながらも地域への積極的なかわりが見られなかった。早く都市開発のされた他の阪神間の都市に比べて、古くからの住民層の地域へのかわりが強くて、世帯単位の自治会が長老支配の色彩を帯びた男性の手で運営されていて、個人としての女性が表に出ることが乏しかった。そのなかで、女性を中心とした音楽学校や歌劇団で知られた宝塚としての市政の特色を出そうとするとき、国連や国の動きに刺激されて、女性の社会参加の促進、男女共同参画の実現に向けて、男女共同参画都市宣言をすることになったのである。

宣言に先立って当時の市長（1991年～2003年）は、1992年には女性の社会参加を進めるとして、任期2年で公募による50人の女性から成る「女性ボード」を設置して、1年目は市政の様々なテーマについて学習し、2年目はテーマごとのグループに分かれて共同研究を行って施策への提言を行うようにした。このボードには10年間に500人の女性が参加したのである。また、男女住民の参加によるテーマ別に市政への提言を行う百人委員会も設置され、そこでもこの間に500人が参加することによって、多くの人々が見出され、地域で活躍するようになった。とりわけ女性の社会進出がめざましく、NPOの設立、テーマ別グループ活動、「まちづくり協議会」の運営などが増えてきた⁶。

従来地域の運営にはもっぱら自治会が当たってきたが、1993年以來、小学校区単位でのコミュニティ形成として、市は自治会とともに、NPO、ボランティア団体など地域の多様なアソシエーションが加わる「まちづくり協議会」の結成を進めたのである。1995年の阪神・淡路大震災も、地域のつながりの必要性を強く意識させた。そこでは、これまでに比べて個人、女性が力を発揮するようになり、協議会の長を女性が占めるところも現れたのである。まだ審議会委員等になるにも肩書が必要視される時代にあつて、女性ボードやこれらの新組織の委員となることによつて、女性の審議会委員等への進出も後押しされることになった。

このような女性の活躍の場の整備は選挙にも反映している。男女共同参画都市宣言を行った当時の市長が2003年に退任した後、2代続けて市長が任期途中で辞職するといった状態があり、2009年に女性市長が誕生し、今日に至っている。議会においても、2017年12月末で全国の市区議会における女性議員の率が平均14.9%であるのに対し、宝塚市では33.3%になっている。ちなみに、近隣市議会の女性議員の比率は、尼崎市26.2%、西宮市17.4%、伊丹市25.9%、川西市26.9%である⁷。（川西市は2018年秋、宝塚市は2019年春の選挙で、ともに女性議員の比率が38.5%となり、兵庫県内の市ではトップである。）

また、宝塚市は、行政委員会を含む審議会等の委員の女性比率を高めるため、2001年からクォーター制を導入し、さしあたり30%を下まわらないことを目標としてきた結果、2015年3月末で35.2%となつていて、2016年度からの第二次男女共同参画プランは、2021年度末までに40%以上60%以下とすることとしている⁸。2017年4月には37.0%となつている。もっとも、すでに2011年度からの第一次男女共同参画プラン（後期）で、40%の目標が掲げられていたが、それには及ばなかつたのである。なお、女性ゼロの審議会等（2015年度末で2）をなくすこと、女性が会長である審議会等を2015年3月末の15.6%から2021年度末には30%とすることなどについて、前者は第一次プラン（後期）、第二次プランともに、後者は第二次プランに明記されている。自治会長の女性比を高めることも目指されてきたが、2015年度末で19.3%であり、2017年度末で22.5%と若干上昇したが、その増加が目標となつている。自治会は民間の自主団体であるため、自治体としては啓発や学習機会の提供によつて、女性会長の増加を促しているのである。女性市長が3期目に入っている尼崎市でも、2016年4月には審議会等委員の女性比率が37.3%となつている。

教育委員会など行政委員会は意思決定機関であるのに対し、審議会は諮問に対する答申等、意見を述べる機関であるので、その委員になることが厳密な意味で意思決定に加わるということになるかどうかといった問題はあるが、意見表明が公的になされる場であり、その意見の尊重が求められるので、政策決定への参画としての意味はある。審議会委員には、専門的知識・経験が必要とされるものが多いが、同時に住民の意思代表の機能を持つゆえに、男女がほぼ同数の住民の構成であることから、委員の男女数の均衡をとることが課題となるのである。現状では女性の少ない専門的領域があるが、それでも女性の適任者を見出す努力がどれだけ払われているかが問われる。

委員に機関や団体の代表を充てる規定を持つ審議会も少なくなく、機関・団体の長に男性が多いことから、委員の性による偏りが生じている。この場合でも、可能であれば機関・団体の長でなくとも代表する者であればよいとする規定にすることで、柔軟な対応ができる。ただ、法によつ

て機関・団体の長となっているものもあり、法改正も促されなければならない。宝塚の例を見ても、2017年現在、法律・条例による審議会等では女性委員の比率が35.7%であるのに対し、要綱等に基づく審議会等では女性委員が50.0%を占めている。また、現に実施されているように、委員枠を増やして女性の参画を容易にすることが考えられる。宝塚市でもこれらの方法が採られてきた。市民公募による委員の選定も広がりつつあり、宝塚市男女共同参画推進審議会では2003年から公募委員を置いている。審議会等を扱う部署は多岐にわたっていて、それぞれが適宜人選にあたってきたが、男女共同参画課など、男女平等促進の部署が設定されることによって、そことの協議によって人選を行うところも増えてきた。宝塚市でもその方式を採っている。ただ、どれだけ男女共同参画担当部署の意見が反映されるかは、力関係であり、首長の姿勢にもよる。

このような動きと連動して、2014年の宝塚市の市民調査では、性別役割分業の賛成者は、37.4%、反対者は50.1%と反対者のほうが多くなり⁹、10年間に賛否が入れ替わった状況になっている。内閣府の2014年の全国調査結果で性別役割分担の賛成者が44.6%、反対者が49.4%であるのにくらべ、賛成者は少ないのである。

3. 特定事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、各自治体における「特定事業主行動計画」の策定を求めている。その中で、計画期間、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標、実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期を定めることになっている。また、その際に、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（これらについては数値目標の設定が求められている）その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めることとしている。

管理職への女性の登用の促進計画に関して、宝塚市の市役所職員の場合、管理職（課長級以上）に占める女性の率は、2016年4月に策定された宝塚市第二次特定事業主行動計画（前期計画）では、2015年4月現在22.5%であるのに対し、2020年度には30%とする目標値を掲げている¹⁰。2017年3月には24.7%となっている。同じく早く男女共同参画都市宣言をした堺市は、管理職中の女性比率の目標を2015年度11.4%、2018年度12%¹¹としている。

まだ多くの市が女性問題懇話会である1985年に、条例による女性問題審議会を設置した豊中市でも課長級以上の女性比率は2015年度で19.0%であり、目標値として2020年度で24%以上としている¹²。同じ阪神間の西宮市は、それぞれ10.5%、15%である¹³。兵庫県内の姫路市では、係長級以上を管理職とみなして、それでもそこにおける女性の比率が2015年7月の実績15.74%であるのを2020年度末で21%以上にすることを目標としている¹⁴。ちなみに宝塚市では、2015年3月現在係長級以上の女性比率は29.7%となっているのである。尼崎市では、市長事務局で2014年度に課長級以上での女性比率が7.3%（2016年度では8.9%）であるのを、2019年度には15%以上とすることを目標としている。係長級以上（課長補佐級を含む）では2014年度で

29.0%（2016年度で30.5%）の女性比率であり、2019年度には32%以上を目標としているので、管理職との差が大きい¹⁵。神戸市では、2015年度で課長級以上の職員中の女性比率は12.1%であり、2020年度には15.0%にするのが目標である¹⁶。

これらの市は、宝塚市より規模が大きく、一般職員にくらべて管理職の比率が小さくなりやすく、全体としての管理職への登用が少なくなる中で、とくに女性にそのしわ寄せが及んでいるとも考えられる。隣接のほぼ同規模の伊丹市では、2016年4月で課長級以上に女性の占める率が20%以上あり、2020年度末にもその維持をうたっているものであり¹⁷、同じく隣接で人口16万人の川西市は、2015年4月現在で課長級以上における女性比率が9.6%で、2020年度末に12%にする目標を掲げている¹⁸のであって、単に規模の問題でないことがわかる。

なお、兵庫県の知事部局等の管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率は2016年4月で8.3%、2020年度の達成目標は2020年4月で15%であり¹⁹、京都府では管理的地位にある職員の女性比率が2015年度実績11.6%を2019年度までに17%とすることを目指している²⁰。大阪府では、課長級以上の女性比率が2015年度で6.4%に過ぎないのを2020年度までには10%以上にすることを目標にしている²¹。

職員の中の女性比率を見ると、宝塚市は2015年4月現在で48.7%であったことから、2020年度における目標値も、「同水準を保つ」としている。しかし、勤続年数では、女14年で、男の21年9か月と差が大きい²²。これを男女同水準にしないと女性の管理職を増やすことは容易でない。女性も働き続けることを可能にするため、長時間労働の解消、保育体制の充実、男女の役割分業の是正等が必要である。

大阪府泉南市が男女平等に関する職員意識調査を2014年に実施した結果では、昇格希望が男性53.3%であるのに対し、女性では29.1%である。その中でも男女とも「希望するが不安もある」が過半数を占めているが、この回答者と「希望しない」と回答した人も含めると、男性は「自分の能力に自信がないから」が最も多く37.6%で、次いで「役職者には向いていないから」が24.8%となり、合わせて62.4%あるのに対し、女性は「家庭生活との両立が難しくなるから」が28.1%と最も多く、次いで「自分の能力に自信がないから」が27.6%となっている²³。

管理職への登用などで目標とされている数値は、正職員を母数として考えられているが、泉南市の上記の調査では、嘱託やパートタイムの職員など正職員以外にも調査票を配布している。これらの職員については、流動性が高いだけに正確な人数の把握は容易でないが、調査時点では正職員419人、それ以外の職員345人に調査票を配布している。正職員以外が全職員中の45%を占めるのである。正職員の中での女性比率が34.7%であるのに対し、それ以外の職員では女性が90%であり²⁴、他の自治体もほぼ同様のことが考えられるのであって、正職員以外は管理職にはならないのが通常であることから、市の職員全体の中での女性管理職の比率は、さらに低いものになっているのである。

女性管理職の少なさの背景として、女性の意欲が問題にされることもあるが、それには男女の役割分業で女性に仕事も家事もといった負担がかかっていることが影響しているのである。宝塚市でも、女性職員の育児休業の取得率は100%であるのに対し、男性のそれは2015年度末で2.9%に過ぎず、2017年度末には6.3%にはなったものの、せめて10%になることが目指されているのである²⁵。豊中市でも、男性の育児休業取得率は2014年度で1%であり、2019年度に5%とする

ことが目標である²⁶。

4. 企業等への働きかけ

女性活躍推進法では、国は、国及び公庫等の役務又は物件の調達にあたって、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主の受注の機会の増大その他必要な施策を実施するものとされている。自治体でもこれら認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとするのが規定されている。

宝塚市にあっては、従来から市との取引で入札に参加する「入札参加資格名簿登録者」に対して、毎年、企業内での男女共同参画に関する調査を実施してきた。女性正規従業員の率、女性非正規従業員の比率、女性管理職の率、育児休業や介護休業の制度、ワーク・ライフ・バランス実現に向けての取組、深夜業やセクシュアルハラスメントへの対応、一般事業主行動計画の有無、市の男女共同参画社会づくりのための出前講座の周知などをたずねることによって、啓発としての意味を持たせてきたが、さらに実効性を持たせるために、入札制度における評価項目の見直しを検討する段階にきている。

大阪市の女性の活躍促進事業としては、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業」があり、女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等を、大阪府が一定の基準に則り認証し、公表するようにしている。また、2017年には、大阪府と民間企業等の女性職員が参加し、官民協働で働く女性を支援する方策を検討する「大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチーム」を設置し、市長に提言を行った。そこでは、トップからの発信により組織全体に改革を及ぼす「トップが変わる」、多様な働き方をすべての企業に広げるための「制度から変える」、管理職、女性、男性のいずれもが、自分を変え、自分が変わることで社会における女性活躍推進の機運を高める「意識を変える」、働き方に合わせて子育て環境を充実させ働きやすい社会を築く「子育て環境の充実」が強調された²⁷。なお、大阪府では女性のチャレンジ支援資金を持っていて、若い女性の仕事準備講座や、非正規で働くシングル女性の社会的支援に向けた調査などとともに、女性管理職のためのフォーラムや育休復帰支援プロジェクトを立ち上げている。育休中の女性のキャリアアップ支援事業として、大阪市男女共同参画のまち創生協会は、子どもを育てながら自分のスキルを開発するための講座（6回シリーズ）を開催し、女性の実務家が講師になっている。

女性の活躍促進には、男女ともワーク・ライフ・バランスの普及が必要であり、京都府ではワーク・ライフ・バランスセンターを設置し、府民への啓発と共に、中小企業の取組支援を行っている。京都市では、経済団体や大学コンソーシアムなどと2015年3月に「輝く女性応援京都会議」を立ち上げ、法の示す協議会とし、2016年度に定めた「京都女性活躍応援計画」を法で示す計画と位置づけている²⁸。

企業との関係となると、市町村以上に都道府県の役割が大きい。労働行政は都道府県が担う面が大きく、企業や労働組合とも関係しやすいのである。2006年に、兵庫県、兵庫県経営者協会、労働組合（連合兵庫）が「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」を締結し、2008

年には国の兵庫労働局も加えて四者で『『仕事と生活のバランス』ひょうご共同宣言』を出し、女性の活躍推進の取組を進め、その観点からの協定を個々の企業と行い、年々その増加を図ってきた。2015年7月には「ひょうご女性の活躍推進会議」を発足させ、これを同年9月に施行された「女性の活躍推進法」第23条に規定する協議会と位置付けて、各界で活躍する女性、経済・労働団体、報道関係者、行政のトップが集い、「ひょうご女性活躍行動宣言」を出すとともに、目指すべき方向性や目標を示し、各構成団体に働きかけることとしている²⁹。女性の活躍企業表彰、女性の活躍のための講師等派遣、先進事例及び女性ロールモデル等の情報収集・提供、女性活躍応援のための各種セミナーの開催などが行われている。

兵庫県は、女性の就労支援として、2006年に再就労等を希望する女性の入口から出口まで一貫して継続支援するため、経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会などとも連携し、「ひょうご女性チャレンジねっと」を創設して、ひょうご女性再就職奨励金を出すなどの就職支援や起業、在宅就業に取り組んできた。県立男女共同参画センターには企画啓発課とともに就業援助課が置かれていることが注目される。

その一方で、公共施設への指定管理者制度の適用が広がっていて、男女共同参画センターでもNPOや財団等が運営に当たることが多くなり、そこには多くの女性が働いているが、その待遇は低い状況にある。宝塚市も例外ではない。国の政策として運営において民間の柔軟さやノウハウを生かすとのうたい文句ではじめられた制度であるが、現実には指定管理代行業務料など指定管理者に渡す公費の削減が指定管理者の選定においても重視されるため、人件費の抑制が行われ、不安定雇用や低賃金になるのである。新自由主義の下、社会全体に非正規雇用や短期雇用が広がり、特に女性がそのような雇用状況に置かれることによって、女性の活躍推進が唱導されても、厳しい条件の下にあり、男女平等とは程遠い状態にある。

5. 事業の推進体制等

自治体の女性活躍推進政策は、国の労働力確保政策の一環として展開されているが、自治体それぞれの男女平等推進への取組の経過によって、異なる面がある。宝塚市の場合、市長を長とする男女共同参画推進本部があり、総務部人権啓発室男女共同参画課が実務を担当していた。2003年からは都市経営会議に統合されたが、その下に男女共同参画推進検討会を設け、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び推進に関すること、男女共同参画の推進に関する施策の部局間の調整に関することなどを扱っている。会長には総務部長がなり、副会長には当初は人権啓発室長を、機構改革後の現在は人権平和室長を充てていて、総務部人権平和室人権男女共同参画課が検討会の庶務を担当している。検討会委員は、各部の関係課長（一部係長のところがある）とともに、会長の指名する女性職員から成っている。これらとともに、各部の庶務担当課長を男女共同参画推進責任者と位置づけ、その下の庶務担当係長を男女共同参画担当員として、全庁あげての取組としている。しかし、担当分野によって温度差もあり、人事異動もあって、研修を重ねながらの施策展開である。

また、毎年、それぞれの部局で男女共同参画施策としての事業がどれくらい進展したかをまず各部局長が評価して、それを男女共同参画課が集約し評価するなどの仕組みをつくっている東大

阪市などの例がある。伊丹市では1997年以来男女共同参画施策市民オンブードを設置している。これは、公募と学識経験者から計3人を選んで市長が委嘱するもので、男女平等を進める観点からの施策の点検と意見表明を行っている。これらには、首長の影響があるとはいえ、活発な女性市民の学習と活動が作用している。関西のいくつかの自治体における女性政策担当者有志が研究者の藤枝滯子とともにグループ「みこし」を結成して、情報交換や学習を行ってきたことの影響は小さくない³⁰。豊中市など10以上の市の女性施策の実質的担当者がここに属してネットワークを形成して、学びあい、情報交換を行ってきたのである。宝塚市からも、複数の担当者が参加し、その中から男女共同参画行政を担う管理職も出ていることなど、その意義は大きい。

女性の活躍促進を全庁的なものにするには、首長をトップとした男女共同参画推進本部を立ち上げ、男女共同参画課が他の部課に働きかけることが重要である。これまでも、審議会委員の登用にあたって、男女共同参画課との協議を前提とすることが行われてきた自治体は少なくないが、どれだけ実効のある協議となるか、男女共同参画課の位置づけにかかわることである。自治体によっては、男女共同参画センターに男女共同参画課を移したところがあるが、政策課として、全庁的な取り組みを進めるためにも、これは不適切である。住民の活動の拠点であり、それを支え、事業を展開するセンターと役割を混同してはならない。

全体に非正規労働が増え、これまでも女性にその傾向が著しかったが、自治体にあっても、嘱託・パート職員のほとんどが女性であり、そのことも待遇等での男女格差を生んでいる。2019年度からこれらの職員は新たに会計年度任用職員として位置づけられ、これまで同様継続雇用は保障されないだけでなく毎会計年度に採用試験が行われるので、短期雇用に拍車がかかることが予想される。女性の継続的活動にとって、以前から指摘されている扶養控除の限度額の設定も壁になっている。これまでの男性モデルの働き方、つまり家事や育児は女性任せで長時間労働を受け入れてきた男性の労働形態の変革も大きな課題であり、このことを抜きにした女性の活躍促進は、女性に不利な労働条件を強い、男性も自らをすり減らすことになる。これらは、高齢社会にあって、老後の生活保障も不安なものにするのである。労働の多様化は、非正規労働の正規化抜きでは、問題を広げかねないのである。

6. むすび

宝塚市が女性活躍において他の都市に比べて前に進んでいる面があるのは、女性ボードなどの先行した取り組みの成果である。また、男女共同参画都市であることを標榜することによる市政の展開が、女性の社会参画を進めるうえで効果のあることがわかる。そのことを支えるのが市民の意識であるが、そのような市民の出番をつくる仕組みが整えられ、活動と重なる学習が行われることによって、意識の変革も進むのである。男女共同参画が、男性中心であった社会における意思決定に女性の参加を進めることで実現するものであることから、そのような場への女性の進出をはかるために目標を掲げることは大きいですが、多くの自治体で女性の置かれている現実が厳しいだけに、掲げられた目標値もまだまだ低い段階にある。市民や企業への働きかけにおいても、自治体自身によるモデル提示が必要である。

今回の女性活躍推進政策において、スポットが当たっているのはエリート女性であり、非常勤

職員として働く女性が多いなかで、男女間格差だけでなく女性間格差が生じる懸念が示されている。自治体において財政的理由で正規職員の削減が行われるなか、嘱託やパートタイムなど不安定労働の多くを女性が担っていて、その上に民間のノウハウを生かすといいつながら実は経費削減の一環として進められている指定管理者制度の広がりも、低賃金の女性労働を多く生み出している。女性活躍を可能にする方策には、すべての女性が働き続けやすい条件整備が含まれなければならない。非正規職員の正規化や待遇改善については、いずれの自治体においても課題を残したままである。競争を煽る新自由主義の政策の下では、限られた女性の進出にとどまらざるを得ないことになる。ワーク・ライフ・バランスが提唱されてからも久しく、時間外労働の縮減も、男女とも生きやすい社会の実現に重要であり、行動計画にも含まれていても、今のように人員削減が行われ続ける限り、その実現は容易ではない。

それでも、限られた数の女性管理職であった場合、これまでの男性中心の働き方に合わせられなかったり、個人としてよりも女性代表のような扱いによるプレッシャーがかかったりすることによって、多くの女性の参画が阻まれるであり、管理的立場の女性の増大は重要である。

女性の管理職がごく少数であるところでは、上長がパターナリスティックにあたかも庇護的移動 (sponsored mobility)³¹ のように、これまでの男性中心の職場文化に順応する者を引き上げ仲間にするかたちでの女性の昇進を図りやすい。

今回の法による自治体の動きは、国策の影響の大きさをうかがわせるが、これまでも、ジェンダー問題など人権にかかわる取組において、住民の働きかけやすい自治体で、国策の不十分さを超えたり、国の基準を上回る施策があったりすることが、国にも影響を及ぼしてきた例は少なくない。府県に比べ市のほうが住民との相互作用のありようによって女性活躍が左右される度合いが大きい。しかし、企業をも巻き込んでの女性活躍推進にあつては、労働行政を担う府県の役割が大きく、そこが企業、労組などとの連携で取り組むことの影響が大きい。ただ、労組にしても企業別の限界があり、組合の力が及ばない企業も多いといった問題がある。その中でも、取引のある企業についての女性の活躍に関する調査や男女共同参画の観点に立った入札条件の設定などで、自治体として、民間業者に取り組みを働きかける余地はあるのである。

注

- 1 www.bpw-japan.jp/japanese/gggi2015.html
- 2 グループみこし『自治体の女性政策と女性問題講座』学陽書房、1994
- 3 中野円佳「エリート女性への支援は女性全体に資するか」日本女性学会学会誌 24 号編集委員会編『女性学』Vol.24、新水社、2016、11-20 頁
- 4 塚本利幸「女性活躍社会のイメージ—誰がどのようにイメージしているのか—」日本ジェンダー学会編集委員会編『日本ジェンダー研究』第 20 号、日本ジェンダー学会、2017、27-39 頁
- 5 宝塚市『宝塚市男女共同参画プラン』宝塚市、2006、15 頁
- 6 田中義岳「宝塚の自治的コミュニティの進展—地域民主性の醸成」中川幾郎編著『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社、2011、83 頁参照
- 7 www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=4

- 8 宝塚市『第2次宝塚市男女共同参画プラン』宝塚市、2016、58頁
- 9 宝塚市『男女共同参画に関する市民意識調査報告書』宝塚市、2015、62頁
- 10 宝塚市『第2次特定事業主行動計画（前期計画）』宝塚市、2016、24頁
- 11 堺市『堺市職員の女性活躍推進プラン』堺市、2016、2頁
- 12 豊中市『豊中市特定事業主行動計画』豊中市、2016、8頁
- 13 西宮市『西宮市職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン』西宮市、2015、6頁
- 14 姫路市『女性活躍推進法に基づく姫路市特定事業主行動計画』姫路市、2016、2頁
- 15 尼崎市『尼崎市特定事業主行動計画』尼崎市、2014、7頁
- 16 神戸市『神戸市女性職員の活躍推進計画』神戸市、2016、1頁
- 17 伊丹市『第2次伊丹市男女共同参画計画』伊丹市、2017、55頁
- 18 川西市『川西市特定事業主行動計画』川西市、2016、7頁
- 19 兵庫県『第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画』兵庫県、2018、2頁
- 20 京都府『京都府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画』京都府、2016、2頁
- 21 大阪府『大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画』大阪府、2016、34頁
- 22 宝塚市、前掲書、22-24頁
- 23 泉南市『男女平等に関する職員意識調査報告書』泉南市、2015、19-21頁
- 24 同上書、2頁
- 25 宝塚市、『第2次宝塚市男女共同参画プラン』宝塚市、2016、58頁
- 26 豊中市、前掲書、5頁
- 27 www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000421732/teigen.pdf
- 28 働く女性応援京都会議『京都女性活躍応援計画』2016、1頁
- 29 <https://w-hyogo.jp/about/>
- 30 グループみこし、前掲書参照
- 31 庇護的移動と競争的移動は、ターナーが教育制度と関連づけて提示した階層移動の型であり、イギリスとアメリカの比較などマクロ的な分析による概念である（R.H.Turner, “Sponsored and Contest Mobility and the School System”, *American Sociological Review*, 25-5, 1960, pp.855-867.）。しかし、この概念を組織レベルで扱うことも考えられる。

Current situation and issues on responses to male perpetrators of DV in local governments

Haruhiko OYAMA
(Shikoku Gakuin University)

The aim of this paper is to discuss the current situation, issues, and future agendas regarding the responses to male perpetrators of domestic violence by local governments in Japan.

Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims and Basic Act for Gender Equal Society do not require local governments to respond to male perpetrators.

According to a research for the prefectures and government-designated cities conducted by Gender Equality Bureau Cabinet Office, it found that local governments did not carry out perpetrator rehabilitation programs. And In a survey by Osaka Prefecture for municipalities in the area, it found that the municipalities seemed to think it was too difficult for them to independently carry out perpetrator rehabilitation projects, including counselling and guidance for male perpetrators.

An excellent example from overseas is the Crisis Centre for Men in Gothenburg, Sweden. This centre was established in 1986. This is the first one in the world as to tackle male issues, including DV. The Centre provides telephone counseling, therapy group for non-violence and accommodation for male perpetrators. This accommodation facilities are intended to separate victims from male perpetrators. It adopts an approach that recognizes male perpetrators also have other problems. In addition, the centre make various efforts minority men like LGBTQ and immigrants to take them easier to participate.

Overall, for many local governments in Japan, dealing with male perpetrators of DV is a future agenda. According to the principle of giving the maximum priority to victims, the responses to male perpetrators of domestic violence by local governments must ultimately contribute to support for victims. However, when dealing with men, it is necessary to take into consider the two-sided nature of men and men's problems. Therefore, when dealing with male perpetrators of DV, interventions based on both gender-sensitive perspectives and the masculinity awareness they feel. Going forward, local governments will be required to provide places where male perpetrators can receive counseling therapy, and so on. It hope that all municipalities will have gender-sensitive counseling bureau for men. And prefectural and government designated cities' governments are required to provide more advanced and specialized services for male perpetrators.

地方自治体における DV の男性加害者への対応の現状と課題

大山 治彦
(四国学院大学)

1. はじめに

1) 目的

小論の目的は、わが国の地方自治体による、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）の男性加害者への対応について、その現状や課題、今後のあり方などについて、論ずることである。一口に地方自治体といっても、広域的な自治体である都道府県および政令指定都市と、基礎的な自治体ある市区町村では、その役割などにおいて差異があることから、可能な限り区別して整理したい。男性加害者への対応の現状や課題については、内閣府男女共同参画局が実施した都道府県および政令指定都市を対象とした調査と、大阪府が府内の市町村を対象に行なった調査をもとに論じることとする。また、海外における事例として、スウェーデン・ヨーテボリ市の「男性のための危機センター」の活動を取り上げる。これらをふまえ、今後の男性加害者への対応はどうか、考察する。

DV 問題の解決には、被害者の保護や支援のみならず、加害者への対応が必須であろう。被害者への支援は、被害の回復とエンパワメント、その後の新しい人生を築く上で、大変重要である。まずは、被害者への支援が、優先的に、かつ被害者本位で、充分になされなければならない。このように、DV 問題に取り組むにあたっての基本原則は、被害者ファーストであることは言うまでもない。しかし、それ自体は事後の対応であり、DV の根絶に直接つながるものではない。DV 問題の解決のキーとなるのは、加害者が暴力をやめることができるように支援すること、すなわち、暴力をふるうことなく、他者とコミュニケーションをとれるように支援することである。加害者が変わらなければ、また新たな被害者が生まれるだけである。これは、子ども虐待や高齢者虐待を含む、ほかの親密な関係でおこる暴力の問題でも同様である。このように、加害者への対応もまた、極めて重要なのである。

なお、小論では、DV 加害者において多数を占めている男性に焦点をあてており、女性の加害者についてはふれていない。小論の限界について、予めお断りしておきたい。

2) DV 加害者への対応に関する法的根拠

ところで、DV 加害者への対応について、わが国の法律などでは、どのように定められているのであろうか。まず、それらについて確認したい。

DV に関する法律には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV 防止法）がある。次に示すように、DV 防止法では、第 25 条で、国や地方自治体に対して、被害者を保護することを目的に、加害者の更生のための指導の方法について調査研究を推進することをもとめている。

DV 防止法 第 25 条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

また、DV 防止法のほかに、国の男女共同参画基本計画にも、加害者の更生について、定められている。男女共同参画基本計画は、ジェンダー平等の推進を図るために、男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府男女共同参画局が策定しているものである。2015（平成 27）年の「第 4 次男女共同参画基本計画」¹⁾では、DV 防止について、「第 7 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の項に、下記のような記述があり、内閣府、法務省などに、加害者の処罰とともに、更生に関する取り組みを検討するようにもとめている。

(ク) 加害者更生の取組²⁾

- ①加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護監査所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築を含め、その在り方を検討する。

このように、加害者への対応について、DV 防止法では調査研究を、男女共同参画基本計画では、適正な処罰とともに、更生のためのよりの確な取り組みの実施について、検討をもとめている。しかし、これらは、地方自治体に対して、加害者への対応の実施を強くもとめるものとはなっておらず、不十分なものと言わざるを得ない。

2. 男性の DV 加害者への対応 ―その現状や課題

それでは、わが国における、地方自治体による男性の DV 加害者への対応の現状や課題について、内閣府男女共同参画局が実施した都道府県および政令指定都市を対象とした調査と、大阪府が府内の市町村を対象に行なった調査から明らかにしたい。

1) 内閣府男女共同参画局による調査

内閣府男女共同参画局は、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」³⁾として、加害者対応に関する調査を実施し、その結果を 2018（平成 30）年 3 月に発表した。その目的は、「社会内における加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、被害者が必要とする支援を提供し、被害者の安全・安心を高め、将来において新たな被害者を生み出さないことを目的として（中略）、社会内における加害者プログラム関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行う」⁴⁾ ことであった。

同調査は、①都道府県および政令指定都市へのアンケート調査と、②民間団体へのヒアリング

調査とに、大きく二つに分かれている。それぞれについてみてみよう。

(1) 都道府県および政令指定都市に対する調査の概要

「地方自治体における取組の関するアンケート調査」⁵⁾は、「地方自治体における加害者更生に関する現在の取組状況等を把握する」⁶⁾などのために、実施されたものであった。その対象は、都道府県および政令指定都市（総数 67 か所）であった。2015（平成 27）年 5 月に、郵送法（電子メール）によって行われた（回収率は 100%）⁷⁾。なお、加害者の更生に関する取り組みとは、調査研究、加害者更生プログラム、相談、研修等をいう。⁸⁾

調査結果⁹⁾をみると、加害者の更生に関する取り組みを実施している（または、実施していた）都道府県等は 14.9%（10 団体）であった。うち、加害者の更生に関する相談、研修等を実施している（または、実施していた）のは、10.4%（7 団体）であった。また、加害者を対象とする更生プログラムを実施している（または、実施していた）のは、1.5%（1 団体）であり、加害者更生プログラムを実施している団体と連携しているのは 7.5%（5 団体）であった。調査研究を実施している（または、実施していた）のは、4.5%（3 団体）であった。このように、現在のところ、都道府県および政令指定都市（以下、都道府県等）による加害者の更生に関する取り組みは、あまり進んでいないといえる。

そして、調査では、調査研究、加害者更生プログラムを実施していない（または、実施する予定がない）理由についても尋ねている。それは、「加害者更生に関する情報が少なく、どのような取り組みを行うべきか不明」（82.0%）、「管内に加害者更生の専門家・民間団体がない」（42.6%）、「庁内において、人員や財源を確保することが困難」（42.6%）などであった。すなわち、調査研究、加害者更生プログラムを実施するための情報や知識、人材、財源などが不足していることが見て取れる。

また、調査では自由記述で、加害者の更生に関する取り組みについての課題や意見をもとめていた。その回答の主なものは、次のとおりである。

加害者の更生に関する取り組みについての課題や意見など（抜粋）¹⁰⁾

- 加害者への対策も重要な課題であると認識しているが、どのような対策が有効なのかを含め不明な部分が多く、情報提供や指針となるものがあればよい。
- 配偶者からの暴力の根絶のためには、加害者更生が最も効果的だと考えるが、任意参加のプログラムの場合は、プログラムを修了することができる加害者はそれほど多くないのではないかと考える。
- 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所等に、配偶者等に対する暴力に関して調査する権限がなく、暴力があったという事実認定もできない状態で、一方を「加害者」として更生等を行うことは問題があるのではないか。加害者更生のプログラムの推進には、関係機関との連携が必要ではないかと思われる。
- 配偶者暴力防止法においては、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているのみで具体的な施策は示されていない。諸外国では、裁判所命令等により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例も見ら

れることから、日本においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

- 加害者更生の必要性は感じるものの、被害者支援を行なっている部署で、積極的に加害者側と接触を行うことは、被害者の安全に支障を及ぼす恐れがあるため難しい。
- 自治体の相談窓口において、加害者（主に、男性側）からの相談にも対応しているが、ノウハウや専門的な知識を有するものがないため、更生に向けた取組を行なうことは難しいのが現状である。

このように、都道府県等は、参加者の任意に基づくプログラムの効果に対する懸念や、加害者側との接触が被害者の安全確保に悪影響をあたえるのではないかという不安などをもっていることがわかった。また、関係機関との連携の必要性を指摘したものもあった。そして、都道府県等は、国に対して、加害者の更生プログラムを含む対応の実施する際の基準の策定や情報提供などの支援、さらには、加害者を強制的にプログラムに参加させることを含んだ制度の構築を、国にもとめていることも明らかになった。

（２）市民活動団体に対する調査の概要

「加害者プログラムの実施状況等に関する民間団体に対するヒアリング調査」¹¹⁾は、加害者プログラムの実施状況や課題などや、被害者支援現場における加害者プログラムへのニーズや懸念などについて明らかにするために行われたものである。その対象は、加害者プログラムの実施している市民活動団体（４団体）、および、被害者支援を行っている団体（３団体）であった。

それでは調査結果¹²⁾を見てみよう。加害者プログラムの実施している市民活動団体からは、加害者プログラムを被害者支援の一つの方策として捉え直し、普及に向けた議論を進めていくことが望ましいという意見や、加害者プログラムに対する偏ったイメージや過度な期待感が社会において広まる風潮があり、加害者プログラムに関する議論を進めることが難しい状況にあるとの意見が出された。そして、被害者支援に資するために、国において、加害者プログラムに関する一定の基準の策定が必要であるとの意見もあった。

また、被害者支援を行っている団体からは、加害者プログラムへの懸念や懐疑的な見解が示された。例えば、加害者プログラムに参加していることが、関係修復を迫るための口実や根拠として利用されるなど、被害者の安全確保などの被害者ファーストの原則と矛盾する利用のされ方をしていること¹³⁾などである。

そして、加害者プログラムの実施している市民活動団体と、被害者支援を行っている市民活動団体のいずれからも、加害者更生プログラムを広めるにあたって、加害者を強制的にプログラムに参加させる、何らかの法制度が必要であるとの意見が出されていた¹⁴⁾¹⁵⁾。

こうした民間団体の経験や見解などは、地方自治体によるDVの男性加害者への対応に、生かされるべきものであろう。

３）大阪府による調査の概要

大阪府は、「第１回大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定検

討会議」¹⁶⁾において、資料の一部として「DV基本計画改定にあたっての市町村の意見」¹⁷⁾を配布した。なお、この資料については、その調査方法が示されておらず、その代表性には疑問も残るが、その限界を踏まえた上で、議論の参考にしたい。

さて、市町村が「大阪府に期待すること」として、男性加害者に関するものでは、次のように、「加害者に対する対策の充実」(7件)、「男性向け相談事業の充実」(4件)があった。

■加害者に対する対策の充実(7件)¹⁸⁾

- 加害者対策等。
- 加害者更正プログラムの実施
- 「DV加害者対応マニュアル」についての研修実施。
- 暴力の防止に向け、加害者の更正につながる事業などの、加害者を対象とした事業の取組みを推進されたい。
- 加害者に対する更生等に関する事業など、市町村単独では取組が困難な事例についての対応などを担っていただきたい。
- 加害を防止するための有効な施策や研究に関する情報提供。
- 加害者対応を含めた研修の充実。

■男性向け相談事業の充実(4件)¹⁹⁾

- 男性被害者に対する相談等の調査研究や事例の報告。
- 男性向けの相談事業の充実を図られたい。
- 男性の相談など、市町村単独では取り組みが困難な事例についての対応などを担っていただきたい。
- 電話等による男性相談の実施。

大阪府内の市町村は、男性向け相談を含む、加害者に対する更生等に関する事業は、市町村単独では取り組みが困難であると考えているように思われる。すなわち、基本的に、男性のDV加害者への対応は、市町村ではなく、大阪府の役割だと見做しているといつてよいだろう。

また、議事録には、委員の発言として、次のようなものもあった。

加害者の中で悩んでいる人の行き場がない。加害者は何が悪いのかわからないまま責められ、放置された状態にある。アメリカやカナダの研究でもDVの加害者プログラムはあまりうまくいっていない状況。加害者対策は、1自治体で取り組める問題ではなく、法務省で取り組む必要がある。自治体で行うなら相談ではないか。

男性相談では、相談を受けるカウンセラーがジェンダー問題の研修を受けていることが大事である。今の男性相談ではそこまでやれていないところが多い²⁰⁾。

これは、まず、加害者が、主観的には“こまっている”にもかかわらず、相談を含め、加害者を受けとめる場が極めて貧しいという現状を指摘したものである。そして、加害者への対応につ

いては、国として取り組むべき課題であるとしながらも、地方自治体としては、ジェンダー相談としての男性相談を提供する必要性を述べていると思われる。なお、ジェンダー相談とは、ジェンダーに敏感な視点(ジェンダーの視点)による相談であり、エンパワメントを図るものである。そして、相談内容によって細分化することなく、クライアントの全体性を重視した、ワンストップな相談のことである²¹⁾。

3. 海外における対応 —スウェーデンの男性のための危機センター

ところで、海外の地方自治体は、男性のDV加害者に対して、どのような対応をしているのであろうか。そこで、わが国の地方自治体の参考となるのであろう取り組みの一例として、スウェーデン・ヨーテボリ市の「男性のための危機センター」の活動について、紹介したい²²⁾²³⁾。それは、筆者ら²⁴⁾が、2015年9月に行なった現地調査に基づいている。なお、スウェーデンには、こうした男性センターが、公立私立を含め、25か所以上あり、それらを繋ぐ全国組織もある²⁵⁾。ヨーテボリのセンターは、そのようなセンターの代表的なものである。

1) 男性のための危機センターとは

「男性のための危機センター」(Kriscentrum för män)は、ヨーテボリ市が設置している公立の施設で、18歳以上の男性を対象に、DVや離婚・離別、子育てなど、家族など親密な人間関係で困難や危機を抱えている男性への支援を行なっている。職員数は、6名(男性4人、女性2人)で、そのほとんどはソーシャルワーカーや心理の専門職である。

男性センターというと、わが国の女性センター、男女共同参画推進センターと同様の施設だと思われるかもしれない。しかし、同センターは、社会福祉に関する部局である、Social resursförvaltning(社会資源管理)に属しており、社会福祉施設といえる。ちなみに、同じ部局には、女性のための危機センター、KAST(買春をする人のためのセンター)、そして、犯罪被害者支援センターなどがある。

男性のための危機センターが設立されたのは、1986年である。DVを含め、男性の抱える問題に取り組むセンターとしては、スウェーデンのみならず、世界でも初めてものだと思われる。なお、ヨーテボリ市(Göteborgs Stad)は、スウェーデン西部の中心であり、工業都市として知られる。人口は約50万人で、首都ストックホルムに次ぐ、第2位の都市である。ヨーテボリ市は基礎自治体であるコミューン(kommun)であるが、人口からすると、わが国の政令指定都市に近い規模がある。

さて、センターが提供しているサービスは、主として次の4つである。利用料金は、200SEKで、暴力が関係するケースであると判明すると、無料になるという。

①電話相談(Samtal)

電話によるカウンセリング

②非暴力グループ(Icke våldsprupp för män)

○暴力をふるっていた男性が非暴力を学ぶ、セラピストによるグループ・セラピーであ

る。いわゆるセルフ・ヘルプ・グループではない。

○グループのサイズは最大6人。

○週1回で、24回（約一年）

○自由意思で参加する。ただし、暴力を止めたいという意思をもっていることが条件である。

○スウェーデン語ができること（スウェーデン語ができない場合は、個人セラピーになる）

○薬物依存でないこと

○無料

③父親コース（Pappa-kurs）

個人、またグループで非暴力のトレーニングを受けた父親のためのグループ

④宿泊施設（Boende）

男性の加害者のための宿泊施設。後に詳しくふれたい。

センターにおいて2014年度にあつかったケースは、439件であった²⁶⁾。その利用者の半数近くの45%の男性が、暴力の問題の解決をもとめていた。そして、相談者の多くは父親（72%）であり、外国にルーツをもつ者も27%にのぼる。

また、調査時に配布された資料（n=398、2013年）によると、男性利用者の70%がパートナーなどとの関係に何らかの問題を抱えており、DVの問題は25%であった。そして、26%には離婚や離別の問題があり、うち、監護権に関わるものは14%であった。さらに、子育ての難しさなど親としての問題を抱える者も28%いた。ちなみに、親密な関係において、暴力を受けている男性も14%を占めていた。

2) 男性加害者のための宿泊施設

先述したように、男性のための危機センターが提供しているサービスの中には、わが国では類例のないものがある。それは、男性加害者のための宿泊施設である。センターは、主に暴力問題をあつかうときに、ウートヴェーク・男性（Utväg män）を名乗る。utvägとは、英語で言えば、way-out、すなわち、突破口、出口という意味である。ウートヴェーク・男性は、加害者の行動改善などに、男性加害者のための宿泊施設（Boende）を活用している。

DVに関する宿泊施設というと、まず、被害者が逃げ込むシェルターを思い浮かべるだろう。しかし、ウートヴェーク・男性の宿泊施設は、逆に、女性被害者と子どもを保護するために、男性加害者を一定期間（最大4か月）、宿泊させるものである。これらは、家具付きの部屋であり、ヨーテボリ市内に4か所ある。

男性加害者を家から引き離し、被害を受けた女性や子どもが、現在の住居にそのまま住み続けることができるようにすることで、女性被害者とその子どもの安心感を高め、立ち直りや、自立を促進させることができる。これは、被害者ファーストの取り組みである。

一方、入居した男性の加害者に対しては、その期間に、個人またはグループによる非暴力のトレーニングを実施するとともに、その自立に向けて、生活問題に取り組むなど、ソーシャル・ワーカー（socionom）による支援を行っている。

ちなみに、この宿泊施設は、男性被害者のシェルターとしても利用されるという。

3) 男性の二面性を踏まえたアプローチ

男性のための危機センターのスタッフは、男性には二面性があることを踏まえて、活動をしているという²⁷⁾。男性の二面性とは何か。多賀が指摘しているように、男性問題には、「男性が女性を苦しめている」という意味での男性問題と、「男性自身が困っている」という意味での男性問題である²⁸⁾。ジェンダー平等を考えると、一般に、男性については、まず加害者としての側面に注目が集まる。しかし、暴力をふるうなど加害者である男性はまた同時に、夫婦関係などの問題に悩んだり、戸惑ったりしている、問題の解決を必要としている人でもある。すなわち、男性には、加害者の部分と、男らしさによって抑圧を受けている部分との両面があるのである。

センターでは、こうした男性（問題）の二面性のいずれをも視野に入れている。つまり、被害者の利益を第一に考えながらも、加害者である男性本人のためにも、その男性が抱えている（ジェンダー）問題を、別の言い方をすれば、男らしさが孕む問題を解決できるように、ジェンダーに敏感な視点から男性を支援しているとえる。それは、男性が置かれている多面的状況をふまえる男性学（men's studies）の視点も持っているといっただろう。そもそも、男性のための危機センターは、1970年代以降のジェンダー平等の流れの中で、大きく変化した女性のありようによく対応できない男性が危機に陥ると考えた人たちが、構想し、設立したものなのである。

また、センターは、社会福祉の部局に属していることからわかるように、心理的な相談、つまりセラピーだけではなく、ソーシャル・ワークを行なっている。しかも、それはジェンダーに敏感な視点によるソーシャル・ワークといっただろうであった。

4) マイノリティに対する積極的な支援

男性のための危機センターは、男性利用者のエスニシティや SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity：性指向と性自認）にも配慮した支援を行なっている。とりわけ、外国にルーツのある男性への支援に力を入れている。そのため、スウェーデン語や英語以外の言語でもサービスを提供している。例えば、センターのリーフレットには、アラビア語やペルシャ語、セルビア・クロアチア語、ソマリア語、クルド語などのバージョンがある。こうした取り組みは徐々に実を結びつつある。先にセンターを利用する外国にルーツのある男性の割合は27%を占めると述べたが、それは、ヨーテボリ市全体の人口比率の約20%よりも高いのである。

また、センターは、今後の課題として、性的少数者の男性へのアプローチを強化しようとしている。2014年現在、利用者のうち、性的少数者の男性の割合は1%程度である。そこで、ヨーテボリ市も含まれる広域自治体である、ヴェストラ・ヨータランドリージョン（Västra Götalandsregionen）が提供している「HBTQ 認証」（HBTQ-diplom）²⁹⁾を取得している。これは、その機関が、HBTQ（LGBTQ）に配慮した環境・組織であることを証明するものである。また、HBTQの当事者団体であるRFSL（HBTQの権利のための全国連盟）との協働も進めている。

4. 考察 一わが国における男性のDV加害者への対応はどうあるべきか

1) 被害者への支援の優先

内閣府男女共同参画局の調査でも明らかになったように、わが国の地方自治体によるDVの男性加害者への対応は、現在のところ、あまり進んでいない。一方で、大阪市、大阪府、堺市の各児童相談所（子ども相談センター）で実施されている父親向けの脱暴力ワークグループである「男親塾」³⁰⁾のような、注目すべき実践も存在する。しかし、全体的に見ると、多くの地方自治体にとっては、これから取り組むべき課題であることは否めない。そこで、地方自治体によるDVの男性加害者への対応は、今後、どうあるべきか、考察し、小論のまとめとしたい。

ところで、小論の冒頭でもふれているが、DV問題に取り組むにあたっての基本原則は、被害者ファーストである。したがって、地方自治体の対応においても、被害者の安全確保や立ち直りなどの被害者への支援がまず優先されなければならない。もし被害者への支援が行われていない、あるいは極めて乏しいのであれば、まず、被害者支援の充実を図るべきである。DVの被害者の大多数は女性であることを踏まえれば、少なくとも、市区町村を含め多くの地方自治体に、女性向けの相談の設置が望まれる。そして、それは単に女性向けの相談というのではなく、ジェンダーに敏感な相談、ジェンダー相談である必要がある。また、都道府県等のレベルでは、配偶者暴力相談支援センターの充実を図ることがもとめられよう。

2) 男性の居場所の必要性

それでは、話をもとに戻して、DVの男性加害者への対応はどうあるべきか述べていきたい。被害者ファーストという基本原則をふまえると、加害者への対応も、最終的には、被害者支援に資するものでなければならない。これはいくら強調しても、し過ぎるということはないであろう。しかし、男性加害者への対応においては、スウェーデン・ヨーテボリ市の男性のための危機センターがそうであったように、男性（問題）の二面性のいずれをも視野に入れる必要がある。男性への対応の場合、加害者の側面、すなわち「男性が女性を苦しめている」という側面と、「男性自身が困っている」という側面のいずれにも、地方自治体は対応してほしいのである。

また、DVの男性加害者はおうおうにして、自分は加害者ではなく、その男らしさを傷つけられた被害者だと感じていることが多いとの指摘がある³¹⁾。それは、被害者の側からすれば、自分勝手な言い分でしかない。しかしながら、男性加害者が、その加害者性を否認せず、その問題に向き合えるようになるには、例え彼の主張が独りよなものであったとしても、話ができる場所、聞いてくれる仲間が必要なのである。つまり、彼の居場所が必要である。それは、先述した大阪府のDV対策の検討会議においても、指摘されていたことである。したがって、地方自治体には、とりわけ都道府県等のレベルでは、男性加害者が相談やセラピーを受けることができる場所や、セルフ・ヘルプ・グループなどの居場所を提供することがもとめられよう。

3) 地方自治体には、どのような対応がもとめられるのか

それでは、地方自治体は、男性加害者に対して、具体的にどのような対応をしたらよいのであろうか。基礎自治体であると市区町村と、広域的な自治体である都道府県および政令指定都市と

に分けて、整理することにした。

住民の生活に密接した市区町村では、まずは男性向けのジェンダー相談である男性相談の窓口を設置することがもとめられよう。そして、それは、男性（問題）の二面性を踏まえれば、DVの問題に限ったものではなく、間口を広く、男性のための相談として設置してほしい。もし男性専用の窓口を設けることが難しいのであれば、各種相談の担当者がジェンダーに敏感な視点を獲得できるように、研修などを実施してほしい。なお、男性相談の実施にあたっては、男性運動の市民活動団体である「『男』悩みのホットライン」³²⁾と、地方自治体との協働によって蓄積されてきたノウハウが役に立つのではないだろうか。

一方、都道府県および政令指定都市は、DVの男性加害者の対応において、市区町村では対応が困難なもの、すなわち、男性相談のほかに、加害者更生プログラムなどを含む、より高度で、専門的な支援や、調査研究、研修といった役割を担うことがもとめられよう。先に述べた、居場所づくりはその一例である。

男性のジェンダー問題は、女性のそれの応用問題であり、そもそも難易度が高いものである。都道府県等に期待するところは大きく、そうした都道府県等による対応においては、ヨーテボリの男性のための危機センターの取り組みなどが、参考となるのではないだろうか。センターは社会福祉施設として、カウンセリングなどの心理相談のみならず、ソーシャル・ワークも併せて実施していたことは、既に述べた。わが国においても、ぜひ取り入れてほしい。もちろん、そのソーシャル・ワークは、ジェンダーに敏感な視点によるものでなければならない。

また、とりわけ、都道府県および政令指定都市によるDVの男性加害者への対応は、ジェンダーに敏感な視点に基づくだけでなく、男性（問題）の二面性を考慮し、男らしさを意識した介入であってほしい。男らしさを意識した介入とは、個人が抱える男性問題の解決のために、戦略的に、その男性の男らしさや男性性（男としてのありよう）を脅かさないアプローチをすることである。換言すれば、その男性のもつ、男らしさの内的枠組みの尊重した介入ということになる。それは、問題解決指向の介入であり、ジェンダーの視点を持ちながらも、現在ある男性役割や男らしさを現実として受け入れた上でアプローチし、必要なサービスを提供することである³³⁾。

ところで、わが国でも外国人労働者の受け入れが本格的に始まり、また、LGBTQへの認識も高まってきている。そのため、マイノリティ、とりわけエスニシティや、SOGIへの配慮をした支援の構築も、すべての地方自治体にとって大きな課題となろう。ヨーテボリのセンターの実践は、その例としてもみるべきものがあるといえよう。

4) 地方自治体による取り組みを推進するための国の役割

最後に、これまで述べてきた地方自治体の取り組みを推進するために、国はどのような役割を果たすべきか、簡単にふれておきたい。内閣府男女共同参画局や大阪府の調査の結果からも明らかのように、まず、国は、国内外の対応の知見を参考に、加害者プログラム等に関する一定の基準を策定することがもとめられる。そして、加害者更生プログラムを普及させるために、国には、加害者を強制的にプログラムに参加させることを含めた、何らかの法制度を整備することが期待される。これは、被害者支援や、加害者プログラムを実施している市民活動団体からも提案されていることでもあった。

また、小論ではほとんどふれることができなかつたが、男性の加害者への対応においては、DVのみならず、子ども虐待や高齢者虐待など、他の親しい間柄で起こる暴力とリンクした取り組みも必要である。とりわけ、子ども虐待における、いわゆる「面前DV」の問題との関連は見逃さない。そのため、暴力問題に関わる部署や市民活動団体などとの協働した対応が、地方自治体において容易となるように、国は、法的なものを含む、環境整備を積極的に行ってほしい。そして、地方自治体よる対応が適切に実施されるように、国は、財政的な支援を行うべきであろう。

（謝辞）小論は、本報告は、日本学術振興会（JSPS）の科学研究費（科研費）の助成を受けた研究の成果の一部が含まれている。記してお礼申し上げる。

課題番号：26570018、15K01935

（付記）小論は、日本ジェンダー学会第22回大会シンポジウム「地方自治体における男女共同参画」（2018年9月、佛教大学二条キャンパス）において報告した「地方自治体におけるDV男性加害者への対応」を加筆修正したものである。

注

- 1) 内閣府男女共同参画局、「第4次男女共同参画基本計画、2015年、http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html、2019.9.1。
- 2) 内閣府男女共同参画局、前掲、70頁。
- 3) 内閣府男女共同参画局、『「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書』、2016年、http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h27_report.pdf、2019.9.1。
- 4) 内閣府男女共同参画局、前掲、「はじめに」、1頁。
- 5) 内閣府男女共同参画局、前掲、1-10頁。
- 6) 内閣府男女共同参画局、前掲、3頁。
- 7) 内閣府男女共同参画局、前掲、3頁。
- 8) 内閣府男女共同参画局、前掲、4頁。
- 9) 内閣府男女共同参画局、前掲、4-6頁。
- 10) 内閣府男女共同参画局、前掲、7頁。
- 11) 内閣府男女共同参画局、前掲、11-40頁。
- 12) 内閣府男女共同参画局、前掲、13-40頁。
- 13) 内閣府男女共同参画局、前掲、32-33頁。
- 14) 内閣府男女共同参画局、前掲、29頁。
- 15) 内閣府男女共同参画局、前掲、33頁。
- 16) 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課、「第1回大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定検討会議の概要」、2011年、http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/dv/dvplan_kaigigaiyou1.html、2019.9.1。
- 17) 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課、（資料3-2）「DV基本計画改定にあたっての市町村の意見」、2011年、http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/dv/dvplan_kaigigaiyou1.html、2019.9.1。

- 18) 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課、前掲、2頁。
- 19) 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課、前掲、5頁。
- 20) 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課、
「第1回大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定検討会議の概要」、2011年、http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/dv/dvplan_kaigigaiyou1.html、2019.9.1。
- 21) 大山治彦、「ジェンダー相談がめざすもの」、愛知教育大学男女共同参画委員会編『ジェンダー教育の未来を拓く』、2018年、179-180頁。
- 22) 男性のための危機センターについては、21)にある文献でも簡単に紹介している。
- 23) 大山治彦、「男性のための危機センター」、『季刊セクシュアリティ』、エイデル研究所、2017年、120-123頁。
- 24) 研究グループのメンバーは、伊藤公雄（京都産業大学）、多賀太（関西大学）、大東貢生（佛教大学）と筆者である。
- 25) Rikskriscentrum. <https://rikskriscentrum.se>、2019.10.1
- 26) Social resursförvaltning. “Årsrapport 2014 Kris- och relationsenheten, Familjerådgivningen, Kriscentrum för män och KAST”. Göteborgs Stad. 2015.
- 27) Social resursförvaltning. “Crisis Centre for Men”. Göteborgs Stad. 2009.
- 28) 多賀太、『男らしさの社会学』、世界思想社、2006年、4-7頁。
- 29) 三瓶恵子、『女も男も生きやすい国、スウェーデン』、岩波書店、2017年、143-144頁。
- 30) 中村正、「不安定な男性性と暴力」、『立命館産業社会論集』52(4)、2017年、1-17頁。
- 31) 「DV”加害者”更生プログラム、重要性高まる…被害者意識の加害者、加害者意識の被害者」、https://biz-journal.jp/2019/07/post_106699.html、2019.9.1。
- 32) 濱田智崇・『男』悩みのホットライン編、『男性は何をどう悩むか：男性専用相談窓口から見る心理と支援』、ミネルヴァ書房、2018年。
- 33) 大山治彦「男性の生き方とジェンダー 無縁社会から見えてくるもの」、愛知教育大学男女共同参画委員会編『ジェンダー教育の未来を拓く』、2018年、172-173頁

Gender issues observed at the HOKATSU café

Tomoko OKAMOTO
(Kodomoto)

In February 2016, an anonymous blog on social media entitled ‘Go to hell, Japan – I can’t even get my children into day-care centers!’ went viral and Shiori Yamao, a member of the House of Representatives, took notice and brought up the issue of children on waiting lists for day-care centers at the National Diet. This led to more awareness of this issue that not only affects mothers but the whole of society.

In the same year, I could not secure a spot at day-care centers for my second baby and I became a mother who was affected by the issue of children on waiting lists. I took this as an opportunity to hold a theme café, “Mothers also want to work by own choices” at the Citizen’s Public Activity Centre in Suita City. A theme café is a meeting at which any citizens can participate and exchange opinions interactively. Many mothers who participated in the café preferred to work flexibly including part-time work rather than full-time work in order to secure time with their families. On the other hand, mothers who’s working shift doesn’t match nine-to-five such as those in full-time work with overtime, midwives, cram school teachers or those who work in the service industry cannot leave their children at day-care centers because their working hours don’t coincide with child-care hours within the existing system. Ways of working are diversifying across society as a whole and I discovered that this is the same for mothers.

The city government has adopted a policy of increasing the number of day-care centers as a measure against waitlisted children but I feel that the contents of this policy is not enough to satisfy the diverse day-care needs of mothers. Kodomoto held a HOKATSU café to create an opportunity for mothers to exchange information how to secure a spot at a day-care center and to share opinions interactively on the theme of how mothers can work by own choices. Moreover, in Suita City which is the base for Kodomoto’s activities, we invited City Hall staff by using a visiting lecture system of the city and set up an opportunity to get explanations of measures against waitlisted children, tips to get into day-care centers, information about the status of new opening day-care centers. It was fairly well received by the participants as they were able to ask things that are difficult to ask at City Hall. However, the City is not paying attention to the diverse needs of mothers and doing nothing more than following the national policy concerning the issue of children on waiting lists for day-care centers. The City has not yet managed to interactively create policy with citizens.

Society continues to change but there has still not been much change in the social recognition that mothers are responsible for bringing up children. The reason why mothers want to work flexibly is because they also recognize that mothers are responsible for bringing up children and therefore, they have to work in that matter to be able to balance work and family. Through its activities, Kodomoto has discovered that many mothers have put their lives on hold because they are bringing up children. Most mothers think that they must work hard on bringing up the kids, housework and at their jobs and that they must not burden

other people.

The gender issues observed at the HOKATSU café show that society, the government and, more than anyone, mothers, are tied to the stereotype that bringing up children is responsibility of mothers. It may be necessary to step away from this stereotype and from working for the good of your kids and family. Seeing their mothers living their lives as they want will have a good effect on how the children live their lives. It must be important for mothers to have a vision how to proceed their own life. We would like to empower mothers through our activities at Kodomoto.

* HOKATSU means activities to secure spots for children at any authorized day-care facility, especially for parents in larger cities.

保活カフェから見るジェンダー課題

岡本 智子

(コドモト)

1、はじめに

2016年2月「保育園落ちた日本死ね」と題した匿名ブログがSNSで話題となり、この悲鳴を受け止めた山尾志桜里衆議院議員が待機児童問題を国会で取り上げ、「待機児童問題」が母親たちの問題から社会全体の問題へと認識が高まった。待機児童問題は継続的に新聞やテレビで報道され、待機児童を抱える市町村は、本格的に待機児童対策に取り組まざるを得ない状況となった。

同年、吹田市でも保育園に子どもを入園させることができなかった母親達が、待機児童解消についての要望書を市長に提出した。そして、吹田市の待機児童問題が新聞でも取り上げられ、吹田市は待機児童アクションプランを新たに策定した。実は、2013年頃から吹田市の待機児童は大幅に増加していた。これを受けて2015年には待機児童対策を策定したが、その進捗状況は緩やかなものであった。待機児童アクションプランでは2019年度には待機児童ゼロに至るはずであったが、2019年度も待機児童問題は解消されていない。保育園を確保しても待機児童は増え続ける。女性の社会進出はこれまでもあったが結婚、出産を機に退職する人も多かった¹。現在は、キャリアを積んでから結婚、出産するケースが多く、第一子の出産年齢も上昇している。コドモト²では待機児童の母親や、育休中の母親などとフォーラムを開いてきた。保育園の問題を考えていくと、母親の働き方の問題や、家族と過ごす時間の問題、母親自身の心身の健康の問題など様々な課題が浮かび上がった。保育園を希望する保護者は、保活³をして保育園入園のための情報をかき集め、どうしたら保育園に入れるのか作戦を立てている。そうでもしなければ保育園に入れないのが現状である。出産後、間もない時期に初めての子育てに戸惑いながら、保育園入園に向けての細々した準備、煩雑な手続きなどをする。その壁の高さから就労をあきらめる母親も多い。

コドモトの活動を通して、「母親が子育てを担う」というジェンダー規範によって母親達の生き方が制限されていることが浮き彫りになった。コドモトでは、母親達が自分らしく生きるためにはどのような環境が必要か、母親達の声を集め、行政に繋げる活動をしている。そのためには母親達自身が考え、行動する必要がある。

2、吹田市における保育園申込の状況

1) 吹田市の概要

大阪府北部に位置する。北摂地域と呼ばれ、大阪中心部や新幹線、空港へのアクセスもよく、緑の多い街並みなど転勤者からも人気の高いエリアである。2019年3月現在人口は37万人⁴を超えた。1960年代に開発された千里ニュータウンでは団地の老朽化が進み、分譲マンションへ

の建て替えが進んでいる。建て替えは大規模なマンション開発が多く人口は増加しており、2030年には人口39万人になるとの推計⁵も出ている。分譲マンションを購入できる若い共働き世代の流入も多く、保育園の需要はこれからもしばらくは増加するものと思われる。

2) 数字で見る吹田の保活

2018年度（平成30年度）吹田市は、認可保育施設の利用定員数を778人増加⁶させたが、それでも待機児童は55人（表1）でゼロには至らなかった。当初の待機児童アクションプランは進行しているものの、2019年度も4月開園予定の園の工事が間に合わず待機児童が発生している。保育園に入園したい子どもの親は前年の10月に申し込みを行い、2月に利用調整結果がわかり、新年度4月に復職することになるが⁸。2月の段階で保育園に入園できないとなると復職プランに影響する。場合によっては退職せざるを得ない状況に追い詰められる。

表1 待機児童数の推移

吹田市保育幼稚園室ホームページより（2018/6/25）

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成30年度	3 (-27)	13 (-58)	36 (+31)	1 (-16)	2 (+1)	0 (0)	55 (-69)
平成29年度	30 (-13)	71 (-74)	5 (-17)	17 (+8)	1 (-10)	0 (0)	124 (-106)
平成28年度	43	145	22	9	11	0	230

※いずれも4月1日時点の数値。○は対前年度増減。

2016年（平成28年）当時、吹田市では認可保育施設への入園を希望したのに入れなかった子ども、いわゆる未利用児は945人⁷であったが、表1によると平成28年度の待機児童数は230名となっている。2018年（平成30年）には未利用児は763人と吹田市議会からの報告がある。未利用児の存在は待機児童数の発表では明らかにされていない。吹田市の待機児童数は厚生労働省の算出方法に則っているが、この算出方法にも疑問が出ている。多くの行政は、待機児童ゼロを目指しているが、現在、厚生労働省が算出している待機児童のカウント方法では保育園を希望する人たちが何らかの形で保育園入園を諦めた場合や育児休暇延長が認められた場合は、待機児童のカウントからは外れる。待機児童の多いとされる都市部では保育園には入れないだろうと最初からあきらめている保護者もいる。吹田市に保育園入園に関するヒアリングを行った際、入園申込書に希望園を90園以上書いた人もいたという話を聞いた。追い詰められた保護者のどこでもいいから保育園に入りたいとの思いが見える。保育園に入園できなかった場合、日中に保育をするのは就職や復職を諦めた母親達で、母親の人生設計に大きな影響を与えている。

3) 保育園入園申込の経験から

筆者の働き方は正社員でもフルタイムでもなく、自営業とパートの掛け持ちである。

子育てを中心に自分でスケジュール管理し、自由な時間で働ける勤務先だったので、行ける日

に行ける時間で仕事をしていた。しかし、保育園に入園するには「保育所等を利用する要件」が決められており、就労の場合は「週4日、かつ1日4時間以上就労している。就労形態は問わない。就労内定を含む⁸⁾」という要件がある。つまり、それ以下の時間で働く場合は受け入れ先がないのである。仮に要件内の最低時間で働いていたとしても、労働時間が長い母親の子どもが優先して入園できるので、待機児童が多い都市部では既にフルタイムの人で保育園の定員が埋まっている。緩やかに働く親は「永遠の待機」ということになる。

このようなことから保育園入園を目指した筆者は、就労時間を9時～17時に変更し、申し込みを行った。申し込みにあたり両親の就労証明を提出し、どの人を優先的に保育園に入園させるかを図るため、行政は利用調整という作業を行う。保護者の就労状況や兄弟要件などによって点数化し、保育園入園の優先順位をつけている。その際、吹田市では主たる保育者を自動的に母親として、母親の就労状況を基準に点数化している。保育園入園に重要なのは、なぜ母親の就労状況だけなのだろうか。自身の保育園の入園申し込みの際、窓口の職員が「母親の働き方が重要で父親の働き方は関係ありません」と言った。それは、申込手続きにジェンダー問題が存在することを象徴している。行政も保育は母親のものと定義づけていることを実感した体験であった。その上、入園申込書は毎日同じ勤務先で9時～17時の定型で働く人を想定した書式になっており、複数の勤務先がある人やシフト勤務の人は考慮されていない。また、助産師や塾講師、サービス業など9時～17時以外に就労する人は既存の保育制度の枠では就労時間と保育時間が合わず、子どもを預けることができない。仕事と子育ての両立に向けて多様な就労形態が増えているが、役所の対応が社会状況に一步遅れている状況であることは否めない。

さらに、保育園は福祉施設であるため、親の就労以外にも、福祉目的で入園する子どもも多くなっている。障がい児、虐待の恐れのある子ども、保護者の障がいや疾病、親の介護、など多岐にわたっており、保育園の利用目的は就労以外にもある。市の利用調整基準では、児童福祉の観点から、就労理由よりも福祉理由のほうが優先的に入園できる。ただでさえ少ない定員が設定されている保育園は、より一層狭き門となる。

3、母親たちが望む保育ニーズ

1) テーマカフェ「ママでも自由に働きたい」

2016年4月、筆者自身の機児童問題をきっかけに「ママでも自由に働きたい」というテーマカフェ（提供された話題について少人数で話し合う場）を実施した。参加者は新生児を抱える母親、幼稚園に入園した子どもを持つ母親、第一子はもう中学生だが末子はまだ未就学児の母親など様々であった。「緩やかに働きたい母親は、永遠に（保育園に）待機するのでは？」との投げかけをしたあと、参加者の体験を聞いた。育休復帰に向けて時短勤務を会社に申請したが認められなかった母親は、「すごくしたいと思っている仕事だったが、何かを我慢して子育てをしないといけないことに愕然とした」と話していた。ほかにも「3人の子どものスケジュールを考えて毎日過ごし、保育園も入れず、私はいつ仕事復帰するのだろうと今まで誰にも言えずにいました」「働いてはいるけれど、自分の思う十分な働き方ではなく、職場でも補助要員の立場で働きづらい」等の声が上げられた。保育園に入る以前に、働く環境や制度がまだ子育てに寄り添っていない

い現状がある。吹田市では、保育園入園にあたっての情報開示が少なく申し込んだとしても入園できるのか職場復帰できるのか見通しが立たず、不安が大きいという意見もあった。また、子育てするには、地域のとのつながり、ママ友とのつながり、情報交換が大事ということも上がった。話題提供者の筆者には、働きたい母親が働くことについて話す場が今までなかったとの気づきがあった。

日本社会では、一般的に育児は母親のものとされており、母親達のコミュニティの中では子育ての問題が共有されている。しかし、子育ての課題が社会全体には共有されず、自身の子どもの年齢が上がるにつれ、その課題から意識が離れ自身の問題でなくなる。そして課題は積み残され、解決しないまま次の世代の母親達が同じ問題に頭を抱えるという無限ループがある。母親達が抱える課題を情報交換する場を持ち、社会に発信することができたら、この無限ループから脱することができるのではないか。このテーマカフェを通じて未来の母親たちのために何かできないかと考えた。

2) 保活カフェ

「ママでも自由に働きたい」のテーマカフェで「保育園入園の情報」や「母親の働きかた」について語れる場所がないということが分かり、引き続き吹田市立市民公益活動センターの事業フォローを受け「保活カフェ」という母親の語る場を2016年6月～2017年3月にわたり7回ほど開催した。母親たちは子育てを引き受けながら、自分のやりたいことも実現するにはどうしたらいいか？「私たちの望む保育園」について意見を出し合った結果、以下の4点が上げられる。

(1) 病児保育の充実化

保育園は健康な子どもしか預かってくれない。37.5度以上になると預かりは不可となる。病気によっては解熱後も自宅療養が必要となる場合があり、長期間にわたって仕事を休める環境にない保護者にとっては、病児保育の充実化は必須要件になる。年齢が低いほど集団生活での感染症リスクは高く、入園したての子どもが頻りに休むことがある。入園直後の一ヶ月で有給をほとんど使った話もあった。長期的に登園できない場合、吹田市内に病児保育施設は、3か所しかないので、地域によっては利用しにくい状況である。

(2) 一時保育の充実化

吹田市内にある3か所の公立園では一日6人一時保育の受け入れ枠があるが、リフレッシュ枠が4名、就労枠が2名(2016年当時)となっていた。就労枠は、半年に一度抽選で決まり、一回(8:30～16:30)2800円の利用料がかかる。時給で働いているものにとっては、給与の半分が保育料になる状態で仕事していることになる⁹。就労以外の一時保育の提供も今は充実していない。現在の一時保育事業はなんらかの理由がないと利用できない。母親たちが利用したい時に自由に利用できる一時保育を整備してほしいとの声もあった。北摂地域では通勤族も多く、実家に頼れない人も多い。実家が近くても親が就労している場合や、高齢で預けられないこともある。

(3) 幼稚園の長期休暇

幼稚園に入っても長期休暇などは仕事を中断することになる。幼稚園の長期休暇の預かり事業は、月極めの保育料¹⁰と追加で保育料を払うことになり、高額になることから、利用しにくいなどの声もあった。

(4) 保育園での保護者負担

保育園に入れたとしても、公立保育園では布オムツの利用しか選択肢がなく、仕事を持つ親にとっての負担が多いと感じる人もいた。

3) ママの働きかたフォーラム

保活カフェの延長線上で2016年8月には少し規模を大きくして「ママの働きかたフォーラム」を開催し、20名の参加者をグループに分け、意見交換したのち参加者から出た意見を整理した。保育の現状に対する意見、社会状況について話し合われた。吹田市の保育をとりまく社会状況については次のような内容であった。

(1) シニア世代と子育て世代の意識の違いがあり、シニア世代は「子供は母親が育てるもの」という認識が根強い。介護も同様に女性がするものという意識がある。

(2) 働き方が多様化している。会社（企業）の勤務時間ではフレックス制が導入されているところもある。テレワーク、在宅勤務など出社しなくても働ける環境整備が進められている会社もあるが大企業だけの取り組みである。フレキシブル勤務（週3、遅番等）子どもの年齢によって選べる場合もある。しかしそれは正社員として在籍されている人に限られている場合が多い。

(3) 妊娠を機に就労が難しくなり、一旦離職した場合、戻れる環境、制度がない。女性は子どもを持つと働けなくなるという企業意識もあり、男性のほうに仕事の重点を置きがちである。雇用形態も、子育て中は同じ仕事をしてもらえない場合がある。しかも、働く内容が正社員と同じでも同一労働同一賃金というわけではない。

(4) 「育休制度」があるにもかかわらず実際は利用しにくい。会社の中で取った人が居ない場合、理解が得られにくい¹¹。

(5) 子供が病気などで会社を休むということが通用しない社会状況で、結局母親が対応し、夫が保育園送迎した場合、夫に謝ったりしている母親もいた。

(6) 子どもは集団の中で育てるのが良いと思うが、低年齢で保育園に入れると可哀想と言われる場合がある。

以上の意見から、現役世代の多い吹田市でさえ、やはり「子育ては母親のもの」という考えが根強い。社会全体で子育てをしようという考えがない。そのため働く環境整備や、家族の理解を得ることを諦め、今は自分事を後回しにして子育てをする時期と考え就労を諦める人もいた。それは母親が育った環境で身についた価値感も影響している。

4) 行政と保活カフェ

国の施策ではこども園に統一していく方針がいったん打ち出されたが、待機児童問題により、結果的に小規模園、保育園、こども園、幼稚園と細分化された。保育園も小学校のようにインクルーシブで様々な子どもが入園し、0歳～就学前までの子どもを分け隔てなく教育・保育をしようというのは既に国の大きなコンセプトとなっており、そのために長年幼保一元化を目指しているはずであった。しかし、吹田市保育幼稚園室によると、吹田市は専業主婦の層も一定数あり幼

稚園の需要も多いことから、幼稚園のこども園化は進んでいない。就労する保護者は長時間の保育が確保できる保育園を利用し、家庭での保育が可能な保護者は幼児教育が充実する幼稚園を利用する。吹田市ではどちらにもニーズがある状況である。

吹田市は、国の施策に基づく子育て政策は積極的に取り組んでいる。近隣他市に比べると児童センター¹² や子育て広場¹³ などの施設は充実している。子育てコンシェルジュ¹⁴ やネウボラ事業¹⁵ にも取り組んでいる。しかし、地域の保護者のニーズを汲み取る機会はなく、吹田独自の施策はない。全国的には人口減少時代に突入しているが、吹田市では、今後1万人増となる人口推計が出ているのだから、そこを強みにして市民のニーズ踏まえた独自の子育て施策を打ち出してほしいところだ。

コドモトでは2017年、2018年に吹田市の出前講座制度を利用し保育幼稚園室の担当職員から待機児童対策や、保育園入園についての説明、保育園の新設状況などを聞ける場として保活カフェを開催した。保育園入園を希望する人は、少しでも入園に関する情報が欲しいので、保育園の入園を担当する市の窓口毎月行くという人もいる。しかし、公開される情報は少ない。保活カフェではオープンな場で市職員から保育園入園に関する情報が聞けたことで、参加者からは市の窓口では聞きづらかった内容を入手できたとの一定の評価を得た。

4、おわりに

待機児童問題をはじめとする子育ての問題は、若い世代にとって「子供を持つと人生に制限がかかる」ことと捉えられ、子どもを産むことをネガティブに考える¹⁶ 人もあるようだ。筆者自身も「子どもを産んだら何もできなくなる」と思っていた。1970年代には、20代で子供を産み40代で子育てを終えそこから就労することもできた。しかし、昨今はキャリアを積んでから30代後半で子供も産む人も多く、子育てを終えたときには定年退職間近となる。そうした場合、子どもを育てながら自分の人生を進めていかなければならない。しかし母親達は、夫や祖父母の協力を得て子育てできることが保証されているわけでもなく、自分自身にやりたいことがあっても、それを犠牲にしながら子どもとの日々を過ごす。子どもとの時間をマネジメントしつつ、自分の体調も気かけながら過ごしていると、その行動はやはり時間的な制限がかかる。

コドモトの活動に参加する人の中には、働くことに加えて何かしらの市民活動をしている人も多かった。ポジティブに考えれば、子育ての時期には働き方にとらわれず、市民活動も仕事も自由に選択できる時期ともいえる。時には子ども達も巻き込みながら活動することによって子ども達にとっても経験を積みかさねる機会が得られ、良い影響を与える。

一方で、既存の就労形態で勤務する人にとっては子育てと仕事を両立する苦勞が大きい。子どもの成長と共に、その時々で子育ての問題点に変化する。さらに、夫婦共働きであっても母親の家事負担が多い。共働き世帯の母親の家事育児時間が一日あたり6時間10分なのに対し、父親は1時間24分という結果¹⁷ である。保活カフェに参加した人に、夫の家事について聞いたところ「お願いしたらやってくれる」「自分からはやろうとしない」という意見があった。「家事も育児も母親がするもの」と社会全体の共通認識がある限りは、母親だけが負担を強いられる。そうなると母親達が自分だけの時間や家族との時間を確保しつつ、その合間に仕事をしたいと、フル

タイム勤務を望まず、緩やかに仕事をしたいと考えることは自然の成り行きともいえる。

母親の中には、家の中で一番偉いのは「父親」だからお伺いを立てないといけないと思っている人も多い。意思決定を夫に委ねたり、夫の意見に左右されたりする母親もいる。

子育て中の母親達をとりまくジェンダー課題を乗り越えるためには、社会状況の変化や整備も必要であるが、まず、母親自身が自分の生き方にビジョンを持ち、自分らしく生きるとはどういうことなのかを考える必要性を感じた。「母親だから」に捉われすぎているところから一歩踏み出し、子どものため、家族のためという思いから少し自由になることが必要ではないだろうか。コードモトでは引き続き、母親達の声を集め、母親達はどんな社会をめざしているのかを知り、その声を行政に繋げて母親が自分らしく生きられる社会づくりに参画していきたい。

注

- 1 内閣府男女共同参画局 「「第一子出産前後の女性の継続就業率」及び出産・育児と女性の就業状況について」2018年11月 2頁
(http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k_45/pdf/s1.pdf 2019年5月20日)
- 2 「コードモト～子どもとともにつくる未来のカタチ」
2016年に始まった保活カフェに参加したメンバーで2017年に設立。団体のミッションは、子どもと過ごす毎日は大変だけど、楽しいことも面白いこともたくさんある。「子どもは宝」と社会全体が思えるようになれば、母親の社会的ポジションも変わり始めるのではないかと考え、子育ての問題、母親が抱える問題を社会へ発信していく。
- 3 保育園に入るために、事前に保育園の見学をすることや、市の担当課へ出向き受入状況の情報収集など、保育園に入園したい子の保護者が行う活動のこと。
- 4 吹田市市報 5月号 裏表紙
- 5 吹田市第4次総合計画冊子2019年3月 13頁
- 6 厚生労働省 「保育所等関連状況取りまとめ」2018年4月
(https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00002.html 2019年5月20日)
- 7 朝日新聞 大阪北摂版 2016年4月16日
- 8 吹田市 「保育幼稚園室」
(<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-jidou/hoiku-yochien.html> 2019年5月20日)
- 9 吹田市の一時保育時間は8時30分～16時30分となっており9時～16時まで就労した場合、休憩1時間を除いて6時間就労できる。最低賃金936円(大阪労働局 平成30年10月1日)で計算すると5,616円となる。保育料2,800円(うち給食代300円)なので給与のおよそ半分が保育料となる。
- 10 吹田市内の私立保育園の保育料は月23,000円前後。(2019年4月現在) それ以外にも時間外保育、給食代、バス代などがかかる。長期休みについてはこの保育料に加算される。
- 11 平成29年度の育児休暇取得率は女性83.2%、男性5.14%
厚生労働省「平成29年度雇用均等基本調査」18頁
- 12 0歳から小学生までの幅広い年齢の子どもが自由に遊べる施設。児童厚生員が配置されており、仲間づくりや相談、遊びの指導、児童や親子の楽しい居場所づくりを行っている。地域

の子育て中の親子の交流の場でもある。吹田市内に 11 か所ある。

- 13 市民団体が運営する乳幼児と保護者の交流の場。地域の子育て情報の提供や大人も子どもも楽しめる講座や行事なども行っている。吹田市内に 8 か所ある。
- 14 国の「子ども・子育て支援法」に基づき、専門の職員を配置し、子どもや保護者の相談に対応している。子育て家庭の様々なニーズに合わせて、教育・保育施設や子育て支援事業の案内し、子育てや子どもの育ちに関する相談も受け付けている。
- 15 フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」の意味。子育て世代が孤立しないように、安心して子育てができるように支援する制度、妊娠中から子育て期までを支援する。
- 16 国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査独身者調査の結果概要」2010 年 16 頁、24 頁（3）結婚・家族に関する意識の中で、結婚したら子供を持つべきだと考える女性は 1992 年には 85.4%で 2010 年には 70.1%まで下がっている。男性においては 1992 年には 87.5%で 2010 年には 77.3%となっている。
- 17 生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2018 内閣府 140 頁【図表 3-4-43 6 歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事関連（うち育児）時間、仕事等時間（週全体）】

〔付記〕

本稿は 2018 年度ジェンダー学会大会シンポジウム「地方自治体における男女共同参画」での発表「保活カフェからみえた行政」を元に執筆したものです。

Local Government Initiatives to Eliminate SOGI Discrimination

Miho MITSUNARI
(Nara Women's University)

In anticipation of the 2020 Tokyo Olympics, Japan is making progress toward eliminating SOGI discrimination.

Recently, local governments have made remarkable progress.

At present, local governments are engaged in a variety of initiatives - training and awareness raising of residents, providing community space, stating “sexual orientation” and “sexual orientation” in the ordinance, issuing same-sex partnership certificates and partnership affidavits and review of gender description column in administrative documents.

However, the grounds for local governments to work on already existed in the local government documents themselves since the early 21st century. It must be a problem that it has been ignored for a long time.

In this article, I would like to look at future issues by focusing on initiatives to eliminate SOGI discrimination by local governments since the 21st century.

SOGI 差別解消に向けた地方自治体の取り組み

三 成 美 保
(奈良女子大学)

1. はじめに

2020年東京オリンピックを見込んで、日本でも SOGI 差別解消に向けた動きが進んでいる。最近とくに進展著しいのが、地方自治体の取り組みである (LGBT 法連合会 2016)。目下、地方自治体では、地域への研修・啓発・コミュニティスペースの提供、条例への「性自認」や「性的指向」の記載、同性パートナーシップ証明書やパートナーシップ宣誓書受領証の発行、行政文書における性別記載欄の見直し、当事者職員の権利保障など、多様な方向で取り組みがなされている。しかし、自治体が取り組むべき根拠は、21世紀初頭以降の自治体行政文書そのもののなかにすでに存在した。長くそれが顧みられなかったことこそを問題にしなければならない (谷口他 2017: 83)。

本稿では、21世紀以降の自治体による SOGI 差別解消に向けた取り組みに着目して、今後の課題を展望してみたい。

1. SOGI 差別解消に向けた動向

1) 国の動向

日本は「二つの顔」をもつ (三成 2019b: 26)。日本政府は、国連では LGBT 権利保障に積極的な姿勢を示しているが、国内の法整備が遅れている。

国連が同性愛の問題に本格的に取り組むきっかけとなったのは、2011年に国連人権理事会で採択された「人権、性的指向および性自認」決議 (SOGI 人権決議) である (谷口 2015: 148)。日本政府はこれに賛成票を投じた。また、同年、国連人権高等弁務官による調査報告書が公表され、『生まれながらにして自由かつ平等——国際人権法における性的指向・性自認』が出された (国連人権高等弁務官事務所 2016)。

一方、日本政府に対して、国連からは、自由権規約委員会 (2008年と2014年)、社会権規約委員会 (2013年)、女性差別撤廃委員会 (2016年) から、SOGI 差別解消に関する法政策の不備が指摘されてきた (山下 2018: 140-142)。国連人権理事会の普遍的定期審査¹ (2008、2012、2017年) でも、SOGI 差別禁止法の制定などが勧告されている (山下 2018: 142-145、谷口 2019: 15)。

国連諸人権委員会からの勧告に対応する取り組みは、国よりもむしろ自治体レベルで進んでいる。自治体の取り組みは、①人権施策、②男女共同参画施策、③基本構想・まちづくり施策の三

¹ 外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html (最終確認は、2019年9月1日、以下同じ)

方面にわたる（谷口 2016：66）。このうち、①と②に関しては、憲法・法令や国の施策が参照されることも多い。とくに重要なのが、日本国憲法 13 条・24 条と男女共同参画社会基本計画である。

日本ではじめて同性パートナーシップの認証制度を定めた「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例²」（2015 年）は、「日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下での平等の理念に基づき」との文言で始まる。憲法 13 条（個人の尊重）と 14 条（法の下での平等）がふまえられている。他方、同条例の審議のさい、憲法 24 条と 94 条に照らして同性パートナーシップ違憲論が唱えられた。しかし、これらの批判はいずれもあたらない。というのも、同性パートナーシップ制度は、「婚姻」（民法）問題ではなく、「人権」（憲法）問題として提案されたからである（棚村＝中川 2016：161-162）。

一方、国の男女共同参画基本計画で「性的指向」が言及されたのは、第 3 次基本計画（2010 年策定）からである。同計画では、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」と明記された。この記述は、第 4 次基本計画（2015 年策定）にも引き継がれている。これらの男女共同参画計画・施策は、自治体の SOGI 対策にも大きな影響を与えた。たとえば、渋谷区は国の男女共同参画行動計画を引用し、また、那覇市と札幌市は自市の男女共同参画施策の文書を引用している。

2018 年、SOGI 差別解消法案が国会に提出され、2019 年通常国会では継続審議とされた。同法案は、教育と雇用・労働における差別禁止について規定するが、婚姻の性中立化には言及していない。そこで、上記の法案と並行して、野党三党によって同性間の婚姻を認める法案も提出された（2019 年 6 月）。今後の展開が期待される。

諸外国では、同性パートナーシップ制度を経て同性婚が成立している（棚村＝中川 2016）。そこで、憲法 24 条と同性婚との関係について確認しておきたい。憲法 24 条前段は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」（前段）と定める。同規定が同性婚を無効としているとの見解は長く通説であったが、近年は多くの異論が出されている。「両性」には同性も含まれるとの説、憲法 13 条・14 条・24 条を総合的に理解して同性婚を認めるべきとする説、「両性の合意」は戸主権の否定であって憲法制定時に同性婚を排除する議論はなかったとの説などである（棚村＝中川 2016：5-7）。また、民法に同性婚を排除する規定はない。同性婚を排除していない現行憲法 24 条の枠内で民法改正を行って同性間の婚姻を認め、「婚姻の性中立化」をはかることは可能である（学術会議 2017）。

2) 同性愛者の人権の尊重——東京都「府中青年の家」事件

そもそも日本は同性愛に対して寛容な歴史をもつ。男女の性別の境界が曖昧・流動的で、同性愛と異性愛が並存するという文化は、アジアの他の多くの文化とも共通する（三成 2016）。しかし、戦後日本社会は大きく変化した。同性愛については、とくに、1986 年に起こった「エイズパニック」でエイズが同性愛者特有の感染症であるかのような誤った報道が繰り返され、同性愛者への偏見が助長された。

² 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/detail/files/ku-sei_jorei_jorei_pdf_danjo_tayosei.pdf

文部省発行の「生徒の問題行動に関する基礎資料」（1979年）では、同性愛を「倒錯型非行」としていた。同性愛は、「アメリカなどでの”市民権獲得”の運動もみられるが、一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」と記されたのである。この記述は、東京都「府中青年の家」事件（1991-97年）を契機に削除された（渡辺 2017:146）。

「府中青年の家」事件では、当時の教育界や社会における偏見が明るみに出された。1990年2月、NPO法人「動くゲイとレズビアンの会（通称アカー、OCCUR）」（1986年設立）は、「府中青年の家」で合宿利用中に他団体による差別・嫌がらせを受けた。アカーは嫌がらせに対処するよう所長に要請したが、所長は、「都民のコンセンサスを得られていない同性愛者の施設利用は今後お断りする」と発言した。さらに、東京都教育委員会は、1990年4月、「男女別室ルール」（「男女は別室に泊まらなければならない」という慣例）を根拠に同性愛者の宿泊利用を拒否した。1991年2月、アカーは東京都を訴えた。一審（東京地裁 1994年3月）、二審（東京高裁 1997年9月）とも原告が勝訴した（風間＝河口 2010：41-71）。

一審判決は二点で画期的であった。第1に、「男女別室ルール」を理由に同性愛者を拒絶するという考え方を違法と認めたこと、第2に、「同性愛・同性愛者について」という項目を8ページも設け、同性愛も異性愛も人間の性的指向のひとつとして双方を同列に置いた定義を述べたこと、である。定義の検討にあたっては、アメリカ精神医学会「精神障害の分類と診断の手引き（DSM）」、世界保健機構（WHO）「ICD 国際疾病分類」、日本の精神科国際診断基準検討委員会による診断基準「試案」などの記述が引証されている（東京地裁平成6年3月30日民事17部判決、判例時報1509号：80）。

二審の東京高裁判決は次のように述べて、東京都教育委員会の過失を認めた。

「平成二年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かい配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。」（東京高裁平成9年9月16日第4民事部判決、判例タイムズ986号：206）

3) トランスジェンダーへの配慮

ヨーロッパでは、1970年代から徐々にトランスジェンダーに関する立法化が進んだ。ヨーロッパ初のトランスジェンダー法は、スウェーデン法（「性の転換に関する法律」1972年）であり、ドイツでは1980年に「トランスセクシュアル法（特別な場合における名前の変更および性所属の確定に関する法律）」が成立した（石原＝大島 2001：196ff.）。

しかし、日本では、いわゆる「ブルーボーイ事件」（1969-70年：判例は南野 2004：275-300）

によって事態が暗転した。同事件では性別適合手術を行った医師が優生保護法違反で有罪になり、トランスジェンダーは国内で手術を行うことができなくなったのである。トランスジェンダーへの社会的理解も進まず、当事者に多大な困難を強いた（中塚 2017b、上川 2007）。

日本におけるトランスジェンダーの権利保障は、医学分野から再開した。1995年、埼玉医科大学倫理委員会にFTMの性別適合手術の是非がかけられた。これはすぐにマスコミにリークされ、社会の関心が一挙に高まった。1997年、厚労省は日本精神神経学会に治療のガイドライン策定を依頼し、同ガイドラインにのっとって、1998年に埼玉医大で第1例目の性別適合手術が行われた（原科 2004：152-155）。次いで2000年に南野参議院議員（当時）を中心に自民党内で勉強会ができ、2003年7月、議員立法として性同一性障害特例法が成立した（南野 2004：2-13）。

同法成立に先立ち、いくつかの自治体が積極的に活動した（南野 2004：252-257）。東京都小金井市は、2002年9月「性同一性障害者の性別の記載については、性別の書き換えのできるみちを開くこと」との意見書を市議会で可決し、国に提出した。また、翌2003年1月には、市申請書等500あまりの文書の性別記載欄をいっせいに見直し、108件について性別欄を削除した。千葉県市川市は、2002年に「性同一性障害を有する人等のあらゆる人権が尊重される社会の構築」を基本理念として掲げた「市川市男女平等基本条例」を制定し、性別記載欄をいっせに見直した（306件中125件について性別欄を削除）。東京都世田谷区は、2003年5月から性別記載欄について洗い出しをはじめ、300件中171件について性別欄削除可能とした。また、2003年11月衆議院選挙の投票所入場整理券から性別欄を削除した。これらはきわめて先駆的な取り組みであった。しかし、全国の自治体がこうした取り組みに続くのは、2016年以降である。

2. 地方自治体の最近の動向

1) 自治体の条例・指針・計画

河口＝谷口（2017）の自治体調査³によれば、性自認や性的指向に関する文言が入った条例を有するのは27自治体、同文言が入っている計画・指針をもつ自治体は188であった。条例のほとんど（26件）は男女共同参画条例である。

もっとも早いのは、堺市である。堺市は、「人権擁護都市宣言」（1980年）、「非核平和都市宣言」（1983年）、「男女共同参画宣言都市」（1994年：塩尻市・宝塚市とともに日本初）を宣言し、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例⁴」（2002年）を定めた。同条例は、タイトルに「平等」という語を使っていること、「性と生殖に関する自己決定」を掲げていること（3条5号「妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと」）、トランスジェンダー及びインターセックスへの配慮に言

³ 「全国自治体における性自認・性的指向に関連する政策調査」（2016年4月～7月実施）。同調査は、全国約2000の自治体に悉皆アンケート調査（但し、熊本地震の影響を受けた熊本県内の46自治体と宮崎県内の4自治体には協力依頼を見送った）を実施して、811自治体から回答を得た大規模なものである。集計は、回答自治体に限られるため、必ずしも正確とは言えない。したがって、本稿では、LGBT法連合会2016のデータも参照した。

⁴ 「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokiyodosankaku/jorei_keikaku/danjobyodojorei/jorei.html

及していること（3条6号「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと」）など、多くの点できわめて先進的であった。堺市に続いたのが、「大阪府男女共同参画参画推進条例」（2002年）、「八女市男女共同参画のまちづくり条例」（2004年）である。

「性自認」や「性的指向」の文言が入った男女共同参画条例が増えるのは、2010年以降である（18件）。国の第3次男女共同参画基本計画をふまえてのことであろう。たとえば、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（2013年）は、性別と並んで「性的指向及び性自認」による差別禁止規定を設けたこと、性的指向と性自認について明確な定義規定をおいたことで先進的な特色がある（浅倉2016：97）。しかし、なお多くは性同一性障害への言及が中心であり、「LGBT」（甲州市）、「性的指向又は性自認に起因する差別」（文京区、松原市、羽曳野市、泉南市、橋本市）、「セクシュアル・マイノリティ」（鳴門市）、「多様な性」（枚方市）は少数派に属する（河口＝谷口2017：20-21、LGBT法連合会2016：217-223）。

最近では、東京都豊島区が男女共同参画推進条例を一部改正し、LGBTへの差別禁止（7条）、パートナーシップ制度（8条）を定め、アウトティング禁止（7条6号）、性的指向・性自認の尊重（3条7号）の規定を盛り込んだ⁵（2019年4月1日施行）。包括的なSOGI差別解消の方向を目指した条例と言えよう。しかし、豊島区ホームページでは、改正条例とパートナーシップ制度との関係がわかりにくい。

一方、人権系の計画・指針としてもっとも早くSOGIへの言及がなされたのは、「東京都人権施策推進方針」（2000年）である。2001年には、大阪府（「性的マイノリティ」に言及）、愛知県（「性同一性障害」「性的指向」に言及）が続いた。2002年には相模原市（「性的マイノリティ」に言及）、2003-2004年には10自治体（北海道・千葉県・新潟県・奈良県・岡山市・徳島県・香川県・福岡県・福岡市・鹿児島県）が指針・基本方針・基本計画のなかで「性的マイノリティ」「性的指向」等に言及している（河口＝谷口2017：28、LGBT法連合会2016：219-223）。

東京都は、2013年9月、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催（2020年）が決定したのを受けて、「東京都人権施策推進指針」（2000年）の見直しを決定した。2015年8月に新たな「東京都人権施策推進指針」が公表され、2018年10月には東京都人権尊重条例（「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例⁶」）が成立した。同条例は、LGBTの権利保障をはかった都道府県として初の条例である。条例第1条は、「この条例は、東京都が、啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする」と謳っている。第二章は、「多様な性の理解の推進」（第3条～第7条）を定める。東京都、都民、そして事業者はLGBTへの差別をしてはならないと明記されたが、罰則や救済に関する規定はない。今後の都の基本計画や都内事業者の施策の内容が問われることになる。

⁵ 「東京都豊島区男女共同参画推進条例」（2003年3月20日条例第2号、2019年3月25日条例第5号、2019年4月1日施行）（出典）https://www1.g-reiki.net/toshima/reiki_honbun/1600RG00000640.html

⁶ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/pdf/regulations2.pdf>

2) 同性パートナーシップの証明

全国の自治体では、同性パートナーシップを証明する取り組みが進んでいる。それには、3つのタイプがある。①「条例タイプ」、②「要綱タイプ」、両者が融合した③「選択可能タイプ」である。2015年の渋谷区を皮切りに、2019年9月までに26自治体がパートナーシップ制度を導入した。とくに2019年からは導入が加速している(表)。

①「条例タイプ」は、パートナーシップそのものを「証明」する制度である(「パートナーシップ証明書」の発行)。条例成立には議会を通す必要があり、成立のハードルはきわめて高い。また、「証明」である点で、利用条件面でも費用の点でも利用者にとってもハードルが高くなる。しかし、条例は、法律ではないため法的効力がないとはいえ、制裁規定を含み、自治体区域での効力は比較的強い。日本で条例タイプを採用しているのが、渋谷区(2015年4月1日施行)と前述の豊島区男女共同参画推進条例(2019年改正)である。

日本ではじめて同性パートナーシップの証明を定めた渋谷区条例は、区・区民・区内の事業者には「責務」を課しており、顕彰や制裁も定めている。自治体としてはもっとも強力な方法がとられていると言えよう。同性パートナーシップ証明書は「公正証書」(任意後見契約公正証書、合意契約公正証書)として発行される。公正証書作成等には、二人分合計で8万円ほどかかる。LGB当事者のなかには職場での困難の結果、職を転々とせざるを得ない者も少なくない。そのような者にとっては、高い手数料は申請そのもののハードルとなる(堀江2016:35)。なお、豊島区条例は、条例でパートナーシップを定めて権利保障をはかり、手続き上は「宣誓書」を発行するという折衷形式をとる。

②「要綱タイプ」は、世田谷区のほか、ほぼすべての自治体が採用している形式である。利用者から提出される「宣誓書」を自治体が受け取って「パートナーシップ宣誓書受領証」を発行するというもので、その手続を行政マニュアルたる「要綱」に定めるというスタイルをとる。要綱は、議会での審議・決定が不要であり、首長の判断で作成できる。利用手数料も不要である。つまり、行政側にも利用者側にもハードルが低いが、証明力は劣る。那覇市の場合には、パートナーシップを「登録」して証明書を発行するとしている点に利用者の関係性をより重く位置付けるという行政の姿勢を表そうとしている(竹葉2018:95)。

③「選択可能タイプ」は、2018年に中野区が導入した。一般には宣誓書等受領証を交付するが、当事者が希望すれば、宣誓書等受領証に加えて公正証書等受領証も交付することを「要綱」に定めている。

表 同性パートナーシップを認めている自治体(2019年7月5日現在)

都道府県	市町村区	関連条例・規則	施行日	カップル数(組)
東京都	渋谷区	「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」	2015年04月01日	33
東京都	世田谷区	「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2015年11月01日	92
三重県	伊賀市	「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2016年04月01日	5
兵庫県	宝塚市	「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2016年06月01日	4

沖縄県	那覇市	「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」	2016年07月08日	28
北海道	札幌市	「性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度」	2017年06月01日	65
福岡県	福岡市	「福岡市パートナーシップ宣誓制度」	2018年4月2日	38
大阪府	大阪市	「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」	2018年7月9日	113
東京都	中野区	「中野区パートナーシップ宣誓」	2018年8月20日	23
群馬県	大泉町	「大泉町パートナーシップ制度」	2019年1月1日	0
千葉県	千葉市	「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2019年1月29日	29
東京都	豊島区	「豊島区パートナーシップ制度」	2019年4月1日	2
東京都	江戸川区	「江戸川区同性パートナー関係申出書等の取扱いに関する要綱」	同上	2
東京都	府中市	「府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	同上	1
神奈川県	横須賀市	「パートナーシップ宣誓証明制度」	同上	3
神奈川県	小田原市	「小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」	同上	0
大阪府	堺市	「堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	同上	2
大阪府	枚方市	「枚方市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」	同上	1
岡山県	総社市	「総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則」	同上	1
熊本県	熊本市	「熊本市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」	同上	0
栃木県	鹿沼市	「鹿沼市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2019年6月3日	—
宮崎県	宮崎市	「宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」	2019年6月10日	—
茨城県	茨城全域	「いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱」	2019年7月1日	—
福岡県	北九州市	「北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」	同上	—
愛知県	西尾市	「西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2019年9月1日	—
長崎県	長崎市	「長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」	2019年9月2日	—
全26自治体(2019年9月2日現在)				

(出典)「同性パートナーシップ制度がある、日本の自治体一覧【2019年最新版】」(2019年7月5日更新)
<https://lez-catch.com/japan1> (2019年8月26日閲覧) の記述を中心に、筆者が補足を加えて作成。

3) 大阪市の先進的な取り組み

大阪市は、取り組みが早かったわけではないが、最近になってきわめて先進的な取り組みを展開しており、注目に値する。

大阪市の取り組みは、淀川区からはじまる。2013年9月1日、大阪市淀川区は、LGBT支援宣言を出した。「淀川区役所LGBT支援宣言」では、LGBTに関する職員人権研修の実施、LGBTに関する正しい情報の発信、LGBT当事者の活動に対する支援等、LGBT当事者の声(相談)を聴くということが活動の柱に掲げられた⁷。当事者を招いて行ったLGBT職員研修(2013年9月)の成果として、LGBTへの適切な対応が「できる」との回答が30%(研修前)から65%(研修後)

に倍増している⁸。

宣言にもとづき、「淀川区 LGBT 支援事業」が整備された。コミュニティスペース（月3回）、予約制個別相談（月1回、1日2枠）、各種啓発アイテムの作成（「虹色ニュース！」の発行など）、啓発講演会、意見交換会、LGBT 電話相談（2018年4月から大阪市人権啓発・相談センター電話相談に移行）などの取り組みが進められている。コミュニティスペースには年間200人以上の参加者があり、電話相談には年間1,000件以上の着信があったという。

注目されるのは、教職員向け LGBT ハンドブック『「性はグラデーション」大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック⁹』（2015年12月）と「医療リーフレット」（2017年4月）の発行である。前者は、2015年4月30日に文部科学省から出された通知（「1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援」「2. 性同一性障害に係る児童生徒や『性的マイノリティ』とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」）を受けたものである。教員養成課程にも性的マイノリティに関する項目が入っておらず、教職員でさえ正しい知識がないことに対処しようとした。教職員向けハンドブックには、LGBT 当事者である児童生徒の自殺企図率の高さなどに関するデータも紹介され、たいへんわかりやすく作成されている。

淀川区における先進的な取り組みをさらに発展させる形で、大阪市もまた取り組みを始めた。市のホームページに「大阪市 LGBT 支援サイト¹⁰」を立ち上げ（2019年6月3日）、関連情報を集約している。「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度¹¹」（2019年1月10日）とは、同性パートナーを配偶者と同等に処遇しているかなどによって3ランクに分けて認定するもので、2019年8月までに14社が認定を受けている。さらに2020年からは「大阪市 LGBT フレンドリー企業表彰制度（仮）」もはじまる予定である。また、研究者と協力した「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」の結果速報が出されている（2019年4月）。ガイドブックは、事業者向け（2018年12月）に続いて、職員向け（2019年3月）も策定された。「大阪市パートナーシップ宣誓書受領証」の交付は、2018年7月から開始された。大阪市の宣誓書受領証を持つ者には、大阪市営住宅の入居資格・同居承認資格の対象となる。2019年5月現在で、113組が受領証の交付を受けた。

3. 市民と職員の権利保障

1) 教育における SOGI 差別の防止

日本では、LGBT 当事者である子どもたちへの教育的支援は、①人権、②障害者支援、③いじめ・自殺予防の文脈から求められるようになったが、文科省については②・③の影響が大きい（渡辺 2016：150）。

文科省は、2015年4月に通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

⁷大阪市 <https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000232949.html>

⁸「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/jorei_keikaku/danjobyodojorei/jorei.html

大阪市 <https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000235696.html>

⁹大阪市淀川区 <http://niji-yodogawa.jp/> 教職員向け LGBT ハンドブック /

¹⁰大阪市 <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000397620.html>

¹¹大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度実施要綱 <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000457201.html>

等について¹²⁾を出したが、この通知も上記②・③の文脈で出された。同通知は、「自殺総合対策大綱」（2012年8月28日閣議決定）を引き合いに出し、トランスジェンダーを「障害」の文脈で捉えている。LGBについては、翌年の文科省手引き「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（2016年）で言及されたが、重点は引き続きトランスジェンダーに置かれた。トランスジェンダー児童生徒が小学校入学前に性別に違和感を持ち始めるケースが多いこと、彼らの自殺念慮がきわめて高いことが大きな理由であった（中塚 2017a、中塚 2017b）。

「人権」（上記①）という視点からは、適切な性教育や教科書見直しが必須である。しかし、学習指導要領の改訂（2017年）にあたって、保健体育に関して異性愛主義的な記述の見直し要請がパブコメで出されたが、文科省は性の多様性やLGBTに関する言及を見送った（松村 2018：142-143）。「多様な性について教えることには消極的だが個別支援は行う」という国の施策が反映されている（遠藤 2018：104）。

「府中青年の家」事件に係争中の頃、国連は、1995 - 2004年を「人権教育のための国連10年¹³⁾」と位置づけ、各国に国内行動計画を定めることを求めた。「国連10年」の最終年である2004年には、国連総会で「人権教育のための世界計画¹⁴⁾」の開始が決議された。計画は5年ごとに重点領域を変えながら進められている¹⁵⁾。これらの「世界計画」に「性的指向」が盛り込まれたのは2010年であった。第1フェーズ（2005-09年）では、「差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対を促進する」とされていた¹⁶⁾。第2フェーズ（2010-2014年）で「性的指向」の文言が追加され¹⁷⁾、第3フェーズ（2015-2019年）では、「多様性の尊重及び認識、並びに人種、性別、ジェンダー、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的又は社会的出自、障害、性的指向及びその他に基づく差別への反対を促進する」（下線は筆者）と改められた¹⁸⁾。

国連の要請に応じて、日本でも1997年に「国連10年国内行動計画」（文部科学省）が定められ、2000年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が成立した。しかし、行動計画にも人権教育・啓発推進法にもSOGIは言及されていない。日本の人権教育で「同性愛者への差別」や「性的指向にもとづく差別」が課題として掲げられるようになったのは、2002年以降である。「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年）では、人権教育（学校教育、社会教育、家庭教育、企業内教育等）において取り組むべき課題として、女性、外国人、子ども、HIV感染者等、高齢者、犯罪被害者やその家族、障害者、同和問題、アイヌの人々、インターネット、北朝鮮当局による拉致問題等に加えて、最後の「(13) その他」に「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」が言及された¹⁹⁾。他方、法務省が毎年実施している人権週間では、年間

¹²⁾文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

¹³⁾外務省「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）行動計画（仮訳）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku3.pdf

¹⁴⁾外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/un59_ketugi3.html

¹⁵⁾ヒューライツ大阪 <https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section4/2018/10/post-8.html>

¹⁶⁾外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku.pdf

¹⁷⁾外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/pdfs/k_keikaku_02ap.pdf

¹⁸⁾外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000090692.pdf>

強調目標として2002年から「性的指向にもとづく差別をなくそう」、2004年から「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」が掲げられている（渡辺 2017）。にもかかわらず、日本の教育現場でLGBTへの包括的配慮は進まなかった。たとえば、2012年実施の公立学校教員採用試験では、性的指向を問う設問を含んだ「適性検査」（ミネソタ多面的人格目録）が11県2市で実施されていた（岩本 2016:172）。

学校教育の現場では、「性の多様性」教育への取り組みが徐々に進んでいる。愛媛県西条市丹原東中学校での実践は、その有為な例と言えよう。同中学校は、「文部科学省人権教育研究校」（2014-2015年）に指定された。生徒たちは、「性的マイノリティ」の人権について地域への啓発活動に参加するようになり、2016年の生徒総会ではトイレの変更・制服の改正・小学校への出張授業などを自ら決定するまでになる（岸田 2017:43-74）。

九州でも取り組みに進展が見られる。九州各県・政令市の教育委員会で「授業等で取り組んだ（取り組む予定の）人権課題」として「性的少数者」「性の多様性」などを選んだ学校の割合などを調べた結果、授業で「性の多様性」を扱った学校の割合は2014年度から2018年度にかけて大幅な伸びが認められた。福岡市では人権教材で性の多様性を扱い、2017年度から小学校で必修としている。その結果、小学校では12・6%から100%へと急伸し、中学校でも7・2%から60・9%に増えた。熊本県では小学校6・0%→18・8%、中学校4・2%→28・9%、宮崎県でも小学校2・9%→21・4%、中学校4・4%→28・7%へと増えている。大分県、鹿児島県、熊本市も増加傾向にあったという（西日本新聞社 2019年8月27日）。

公立高校入学願書の性別記載欄についても撤廃に向けた動きが進んでいる。朝日新聞が全国47都道府県の教育委員会に実施したアンケート（2018年11～12月）によると、公立高校の入学願書にある性別欄について、大阪府と福岡県が2019年春の入試から廃止を決めたほか、神奈川県・熊本県・徳島県が2020年春入試からの廃止を検討している。北海道・京都・岡山など11道府県は、時期は示さなかったものの廃止に向けて検討するとした（朝日新聞 2019年1月6日²⁰）。

2) 雇用・労働に関する施策

雇用・労働に関しては、①国レベルでSOGIハラスメントが禁止され、②自治体では職員採用・処遇・福利厚生に関する配慮が進められている。

2016年8月、厚生労働省は、男女雇用機会均等法に関するいわゆる「セクハラ指針」（「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」）を改正し、性的指向や性自認に基づくハラスメントも指針の対象となると定めた（2017年1月より施行）²¹。同年12月、人事院は、「人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等の）運用についての一部改正」を発出し、セクハラ指針よりも踏み込んだ内容を盛り込んだ。人事院規則第2条第1号に定める「性的な言動」に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に

¹⁹ 「(13) その他以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」法務省 <http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf>

²⁰ 朝日新聞2019年1月6日 <https://digital.asahi.com/articles/ASLDB3GPQLDBPTIL004.html>

²¹ 厚生労働省「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（最終改正：平成28年8月2日厚生労働省告示第314号）<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000133451.pdf>

基づく言動も含まれる」と明記し、「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」には、「セクシュアル・ハラスメントになり得る言動」の一つとして「性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とすること」を挙げたのである²²。

2019年5月、職場でのパワー・ハラスメント（パワハラ）防止を義務付ける関連法（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法など5法律を改正）が成立した。パワハラ関連法にもとづき、2019年秋までに厚生労働省が「パワハラ対策指針」を策定予定である。指針の策定に関する付帯決議では、明示されるべき事項の一つとして、「職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウトティングも対象になり得ること、そのためアウトティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること」が挙げられた²³。

全国の自治体で取り組みが進んでいるのは、職員採用試験における性別欄削除と職員の福利厚生充実である。毎日新聞の調査によれば、大阪市など13自治体で「選考に性別は関係ない」として、一般行政職採用試験に関して性別欄を削除、または任意項目としていた²⁴。職員の福利厚生については、千葉市や横浜市、大阪市などで取り組みが進んでいる。たとえば、大阪市は、2019年4月以降、パートナーのいるLGBT当事者職員に8種の休暇取得を認めた（結婚休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、忌引休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）。

3) 市民サービスの改善——性別記載欄の見直し

2013年、一般社団法人「日本性同一性障害と共に生きる人々の会」は、総務省あてに、公文書からの不要な性別欄の削除を要望した。①印鑑登録証明書からの性別欄の削除、②住民票の写しの男女の別記載を選択制にすること、③マイナンバー（個人番号）カードの性別欄を表面的な記載から削除すること、④選挙人名簿からの性別欄削除と投票所入場整理券からの性別欄削除、である²⁵。これらの要望のうち、①・②は進みつつあり、④も取り組みが拡大しつつある。しかし、③は国の管轄であり、マイナンバーカード表面に性別を記載することが法定されていて、改善は進まない。

2016年12月、総務省は印鑑登録証明書や住民票記載事項証明書に性別表記がなくても「差し支えない」との通知を出した²⁶。また、2019年5月、総務省は、都道府県と政令指定都市の担当者向けの会議で、投票所入場券の記載事項が差別的にならないよう必要性や表現を検討するよう求めた。

²² 人事院「人事院規則10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuchi/10_nouritu/1032000_H10shokufuku442.html

²³ 第198回国会開法第38号付帯決議「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（2019年6月）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourouF4A4EEE1E4CE9333492583E800014D3F.htm

²⁴ 毎日新聞2018年5月12日、<https://mainichi.jp/articles/20180512/ddf/041/040/012000c>

²⁵ 「性同一性障害に関する性別欄についての要望書2013」https://gids.or.jp/info/jimukyoku/20130613_1

²⁶ 「住民票の写し等の交付に係る質疑応答について（平成28年12月12日総行住第198号）」（平成29年1月25日開催 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（岡山県ホームページ（市町村課））」「資料19- マイナンバー制度と住民基本台帳制度について」（平成29年1月25日 総務省自治行政局住民制度課）PDF ファイル9頁。http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/501302_3729518_misc.pdf

2013年7月を中心とする調査によれば、性別欄のない印鑑登録証明書を発行する市区町村が31都道府県183自治体に上っていた²⁷。先述の通り、性別欄削除の取り組みは、2002年頃からいくつかの自治体で始まっていたが、最近、取り組みが加速している。最近では、京都府精華町²⁸（2018年）、山梨県で初となる甲府市（2019年）、滋賀県大津市（2018年）・長浜市（2019年）・野洲市（2019年）の例がある。野洲市のように、しばしば、印鑑登録証明書の性別表記を削除することと住民票記載事項証明書の性別表記を省略可能にすることがセットになっている²⁹。堺市は、2016年度全庁的に性別欄の要不要の見直しを行った。印鑑登録等申請書・証明書等の性別欄を廃止（2017年12月「堺市印鑑条例」改正）等である。

投票所入場券についても性別欄が削除されつつある。入場券の内容や本人確認の方法は各自治体に任されているが、性別は投票所での本人確認や男女別集計に必要と説明されることが多い。しかし、投票者の法的性別は選挙人名簿で確認できるため、投票行動の性比データを得るために入場券の性別欄は必要ない。また、法的性別を性自認にあわせていないトランスジェンダーにとって「本人確認」は苦痛でしかない。

2019年7月の参議院選挙にあわせた朝日新聞の取材によれば、愛知県内54市町村のうち、名古屋市や豊橋市、豊川市など47市町村が参院選の投票所入場券に性別欄を設けないことがわかった。東海地方では、岐阜市や津市なども入場券に性別欄を設けていない³⁰。また別の取材調査によると、宮城県では、2019年7月参議院選挙時点で35市町村のうち仙台市など8市町では入場券に性別記載欄がなかったが、8割以上の27市町村で性別欄が設けられていた。しかし、あるトランスジェンダーの訴えに応じて検討がなされ、2019年10月県議選までに14市町村で性別記載の廃止あるいは記号への変更が決定し、検討中の11自治体のうち8市町が廃止の方向で協議を進めている³¹。

公文書の一斉見直しは、前述の通り、小金井市や市川市が先行するが、最近では、大阪府が、2018年6月～2019年1月にかけて、行政委員会を含む大阪府庁全ての部局等を対象に、行政文書全574件における性別記載欄の点検・見直しを行った。その結果、府の裁量で見直しが行える文書369件のうち、139文書について性別欄を削除し、64文書で記載方法を工夫した。166件については、「統計上、医療上、男女共同参画の観点等から性別情報を収集する必要があるもの」として性別欄を残した。性別欄廃止文書には、府立高等学校及び高等支援学校の入学選抜における入学志願書や大阪府人事委員会が実施する職員採用試験申込書（一部職種を除く）が含まれる³²。2019年3月12日、尼崎市も性別欄のある606種の公文書を調べ、うち3分の1にあたる201種（災害援護資金申請書類や公民館利用報告書など）は性別欄を削除できるとの調査結果をもとに、性別記載欄見直しの指針を公表した³³。大阪市も、2019年度から全庁的に可能な範囲で性別欄を削除した。

²⁷市区町村は全国に約1740あり、1割強に当たる。都道府県別で最も多かったのは東京都の38自治体で、愛知の19、埼玉の18、北海道と長野の各15、神奈川の13などが続く。政令市は12市（仙台、新潟、神戸、広島など）である。日本経済新聞、2015年5月23日 https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG23H64_T20C15A5CR8000/

²⁸京都府精華町 <https://www.town.seika.kyoto.jp/kurashi/todokede/2/8065.html>

²⁹野洲市 <http://www.city.yasu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/7/20190220siryo3.pdf>

³⁰朝日新聞2019年7月18日、<https://www.asahi.com/articles/ASM7C61VBM7COIPE02F.html>

³¹河北新報2019年8月28日、https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201908/20190828_11019.html

³²大阪府「行政文書における性別記載欄の点検・見直し結果について」2019年3月20日

おわりに

以上のように、SOGI 差別解消に向けて、地方自治体の動きは加速している。このような動きをオリンピック終了とともに収束させてはならない。求められるべきは、国全体の取り組みである。包括的な SOGI 差別解消法の制定と婚姻の性中立化を含む LGBT 当事者の人権保障が不可欠である（学術会議 2017）。そのためにも、SOGI 差別を解消するための法を速やかに成立させ、国の計画を立てて、その下で各自治体の取り組みを活かしていることが望まれる。

参考文献

- 浅倉 2016：浅倉むつ子「多摩市条例—『先進的』と呼ばれる条例策定までの道のり」（LGBT 法連合会 2016）
- 石原＝大島 2001：石原明、大島 俊之編『性同一性障害と法律—論説・資料・Q & A』晃洋書房、2001 年
- 岩本 2017：岩本健良「教員採用試験での適性検査 MMPI の見直しの必要性」（三成 2017）
- エムストラダ＝KIRA2015：エムストラダ、KIRA『同性パートナーシップ証明、はじまりました。渋谷区・世田谷区の成立物語と手続きの方法』ポット出版、2015 年
- LGBT 法連合会 2016：LGBT 法連合会編『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？—地方自治体から始まる先進的取り組み』かもがわ出版、2016 年
- LGBT 法連合会 2019：LGBT 法連合会編『日本と世界の LGBT の現状と課題—SOGI と人権を考える』かもがわ出版、2019 年
- 遠藤 2018：遠藤まめた「LGBT と教育をめぐる政策」（特集 2018『ジェンダーと法』15）
- 南野 2004：南野知恵子監修『解説・性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版、2004 年
- 大阪弁護士会 2016：大阪弁護士会人権擁護委員会性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム『LGBTs の法律問題 Q & A』LABO、2016 年
- 風間＝河口 2010：風間孝、河口和也『同性愛と異性愛』岩波新書、2010 年
- 上川 2007：上川あや『変えてゆく勇気—「性同一性障害」の私から』岩波新書、2007 年
- 岸田 2017：岸田英之「生徒による取り組みの紹介—丹原東中学校の実践から」（三成 2017）
- 国連 2016：国連人権高等弁務官事務所（山下梓訳）『みんなのための LGBTI 人権宣言—人は生まれながらにして自由で平等』合同出版、2016 年
- 諏訪の森法律事務所「「府中青年の家」裁判」（<http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/special/supplement3.html>）
- 竹葉 2018：竹葉梓「『那覇市パートナーシップ登録』の現状と課題」（特集『ジェンダーと法』15、2018）
- 棚村＝中川 2016：棚村政行、中川重徳編『同性パートナーシップ制度—世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版、2016 年
- 谷口 2015：谷口洋平『「同性愛」国際人権』（三成 2015）

³³ 尼崎市「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」2019年3月12日 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/998/201903-1.pdf

- 谷口 2016：谷口洋平「日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開」（特集 2016『日本ジェンダー研究』19）
- 谷口他 2017：谷口洋平・石田仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里「全国自治体における性自認・性的指向に関連する施設調査（2016（平成 28）年 4 月～7 月実施）報告書」2017 年
- 同性婚 2016：同性婚人権救済弁護団編『同性婚——だれもが自由に結婚する権利』明石書店、2016 年
- SOGI2019：「なくそう！ SOGI ハラ」実行委員会編『はじめよう！ SOGI ハラのない学校・職場づくり——性の多様性に関するいじめ・ハラスメントをなくすために』大月書店、2019 年
- 学術会議 2017：日本学術会議法学会委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」2017 年 9 月 29 日 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t-251-4.pdf>)
- 特集 2016『日本ジェンダー研究』19：「特集：セクシュアリティとジェンダー」『日本ジェンダー研究』19、2016 年
- 特集 2018『ジェンダー法研究』5：「特集 2：セクシュアリティ」『ジェンダー法研究』5、2018 年、信山社
- 特集 2018『ジェンダーと法』15：「特集：LGBT（性的マイノリティ）の権利保障—差別禁止法・理解促進法の動きと今後の課題」『ジェンダーと法』15 号、2018 年
- 中塚 2017a：中塚幹也「LGBTI 当事者のケアに向けた学校と医療施設との連携」（三成 2017）
- 中塚 2017b：中塚幹也『封じ込められた子ども、その心を聴く—性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版、2017 年
- 二宮 2017：二宮周平編『性のあり方の多様性——一人ひとりの瀬セクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社、2017 年
- 原科 2004：原科孝雄「人間万事塞翁が馬——暗黒時代から特別法制定まで」（南野 2014）
- 松村 2018：松村歌子「学校現場における性的マイノリティの児童生徒をめぐる課題」（特集 2018『ジェンダー法研究』5）
- 三成 2015：三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法——尊厳としてのセクシュアリティ』明石書店、2015 年
- 三成 2016：三成美保「セクシュアリティとジェンダー—史的指向の権利保障をめぐって—総論」（特集『日本ジェンダー研究』19、2016）
- 三成 2017：三成美保編『教育と LGBTI をつなぐ——学校・大学の現場から考える』青弓社、2017 年
- 三成 2019a：三成美保編『LGBTI の雇用と労働——当事者の困難とその解決方法を考える』晃洋書房、2019 年
- 三成 2019b：三成美保「LGBTI の包括的権利保障をめざして——日本学術会議提言を中心に」（LGBT 法連合会 2019）
- 山下 2018：山下梓「性的指向、性別自認と人権—国連の動向から見る日本の課題」（特集 2018『ジェンダーと法』15）
- 渡辺 2017：渡辺大輔『「性の多様性」教育の方法と課題』（三成 2017）

Child Neglect and Gender Role Attitudes: An Analysis of Two Case Studies

Emiko KATSURADA
(Kwansei Gakuin University)

Abstract

Based on two non-fictional books entitled “Child Neglect-Why did Mana die?-" (Taketoyo case; Sugiyama, 2007) and “Reportage Abuse-A case of two young children’s death by being left alone at home in Osaka-“ (Osaka case; Sugiyama, 2010) , I argued that there are traditional gender-role attitudes behind child neglect.

In both cases it is clear that there is a traditional gender role, that is, child rearing is a mother’s role, as a background of child neglect. In the Taketoyo case, due to the traditional gender roles of both the father and the mother, the mother took housekeeping and child rearing job on herself. Then, child rearing became a burden for her and along with other factors she ended up neglecting the child. In the Osaka case, people around the mother, such as her husband, mother and father in law, and her own father insisted that ‘mothers should raise children’ and ‘we cannot separate a mother and children’ at their divorce, although they knew that she was not suitable for raising her children. Therefore, after divorce she had to start to work and raise the children by herself, which became burden for her and was a factor in her neglect of the children.

From this research I suggest that one way to reduce child abuse and neglect in Japanese society is to change people’s traditional gender-role attitudes. To accomplish this goal, classes addressing gender roles should be incorporated in the curriculum of middle and high schools.

育児放棄（ネグレクト）と伝統的性役割観

—「武豊町3歳時餓死事件」と「大阪二児置き去り死事件」から見てくること—

桂田 恵美子

（関西学院大学文学部総合心理科学科）

1. はじめに

悲惨な虐待による幼い子どもの死亡報道が後を絶たない。2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたが、子どもの虐待死数は一向に減少する傾向にない。2018（平成30）年の厚生労働省（2018a）の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）の概要」によると、2017（平成29）年度（4月1日から翌年3月31日まで）の子ども虐待による死亡事例は67例（77人）で、このうち、心中以外の虐待死は49例（49人）である。この数値は2016（平成28）年度よりもわずかに下降しているが、概要に掲載されている過去10年間の数値と大差はない。つまり、毎年虐待により幼い子どもの命が一定数奪われているということである。こうした事態を改善するためには、児童虐待の要因を探り、対策を講じる必要がある。

児童虐待は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待などに分類されるのは周知の通りであるが、厚生労働省（2018b）の「平成29年度児童相談所での児童虐待相談件数<速報値>」によると、相談件数は年々上昇しており、最も多いのは心理的虐待（54.0%）で、身体的虐待（24.8%）、ネグレクト（20.0%）、性的虐待（1.2%）と続く。しかし、同年の虐待による死亡例となると、一番多いのは身体的虐待（55.1%）で、ネグレクト（38.8%）がそれに続く（厚生労働省，2018a）。

児童虐待だけでなく、大人間のドメスティック・バイオレンスをも含む虐待の根底には「支配的人間関係」があるとされており（長谷川，2003）、児童虐待の要因や背景については、すでに述べられている。例えば、川崎（2006）は、厚生労働省の「子どもの虐待対応の手引き」に記載されている（1）親自身が子ども時代に大人から愛情を受けていない、（2）ストレス、（3）孤立する家族、（4）親にとって意に沿わない子、の4つの児童虐待の要素は妥当性があるとして実例を入れて詳細に説明している。また、臨床家の西澤（1994）は子どもの特徴、親の特徴、夫婦関係や家族の社会経済的状況などの複数の要因が重なることで虐待が生まれると述べている。このように、児童虐待の要因は愛着や家族の構造的問題の視点から論じられることが多く、児童虐待とジェンダーとの関連が論じられることはほとんど無い。しかし、Klevens & Ports（2017）はUNICEFやUSAIDによって2011年から2015年に測定された世界57か国の身体的虐待・ネグレクトの報告と「社会制度・慣習とジェンダー指数」（The Social and Institutional Gender Index）、「女性の不平等指数」（The Gender Inequality Index）や「男女格差指数」（The Gender Gap Index）を分析し、「社会制度・慣習とジェンダー指数」や「女性の不平等指数」が高い国ほど、「男

「女格差指数」が低い（男女の格差が大きい）国ほど身体的虐待やネグレクトの割合が高いことを報告している。この57カ国には日本は含まれていないが、Human Development Index というそれぞれの国の発展レベルを統制した上でも、これらの関連は有意であるという。このように、世界の国レベルで見ると、児童虐待やネグレクトとジェンダーは関連があることが示唆されている。このことから、性役割観も児童虐待の一因であることが考えられる。しかし、一国内における児童虐待とジェンダーの関連を検討した研究は国内外においてほとんど見られない。

そこで、本稿では、児童虐待の原因には愛着の問題や親自身の成育歴、周囲のサポートの欠如など様々挙げられるが、性役割観もその原因の一つとして考えられることから、そしてそのような知見がほとんど無いことから性役割観に焦点を当てて論じる。児童虐待に関しては実証研究が難しいため、事例分析の方法を取る。『ネグレクト - 育児放棄 - 真奈ちゃんは何ぞ死んだか』（杉山, 2007）と『ルポ虐待 - 大阪二児置き去り死事件』（杉山, 2013）の二著書は、ノンフィクション作家の杉山春氏が裁判を傍聴し、その裁判資料と虐待加害者や親族の者への自身の綿密な取材によってその事件の経過を明らかにしたものであり、ネグレクトが起こった背景を探る良い資料であると考えた。そこで本稿ではまず、上述の二著書をもとに、親のネグレクトによる幼児死亡事件（「武豊町3歳児餓死事件」と「大阪二児置き去り死事件」）について概観し、そこから見えてくるネグレクトと「子育ては母親の手で」という伝統的性役割観との関連を明らかにする。そして、そうした伝統的性役割観と関連があると思われる若年出産と虐待の関連についても考察する。

2. 二事例の概要

1) 「武豊町3歳児餓死事件」の概要（以後、武豊事例と呼ぶ）

2000（平成12）年12月に愛知県武豊町で3歳の女兒が餓死した。3歳児の平均的な体重は13.6kgとされるが、この女兒は死亡時5kgであった。亡くなった女兒の両親は共に21歳で、父親は会社員、母親は専業主婦である。母親である女性は幼少期自身の母親が家出をしており、一旦は戻るが、9歳の時に両親は離婚、父親と弟たちと暮らす。その父親はパチンコにお金を使い子どもに対してはネグレクト状態であり、この女性が小さいころから幼い弟たちの面倒を見る。学校ではいじめなども経験し、中学卒業後は就職し、同時に定時制高校に通う。しかし、途中で退学、退職し、非行グループの仲間に入って遊んでいる時期に同じグループに出入りする男性（亡くなった女兒の父親）と出会い、二人は同じ幼稚園に通ったということで親しくなり一人目の子を妊娠する。しかし、男性はまだ高校2年生であり、男性の母親に強く反対され、中絶する。その後、二人は女性の実家で同棲し、2人目の子どもを妊娠し、今度は男性の母親には内緒で出産する。共に18歳で親となる。一人目の子の妊娠に反対した男性の母親は、この女兒の出産には反対することもなく、非常に喜んで出産を受け入れた。しかし、母親である女性はこの姑は好きになれなかった。

父親である男性も幼少期に両親が離婚し、母親に引き取られるが、小学生の時母親の再婚により継父が加わった生活が始まる。母親は厳しく、母親との関係は良いものではなかった。学校ではいじめなども受け、テレビゲームに没頭する児童期・思春期であった。高校生になってからは

非行グループに出入りするようになり、妻となった女性と出会い、父親となる。男性は高校を卒業し、就職する。就職後、二人は社宅に移り、家庭を持つ。男性は職場では真面目に働き、会社内での評価も良好であったが、子育てにはほとんど関わらず、帰宅後はテレビゲームに没頭する毎日であった。

死亡した女兒は生後9か月時に、急性硬膜下血腫で入院し手術を受ける。これは、遊びで父親が子どもの足を持って時計の振り子のように激しく揺すったのが原因とされている。この後、女兒には発達の遅れがみられ、母親にとっては育てにくい子となる。しかし、姑はこの女兒を可愛がり、時々は自分の家に連れて行って長い間預かるなどを繰り返す。母親からすれば、このような姑の介入は姑の勝手な都合によるものであるとして好意的には受け取れず、姑のところから帰ってくる女兒が姑色に染まってしまっていると感じ、一層好きになれなくなって行く。女兒の一歳半検診時、発達の遅れが歴然となり、母親はそれから一層この女兒が疎ましくなっていく。そして、その頃、下の子（男児）が生まれる。母親はこの男児を非常に可愛がり、育児も普通にする。一方、女兒はより一層扱いにくい行動を示すようになり、母親は仕切りをした3畳間に布団を敷きっぱなしにし、子ども用のテーブル付き食事椅子を置き、女兒をそこにに入れて育てる。食事は菓子パンと飲み物程度であり、おむつの換えなどはほとんどしない状態であった。食事も徐々に1日に1回程度となる。姑はその様子を檻の中に動物を飼っているように見えたと表現している。また、女兒が3歳の誕生日数日前に悪さをしたために、母親は女兒の手を縛り、段ボールの中に入れて、誕生日をこの段ボールの中で迎えさせることになる。

このような子育てをしている母親の生活はと言えば、ストレスから買い物依存症となり、家の中は物で一杯になり、ごみ屋敷のようであったという。借金がかさむことにより、更にストレスになるという悪循環が起こっていたが、夫に相談しても、夫は取り合わず、夫以外の者に相談することはなかった。夫（父親）は、女兒に対するこのような育児に関して何も言わず、どちらかというと、育児に関して無関心であった。会社での仕事は真面目にこなす信頼もあったが、家に帰るとテレビゲームばかりしているという状態であった。名古屋地方裁判所での一審の結果は、この女兒の死に対して両親に殺意があったということで、父親、母親ともに懲役7年という判決であった。その後、控訴するが、名古屋高等裁判所は控訴を棄却し、最高裁への上告も棄却され、2004（平成16）年4月、刑が確定した。

2) 「大阪二児置き去り死事件」の概要（以後、大阪事例と呼ぶ）

2010（平成22）年7月、大阪ミナミの繁華街の近くのワンルームマンションで、3歳の女兒と1歳8か月の男児が死亡しているのが発見された。部屋の戸口は子どもたちが出られないように粘着テープが外側から貼られ、南京錠もかけられていた。母親は近所の風俗店で働く23歳のシングルマザーであった。

母親である女性は、愛知県四日市市生まれである。彼女の父親は荒れていた四日市市の高校で、廃部寸前のラグビー部を復活させ、何度も全国大会出場までに育てあげた有名熱血高校教師である。この父親は彼女が6歳の時に彼女の母親と離婚し、最初子どもたちは母親に引き取られ、母親の実家の離れで暮らす。しかし、そのうち母親は子どもを置いて男性の所へ行ってしまう、結局、父親が子どもたちを引き取り、シングルファーザーとして子どもたちを育てる。その1年半

後、父親は再婚するが、新しい母親と子どもたちの関係は悪く、彼女が小学校の高学年になった頃、父親は再び離婚する。その後再婚はしていないが恋人は常にいる状態であったという。彼女は中学で非行グループに入ったり、家出して暴走族に入ったりして問題を起す。中学卒業後父親の勤務する高校には入学できず、父親の知人が勤務する東京の私立高校に通う。高校1年の時は数々の問題を起し少年院に入ったこともある。しかしその後、東京で世話をしてくれた父親の知人の年老いた母親が親身に彼女の面倒を見てくれて、高校3年時には人が変わったように行動が良くなる。高校卒業後、地元の四日市に戻り割烹店に就職する。そこにアルバイトに来ていた19歳の大学生と仲良くなり、妊娠し結婚する。男性は大学を辞めて就職し、女性は20歳で女児を産む。最初は、夫の実家で同居し、姑との関係も良好であった。その後、3人でアパート暮らしを始め、男児が産まれる。男児が産まれて間もなく、女性は特別な理由もなく浮気をし、子どもを置いて家出する。友達の家を転々とした後、家に戻って来る。両家の親を交えた家族会議となり、夫は「やり直したい」と言うが、彼女が「やって行けない」ということで離婚となる。子どもの養育に関して、母親は「私には育てられない」と言うが、皆から「子どもを母親から引き離すことはできない」と言われ、彼女は母親として、「育てられない」と言っただけでいいと思いき、彼女が引き取ることになる。この時、養育費や父親との面会などについての話し合いはまったくなく、彼女は子どもたちをちゃんと育てるという誓約書を書かされる。

離婚が決まった夜、夫と子どもがお風呂に入っている間に家出し、男友だち（浮気相手とは別の男性）のところに1週間泊まり、アパートに戻ってくる。再び家族会議をもち、その後、彼女と子どもは、彼女が家出した時に泊まっていた男友達のところに連れていかれるが、その男性とは一緒に子どもを育てるような関係ではなかったため、すぐに実母の所で世話になる。しかし、その実母とは両親の離婚により小さい頃から一緒に暮らしていたわけではなく、その後も頻繁な接触があったわけでもなく親密な関係ではなかったため、そこもすぐに出ていく。そして、子どもを連れて名古屋のキャバクラで働き始める。この頃一度、本人がインフルエンザに罹ったので、子どもたちを預かって欲しいと離婚した夫に電話をするが、急に仕事を休めないかと断られる。その後、実父にも断られ、実母とは電話が繋がらなく、このことから彼女は「誰も助けてくれない」との思いを持つようになる。こうして、ここでの暮らしにおいてすでに、子どもを部屋に置いたまま、キャバクラの客（恋人）と出かけるということは始まっている。

その後、大阪に移り、風俗店で働き、その寮であるワンルームマンションに子どもを置いたまま、時々、食べ物（菓子パンやコンビニで購入した食料）を子どもに与えるために帰るという生活を送る。その間、本人は恋人のホストと過ごしたり、地元に戻り、中学時代の非行仲間と遊んだりの日々を過ごす。SNSには、子どもは祖父母のところに預けていると記述し、本人が楽しんでいる写真ばかり掲載している。弁護側の精神鑑定によると、この母親はその生育環境から離人症障害という解離性の病理があり、その病理によりこのようなネグレクトがおり、2人の子どもを死なせてしまったということであった。しかし、その鑑定は認められず、大阪地方裁判所の第一審の判決は懲役30年であった。その後、控訴するも二審も一審の判決を支持し、最高裁は上告を棄却し、2013（平成25）年3月、懲役30年の刑が確定した。

3. ネグレクトと伝統的性役割観の関連

上述の概観から、この二事例におけるネグレクトの背景として共通する点が多数見られる。例えば、虐待に関しては良く言われている世代間連鎖や育児に関するサポート不足なども両事例に見ることができる。しかし、先述したように、この二事例において顕著なのは、「子育ては母親の役割」という伝統的性役割観である。本節ではまず、伝統的性役割観とネグレクトの関連について事例ごとに検討する。そして、この「子育ては母親の役割」という伝統的性役割観がネグレクトに結びつきやすいことについて論じる。

1) 武豊事例に見られる伝統的性役割観

この夫婦の伝統的性役割観は明確である。特に父親である男性は子育てに一切関与せず、帰宅後テレビゲームばかりしていた。その理由として「男は仕事、女は家事・育児をするものだと思っていた」とはっきりと裁判で述べている。その発言を裏付けるように、この父親は会社には真面目に通い仕事をこなしている。しかし、家事・育児は自分の仕事ではないという観念から、妻がどのような子育てをしてもまったく関心がなかったということが読み取れる。また、子育てにかかわらないため幼い子どもの脆さがわからず、たまに子どもとかかわった時揺らし過ぎて、我が子を急性硬膜下血腫に至らしめ、その後発達に障害が出てしまう。しかし、本人はその責任をまったく感じていないようであった。

母親は専業主婦であり、結婚前もほんの短い間しか働いていない。結婚後も働くことは全くなく、専業主婦として家事・育児は自分の仕事と思い遂行していた。故に、帰宅後テレビゲームばかりしている夫に対して子育ての援助を依頼することもなく、子育てに非協力的な夫に不満をぶつけることもなく毎日を過ごしている。女兒が急性硬膜下血腫で入院した時も、かいがいしく世話をしていたという。しかし、その後、女兒が成長するにつれ、事故により受けた障害もありその子の育児が大変になって行くと、徐々にストレスが貯まり、買い物依存症になる。その結果借金を重ね、それが更なるストレスとなる。そうした状況にもかかわらず、彼女は夫だけではなく、周りの者に対しても子育ての援助を求めることをしていない。これは彼女自身の性格による部分もあると思われるが、子育ては自分の仕事と思い込んでいるが故に誰に対しても援助を求めることが出来なかったとも推察できる。性役割に関して、父親のように裁判で明確に陳述はしていないものの、彼女もまた強い伝統的性役割観を持っていたと思われる。

小学校教諭である大橋（2005）は自身が担任をした被虐待児童とその母親の事例をあげ「子育てをジェンダーの視点で見直すと母親たちの負担の大きさとその頑張りに気づきます」（p.111）と述べ、更に、こうした母親の頑張りや過大な負担から余裕がなくなり児童虐待が発生すると述べている。武豊の夫婦のケースはまさに、母親が子育てという役割に追い詰められた結果、ネグレクトに至ったと考えられる。しかしながら、女兒に対してのみネグレクトを行い下の子である男児には行っていないことから、子どもの育てにくさや姑との関係など他の要因も複雑に絡み合っていることも否めない。

2) 大阪事例に見られる伝統的性役割観

この事例の母親は結婚前少しの間働いていたが、結婚後は全く働いていない。しかし、彼女は特別に強い伝統的性役割観を持っていたわけではない。離婚協議の家族会議で、「私には子どもたちを育てられない」と言っているところから、彼女自身はむしろ伝統的性役割観に囚われていないと言える。しかし、強固な平等的性役割観を持っているわけでもないので、周りから「子育ては母親の手で」という伝統的性役割観を押し付けられるとそれを否定できなかった。この事例で問題となるのは彼女を取り巻く人々（彼女の夫、夫の両親と彼女の父親）の伝統的性役割観である。まず、彼女の夫であるが、大学生であった彼は子どもができたことがわかると、大学をやめて結婚し働き始める。これは彼が妻と子どもを経済的に支えるための決断であり、夫・父親としての責任感がそうさせたのであろう。このことから、彼は伝統的性役割観の持ち主であることが伺える。また、離婚後彼女がまだ名古屋のキャバクラで働いていた時、インフルエンザに罹り一度だけ子どもの世話を頼んだ時も仕事を優先し断っている。これは口実だったのかもしれないが、彼の伝統的性役割観の一面を表しているとも考えられる。

夫を含めた彼女の周りの者の伝統的性役割観が顕著に表れているのは離婚協議の家族会議の場である。この場には彼女と夫の他に、夫の両親と彼女の父親が居たとされる。これらの家族の者については、誰がどのような発言をしたかは詳細には記述されておらず、周りの者としてひとまとめに扱われている。この家族会議の場で、離婚後の子どもの養育に関し、彼女自身ははっきりと「私には育てられない」と言っている。それにもかかわらず、「子どもを母親から引き離すことはできない」と周りの者から言われ、二人の子どもは彼女が引き取ることになったという。そして、離婚が決まった後も彼女は子どもを置いて別の男性のところへ家出している。このように、彼女としては自分が子どもを育てられない、あるいは育てたくないということを行動で示していたにもかかわらず、結局、伝統的性役割を持ち出して子どもを母親に押し付ける形になっている。

この夫やその家族の者が伝統的性役割観を持っていたことは明らかであるが、このケースで問題となるのは、伝統的性役割観の有無そのものよりも、「子育ては母親の手で」という伝統的性役割観を利用して、離婚後の子育てを父親側が放棄していることである。離婚後、父親側から連絡を取ることはなかったし（一度だけ娘の3歳の誕生日に電話したがつながらなかったと裁判で答えているが）、経済的援助は一切なかった。その為、母親である女性は二人の子どもを抱え、離婚後今までには無かった経済的役割をも担わなければならなくなった。本来ならば、裁判によってどちらが子どもを引き取るか等を決めるべきであるが、まだ若い母親にはそのような知識もなく、周りの者に「子どもは母親が育てるべき」と言われると強く反論できなかったと裁判で述べている。

こうして離婚後の子育てはこの若い母親が一人で担うことになり、それが彼女にとっては大きな負担となり、結果がネグレクトという形になってしまった。結局、彼女を取り巻く人々によって、彼らが持つ伝統的性役割観が都合よく使われ、二人の子どもが死に至ったと言っても過言ではないと思われる。

3) 伝統的性役割観とネグレクトの結びつき

上述した二事例に見られるように、「子育ては母親の役割」とする伝統的性役割観は父親や祖

父母など子どもの周りにいる者にとっては、子育てから手を引く大義名分となる。武豊事例は父親の伝統的性役割観とネグレクトの結びつきを明確に表している。大阪事例においては、父親側がこの大義名分を掲げ、離婚後は一切子育てにかかわっていない。これも、厚生労働省のネグレクトの定義には記述されていないが、広い意味ではネグレクトと考えられる。

一方、「子育ては母親の役割」とする伝統的性役割観は母親にとっては多大なプレッシャーとなる。そして、このプレッシャーに耐えられなくなった母親の取る一つの行動が子育てから手を引いてしまうことである。プレッシャーに耐えられなくなった母親が子どもに対して身体的、あるいは心理的・性的に虐待する場合もある。実際、武豊事例の母親は、ネグレクト状態にある中でも女兒の手を縛り、段ボールの中に入れるという身体的虐待もおこなっている。しかし、「子育ては母親の役割」とする伝統的性役割観をもつ父親や周囲の者がそうした観念が強いからと言って身体的虐待や心理的・性的虐待をするのは稀であろう。母親以外の者においては、「子育ては母親の役割」という性役割観は身体的・心理的虐待や性的虐待よりもネグレクトという虐待と最も結びつきやすいと考える。

4. 伝統的性役割観、若年出産と児童虐待との関連

二事例の数ある共通項の一つとして若年出産が挙げられる。武豊事例においては18歳で、大阪事例では20歳で父親・母親になっている。第1子出生時の母親の平均年齢が、武豊事例の母親が出産した年に近い1995年では28歳であり、大阪事例の母親が出産した2007年では29.4歳である(内閣府, 2017)。これらの平均年齢と比べると、両事例ともかなりの若年出産と言える。

若年出産は子育てにおけるリスクである。海外では、10代で妊娠・出産する若者が多く社会問題の一つとなっている。そのためそうした若者についての研究が多い。それらの研究によると、10代で出産する者の多くは若くしての出産は安産であり、赤ん坊が愛をもたらし、パートナーとのロマンチックな関係を助け、淋しさを少なくしてくれるという理想化した考えを持っていることが明らかにされており(Corcoran, Franklin, & Bell, 1997; Herman, 2008)、そうした理想化された考えを変えることに特化した介入研究(Minnick & Shandler, 2011)などもなされている。日本においては、周産期妊婦の全国的アンケート調査の結果、育児困難状況に関する質問項目のうち、乳児への怒りの項目や経済的な悩みに関しては10代の女性の方が高い傾向がみられることが報告されている(中澤・片瀬・山下・吉田, 2006)。中澤らは、10代の妊産婦はより心理社会的脆弱性を持っており、それが乳幼児虐待のリスク環境ともなっていると述べている。また、厚生労働省(2018a)の最新の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)の概要」では「若年(10代)の妊娠」という特集を組み、第5次報告から第14次報告(2007年1月1日～2017年3月31日)の10代の妊娠ありとされた事例の分析結果を掲載している。その報告書は、10代で妊娠し、出産後虐待により子どもを死なせてしまった母親は未婚であったり、子どもの父親の状況が不明であったり、若年出産における養育能力の不足や周囲のサポート不足を指摘している。

以上の文献や報告からもわかるように、若年出産は子どもを持つことを理想化して、現実的に子どもを育てることの責任まで考えていないことが多く、子育てにおけるリスクであると言える。

このリスクも周囲からの十分なサポートがあれば問題化しないが、厚生労働省（2018a）の報告にあるように、一般的に若年出産の母親はそのようなサポートが不足しており、虐待へとつながる可能性が大きい。本稿で取り上げた二事例はまさにその典型であるといえる。そして、その子育てリスクの一つである若年出産は伝統的性役割観と関連している。女子大学生のデータではあるが、伝統的性役割観をもつ者ほど家庭志向的キャリアプランをもつという研究結果（中井，2000）が報告されている。この中井の研究では直接結婚希望年齢を聞いているわけではないが、家庭志向的キャリアプランを持つ女性は職業志向的キャリアプランを持つ女性よりも早い結婚を望むと考えられる。ゆえに、女性の伝統的性役割観は若年出産につながる可能性が高いと考える。

5. おわりに

児童虐待の背景については、親自身の成育歴、ストレス（経済的ストレスも含む）、周囲からのサポート不足などが挙げられているが、本稿では、二つのネグレクトのケースに関するノンフィクション作家の著書に基づき、伝統的性役割観もその中に含まれることを明らかにした。そして、当事者だけでなく、周りの人々の「子育ては母親の役割である」という伝統的性役割観が児童虐待の中でも特にネグレクトに結びつきやすいことを論じた。

子どもを産むことは女性にしかできないことであるが、それをもって子育ても女性の役割とすべきではないと考える。誰も女性しか子育てができないとは考えてはいないが、武豊事例の父親のように「家事・育児は女性の仕事」と考えている者は多い。このような性役割観が母親を追い詰め、虐待につながる（大橋，2005）。このような性役割観から解放されると、離婚の際、やみくもに「子どもと母親を離すべきではない」ということもなくなるであろう。裁判所を介した調停離婚などでは、両者の養育能力などが考慮されて親権や監護権が決められたり、養育費の負担についても裁判所が決めてくれる。しかし、大阪事例のように家族会議で離婚が決めるような協議離婚においては、価値観や感情が優先された判断となる。実際、大阪事例においては離婚の原因が母親の浮気であったため、夫側の親族は彼女の奔放な男性関係を罰するべく伝統的性役割観を利用して子どもを母親に引き取らせたと、それが本当に子どもたちの幸福につながると思っていたとは考えられない。そのことは、離婚時に養育費や父親側の面会など一切話し合われず、離婚後も父親側からは一切の経済的、精神的援助がなかったことから伺える。

大阪事例における裁判の判決は母親に対する刑罰が非常に重いものである。これは日本社会の伝統的性役割観や女性に対する性的規範が反映されている結果と考える。伝統的性役割観の視点からは、離婚後一切子育てに対して経済的援助をしなかった元夫にも子どもの死への責任があるわけであるが、元夫は一切罪には問われない。それは現在の日本社会では、まだまだ子育ては女性の責任であると考えられていることの表れではないかと思われる。男女共働き世帯が増えている現今、「子育ては母親の役割」といった性役割観をなくしていくことが児童虐待のうち、少なくともネグレクトを予防する一つの方法でありうる。ゆえに、このような伝統的性役割観をなくす取り組みを教育の中に取り入れる必要があると考える。具体的には、中学・高校の家庭科や保健体育のカリキュラムにジェンダーについての講義や討論などを取り入れて、早い段階から若年出産や子育てについて考えさせ、「子育ては母親の役割」といった伝統的な性役割を形成しない

ようにすることである。その際には、海外で行われている 10 代の妊娠・出産に対しての介入研究などが参考になるだろう。

引用文献

Corcoran, J., Franklin, C., & Bell, H. “Pregnancy prevention from the teen Perspective,” *Child and Adolescent Social Work Journal*, Vol.14, 1997, pp.365-382

長谷川博一『たすけて！私は子どもを虐待したくない―世代連鎖を断ち切る支援―』径書房、2003。

Herman, J. W. “Adolescent perceptions of teen births” *Journal of Obstetric, Gynecologic and Neonatal Nursing*, Vol.37, 2008, pp.42-50

川崎二三彦『児童虐待―現場からの提言―』岩波新書、2006。

Klevens, J., & Ports, A. K. “Gender inequity associated with increased child physical abuse and neglect: A cross-country analysis of population-based surveys and country-level statistics,” *Journal of Family Violence*, Vol.32, 2017, pp.799-806

厚生労働省 (2018a). 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第 14 次報告)」 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000362706.pdf>

(2019 年 1 月 3 日)

厚生労働省 (2018b). 「平成 29 年度児童相談所での児童虐待相談件数<速報値>」 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf> (2019 年 1 月 3 日)

Minnick, D. J., & Shandler, L. “Changing adolescent perceptions on teenage pregnancy,” *Children & Schools*, Vol.33, 2011, pp.241-248

内閣府 (2017). 「平成 29 年度版少子化社会対策白書」 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29_webhonpen/html/b1_s1-1-2.html (2019 年 1 月 29 日)

中井美樹「若者の性役割観の構造とライフコース観および結婚観」『立命館産業社会論集』36 巻、2000、117-126 頁。

中澤直子・片瀬高・山下洋・吉田敬子「ドメスティックバイオレンスと若年出産」『産婦人科の世界』58 巻、2006、35-42 頁。

西澤哲『子どもの虐待―子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房、1994。

大橋美枝子「私の教育実践 児童虐待とジェンダーの視線」『人間と教育』48 巻、2005、106-111 頁。

杉山春『ネグレクト 育児放棄―真奈ちゃんはなぜ死んだか―』小学館文庫、2007。

杉山春『ルポ虐待―大阪二児置き去り死事件―』ちくま新書、2013。

**How to utilize Domestic Violence programs to help female victims:
an examination based on the results of an interview survey
of program participants**

Yukiko TAKAI

(Kwansei Gakuin University)

This study is intended to examine measures for the effective utilization of Domestic Violence (DV) perpetrator rehabilitation programs. I conducted an interview survey of program participants who, it was thought, had been able to utilize the program effectively. The survey results found the following reasons as to why those who were interviewed decided to participate in the program. Their reasons were as follows: “I want to change myself,” “I want to understand more about domestic violence,” and “My partner asked me to attend the program.” The respondents said they used the program for the following reasons: “To discuss DV,” “To monitor my own anger,” “To monitor my own feelings,” “To review what I had studied about DV,” “To find a place to be healed,” and “To gain understanding about my relationship with my partner.” It was also reported that they received positive feedback by sharing their successes and reporting their efforts.

DV 被害者支援としての加害者プログラムの可能性

DV 加害者プログラム参加者へのインタビュー調査結果からの考察

高 井 由起子
(関西学院大学教育学部)

1. 問題提起

本研究は、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV と表記）加害者プログラムが、子どもを含めた DV 被害者支援のより効果的なあり方の一つとして確立することが可能か否かを明確にすることを目的とする。そのために、DV 加害者プログラムの参加者、つまり DV 加害者が、DV 加害者プログラムをどのように理解し、活用しているのか、またどのような印象を持っているのか把握し、課題としてはどのようなものがあるか、といったことについて、考察していくものである。

日本における DV やデート DV の件数は年を経るごとに増加傾向にあり、社会問題になっている。もちろんこの背景には国内で DV 防止法が施行され、20 年近く経過し、DV についての社会的認識が深まったこともある。増加する DV はますます社会的な対応の必要性を大きくしている。

従来、DV 問題への対応は、主に被害者の保護やケアを中心としていた。この理由は、被害者の生命の維持や確保が DV において最大の課題であるからである。被害者の状況は言うまでもなく深刻であり、時には命の危険にさらされている場合や、心身ともに疲弊し、健康を害しているケースも非常に多い。また、その被害者のなかには多くの子どもも含まれている。DV を日常目にしていく状況にある心理的虐待の一つである「面前 DV」という概念も定着しつつある。

増井(2011 2012)は DV 被害女性が、どのようなプロセスで DV 加害者からの離別を決意し、自立に向かうのか、インタビュー調査を通して明確にしている。DV 加害者との暴力関係からの脱却、つまり、加害者からの離別の決意を導くのは、被害者自身の「決定的底打ち実感」である、としている。「決定的底打ち実感」に至るプロセスは「限界感の蓄積」を基底に、被害者が現状への意味と気づきを再形成し、限界を限界と認識するプロセスである、としている。そしてそのプロセスを下支えしているのは「生き続けている自己」である、と言及している。そして支援者は「生き続けている自己」を支えることが必要であるとしている。増井が述べるように、DV 被害女性が加害者から離れ、自立を目指すプロセスを支援者が支えることが重要であることは言うまでもない。

一方で内閣府(2017)によると、全国 20 歳以上の男女 約 5,000 人を対象にした、無作為抽出によるアンケート調査の結果、配偶者から暴力を受けた女性はおよそ 4 人に 1 人の割合であった。そしてその被害を受けた女性の 12.6%は離婚を選択している。しかしながら配偶者と「別れたい(別れよう)と思ったが別れなかった」とした人が 44.5%、「別れたい(別れよう)とは思わなかった」が 26.7%にも上ることが分かっている。このことから暴力の被害に遭いながらも即

刻別れるという気持ちになるのが困難なことがうかがえる。また筆者はDV加害者プログラムに通う夫をもつ女性にインタビュー調査を実施している。ここでは女性らは4つの要望もっていることが明確になった。それはつまり、「夫に対して、『DV加害者プログラムに通ってDVをしない人にならないと、別居あるいは離婚等を考えています』という意思表示をしたい」「可能であればDVをしない夫との関係を継続したい」「極力、生活を変えたくない」「夫のDVをやめようとする気持ちや行動に期待したい」ということである(高井2018)。以上の結果からも加害者を更生させ、婚姻関係を継続させる一助とする策を模索することは重要であると考えられる。またDV問題に対峙するためには加害者への対応も必要不可欠である。しかしながらDV加害者への対応と対策については被害者への対応と比較してもいまだ不十分な状態であると考えられる。実際のところ、従来のDV加害者対応は非常に限られた公の機関、あるいはごく少数の民間機関でしか実施されていない。

日本におけるDV加害者対応について、内閣府による「加害者プログラム」の調査検討レポート(2016)がある。内閣府では、地域社会内における加害者プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等を考察するため、2015(平成27)年度に「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」を実施し、その成果をまとめた報告書を公表している。内容としては、DV加害者対応について、各自治体の実施状況等を把握していることと、DV加害者プログラム実施団体とDV被害者支援実施団体から聞き取りを行い、その現状と課題を把握している。ここではDV加害者プログラムに対する疑義についても言及している。それはつまり、「加害者プログラムの効果や法的位置付けが明確ではないこと」「加害者プログラム参加者の再犯率の高さを指摘している海外の先行研究に関する情報が広がっていること」「限られた予算の中で、明確な効果が期待できない加害者プログラムを進めることの抵抗感」といったことである。しかし総じて、加害者プログラムについては、諸外国の事例や実践を踏まえ、その内容を吟味していくことの重要性を指摘している。またその上で被害者支援のための一つのツールとして捉え、包括的な視点で検討することとしている(内閣府2016:47)。

海外の研究を見ると、DV加害者対応や、いくつかの手法によるDV加害者プログラムについて、その紹介と効果に関する研究がある。まず、Donovanら(2015)はDV加害者プログラムに参加する前段のDV加害者への対応には多くの問題点があることを従来の実践や研究等を引用して分析している。その理由としては、DV加害者に対して被害者支援団体や司法関係者においては十分な対応がないこと、また女性のソーシャルワーカーはDV加害男性に対して恐怖心をもってしまいうため、対応が不十分になることを指摘している。また、Bantingら(2018)は学習障害のあるDV加害者にむけたプログラムの効果を分析している。Wistowら(2017)はDVを回避するための「Time Out」という方法(怒りの感情が湧きあがった際等にその場を離れて怒りの行動が暴発することを防ぐ方法)について、その方法が効果的なものであったかどうか、当事者のインタビュー調査から分析を行っている。さらにTollefsonら(2009)はDVについて理解する内容を上げるだけでなく、ヨガや呼吸法、リラクゼーション法、催眠法を用いる、Mind-Body Approachという方法によるDV加害者プログラムの紹介とその効果を考察している。

Hamiltonら(2012)は、ヨーロッパにて実施されている54のDV加害者プログラムの実践内容を分析している。これらは認知行動療法や精神分析等の理論を組み合わせたものであることが

明確になった、とのことである。しかしその実践内容は大きくばらつきがあることが明らかになっており、その内容の精査が求められることが指摘されている。その他、複数のDV加害者プログラムを分析し、その効果について考察した研究がいくつかある(Walker etc.2018 Crowley 2017 Akoens etc.2012)。その結果は、全てが「効果的」とするものではなく、問題点についても言及している。

以上のように、海外におけるいくつかの研究は、DV加害者プログラムに参加する前段のかかわりやDV加害者プログラムの様々な手法について紹介を行うだけでなく、その効果を調査分析したものや、プログラムの効果測定を中心に行ったものが複数ある。しかし日本においては効果測定を行い、分析できるほどにプログラムそのものが実施されていない現状がある。

わが国においては、DV加害者対応やDV加害者プログラムの必要性について、様々な実践家や研究者が言及している。例えば山口(2016)は次のように述べている。「被害者支援は当事者主体の支援でなければなりません。支援者の敷いたレールの上を歩かせることが被害者支援ではありません。ですからアウェアは、被害者の女性にどうしたいかまず聞きます。(中略)ほとんどの人が『彼に気づいてほしい』、『彼に変わってほしい』と言います。被害者が望むことに応える選択肢のひとつとして、加害者プログラムが必要なのです」。また「加害者がプログラムを受けることで、パートナーに対してDVをしなくなったり、それまでの加害行為の責任をとることができるようになったりすれば、プログラムは女性への安全につながります」とも述べている(山口2016:74)。また、草柳(2004:70)は次のように述べる。「もちろん加害者への刑罰は必要だが、加害者プログラムに反対するのは、加害者が変わらないのを望むことに等しい。たとえ極度に少ない数でも、自らの問題を改善したい加害男性や、男性の暴力克服を心から願うパートナーや子どもは確実に存在する。DV克服の潜在力がある男性に対して加害者プログラムの受講の機会を奪うことは、被害女性や子どもの苦しみを継続させ、加害男性にとっても暴力のない健康な人生を再構築する機会を奪うことを意味する。広く男性へ徹底した啓発によってDV防止の意識変革を促し、また、変化の可能性のある加害男性を増やすべきである」。このように必要性が主張されてきたDV加害者プログラムであるが、すでに発表されている先行研究としては、山口(2016)、伊田(2015)、信田(2014)、山口(2010)、森田(2009)、草柳(2004)などがある。これらの研究では、DV加害者プログラムにはどのようなものがあるか、といった事例紹介を中心に構成されているものがほとんどである。

同じ課題等を持つメンバー同士のグループワークに関する効果については例えば定者ら(2017)のものがある。ここではDV加害者がDVをやめるためのプロセスの中でどのようにDVの問題を意識し、向き合い、受け入れていくのかということについて分析を行っている。具体的には、自分のDVが引き起こした現実と直面し、それまで当然のことと感じていた伝統的家族観に基づく態度や言動が「当然のものではない」ということに気づくことにより、DV加害を認識していくプロセスである。そしてDVをやめるためには他者からの指摘が有効であり、DVを知り、DV加害に関する情報を認知することが重要であることを指摘している。また舟山ら(2018)は前向き子育てプログラム「トリプルP」(Positive Parenting Program)グループワークを受講した3歳から15歳の子どもを育てる母親20名に対し、受講前後に私的自意識の質問紙調査を行っている。それに加えて、同意を得た母親2名に対しインタビュー調査を行い、逐語録の分析を行っ

ている。そこでは「子育てにおいて否定的な言葉を使わずに、肯定的な言葉に変えることによって、自身の子育てに対する考え方や姿勢が変化していくこと」、「家族への見方の柔軟化」など意識変容が生じていた。

しかし、DV 加害者プログラムそのものが例えば参加者にとってどのように認識されているのか、参加者に効果的であるのか、参加者にとって理解が難しい内容はどのようなものなのか、といったプログラムに参加する加害者の視点から分析したものは、ことに日本においてはほぼ見当たらない。

2. 研究方法

1) 調査の対象と方法

本研究の目的は加害者プログラムが、子どもを含めた DV 被害者支援のより効果的なあり方の一つとして確立することが可能か否かを明確にすることである。具体的には DV 加害者がパートナーや子ども、つまり DV 被害者との生活やその他の日常生活において、DV 加害者プログラムをいかに活用しているかを明確にするものである。そしてプログラムを活用するためにどのような課題があるかを明らかにする。そのため、プログラムを実際に効果的に活用していることが予測される参加者にインタビュー調査を実施した。具体的には1年以上プログラムに通っている人の中から、プログラム実施者から見て、そのグループでの発言内容やパートナー、当該参加者の周囲の人の評価等からかんがみて、プログラムを肯定的にとらえ、活用していると考えられる人をプログラム実施者から抽出してもらった。G 県の H 団体参加者 2 名、I 県 K 団体参加者 2 名、L 県 M 団体 2 名のインタビュー調査内容を分析した。表-1 が調査協力者の概要である。これを見ると、離婚や別居状態になっている参加者がほとんどであるが、例えパートナーや家族と別居や離婚していたとしても、養育費のやり取りや子どもとの面会交流等、パートナーや家族との接点がある場合が多い。そのため、別居や離婚の状態にあっても、DV をやめるための努力は必要となる。以上の理由から、今回のインタビュー調査協力者としては妥当であると考えている。

表-1 インタビュー調査協力者 概要

	年齢	DV 加害行為	同居・別居・離婚	プログラム参加期間	参加のきっかけ
A	40代	身体的・精神的・性的・経済的	離婚	2年以上	自分で調べて・DVをやめたい
B	60代	身体的・精神的・経済的	別居	1年以上	パートナーに言われて
C	50代	身体的・精神的・性的・経済的	別居	2年以上	パートナーに言われて
D	30代	身体的・精神的・性的	同居	1年以上	パートナーに言われて
E	40代	身体的・精神的	離婚	3年以上	自分で調べて・DVをやめたい
F	30代	身体的・精神的	離婚	2年以上	自分で調べて・DVをやめたい

調査方法として、本研究の意図を説明し、合意が得られた対象者に対して、半構造化面接にて調査を実施した。それぞれ1時間～1時間半程度、聞き取りを行った。調査は2016年1月から8月にかけて実施した。また質問内容としては以下の通りである。(1) グループに参加するようになったきっかけや状況、(2) 暴力の種類について、過去にしまったものの確認、(3) DV 加害者プログラムの中で印象に残っているもの、(4) プログラムの中でわかりにくいと感じ

じたこと、理解が難しかったこと、(5) プログラムに参加しての自分自身の変化(自分自身の変化、家族含め、周囲の人による評価)、その他である。

ちなみに、今回調査協力が得られたDV加害者プログラム参加者は、原則毎週1回参加、可能な限り1年間以上参加することとなっている。1回あたり2時間であり、主には時間枠の半分は普段の自分自身の行動等の振り返り、またそれについて参加者から気づいたことについて意見交換を行う。また半分は教材を使ってそれをもとにディスカッションを行ったり、ロールプレイを行うことなどをする。そしてプログラムの途中で必要に応じて個別に面談を行ったり、パートナーに連絡をとる場合もある。グループの人数はおおよそ3機関とも毎回10名前後である。

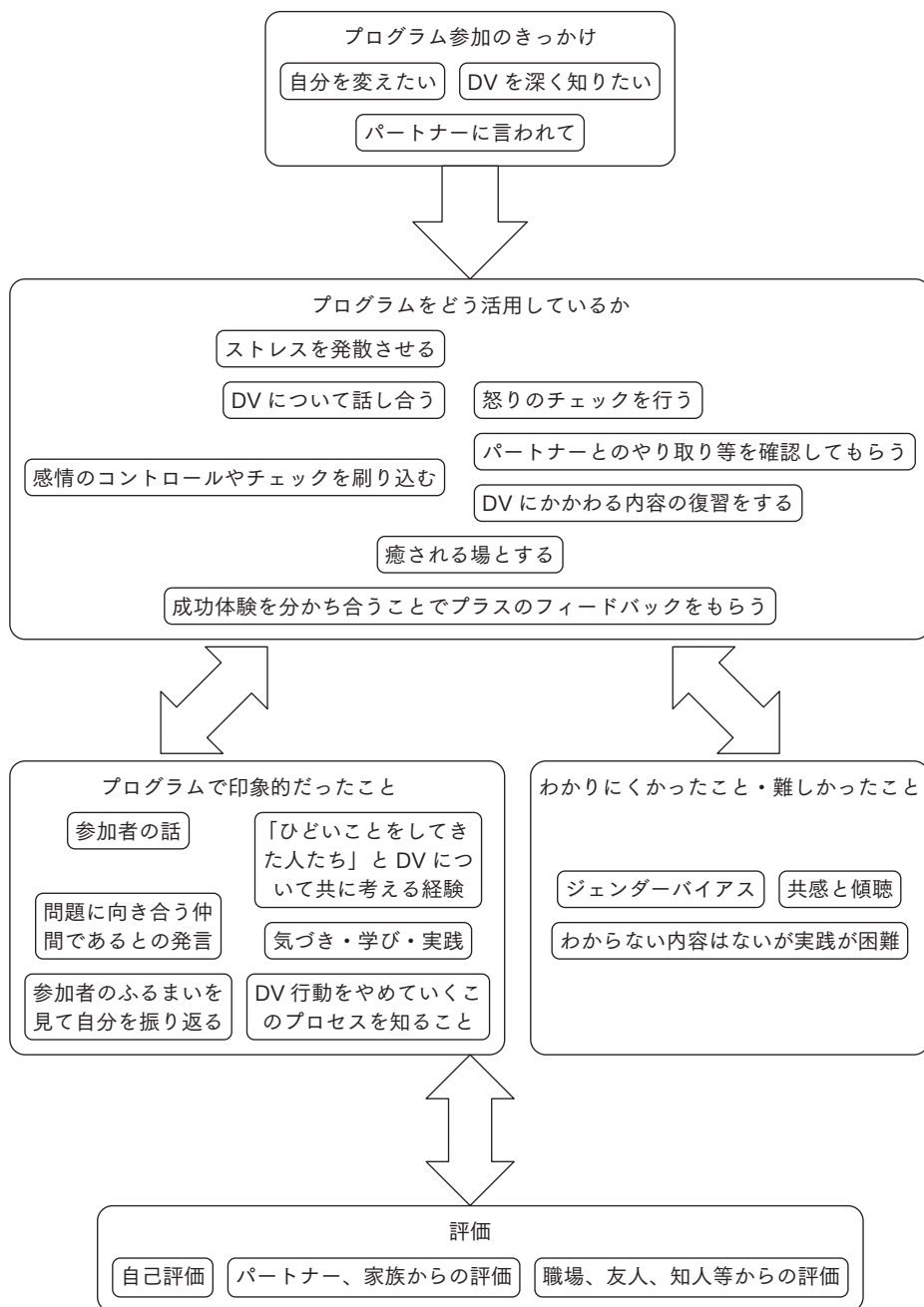
2) 倫理的配慮

インタビュー調査対象者には事前に調査目的を説明し、調査結果の報告や研究発表を行うにあたっては固有名詞や個人等が特定される内容とはしないことについて文書をもって説明し、すべての対象者から調査協力の同意を得た。また、関西学院大学研究倫理委員会から、研究番号2015-34、研究課題「DV加害者プログラム参加者のDV加害者プログラムに対する意識に関する研究」として承認を得て研究を実施している。

3) 調査分析方法

今回の分析、考察にあたり、質的研究手法を用いる。調査分析の蓄積が我が国において未だ不十分なDV加害者プログラムについて、質的研究手法により分析、考察することで、DV加害者が自分自身を振り返り、DVをやめていく方策の一つとしてのDV加害者プログラムの効果的なあり方を考察する。

具体的にはまず、DV加害者プログラムに定期的に1年以上通っている参加者により得られたインタビュー調査結果をKJ法(川喜田 1970)の個人向けの応用¹⁾で分類し、モデル図化した(図-1)。つまり、DV加害者プログラムに参加するきっかけの段階、プログラムに参加してみて、その体験に関する意見等(①プログラムをどう活用しているか、②プログラムで印象的だったこと、③わかりにくかったこと・難しかったこと、の3つに分類)、プログラムに一定期間参加しての自己評価、パートナー、家族からの評価、職場、友人、知人等からの評価、で分類し、DV加害者プログラムをどう体験しているかについて、モデル図化を行ったものである。



図一1 DV 加害者プログラム参加者はプログラムをどう体験しているか

3. 調査結果

以下、図-1のモデル図をもとに調査結果を述べる。その際、DV加害者プログラムが被害者支援として効果的かどうかを考えるため、「DV加害者プログラム参加者がプログラムをどう理解し、活用しているか」という内容に重点をおいて結果を述べていくこととする。

1) プログラムをどう活用しているか

プログラムをどのように活用しているか、ということについて、「ストレスを発散させる」「DVについて話し合う」「怒りのチェックを行う」「感情のコントロールやチェックを刷り込む」「DVにかかわる内容の復習をする」「癒される場とする」「パートナーとのやり取り等を確認してもらう」「成功体験を分かち合うことでプラスのフィードバックをもらう」ということがあがっていた。

まず、「ストレスを発散させる」ということであるが、今まで家族等にストレスを与えてきた立場であるが、DVをやめるためには様々なストレスがかかる、ということである。そういったDVにかかわるストレスを解消するためにグループで話し合う、ということがあげられていた。また「DVについて話し合う」ということであるが、他ではあまり話すことのできないDVにかかわることについて、話し合う、ということであった。そして「怒りのチェックを行う」ということであるが、自分が怒りやすい場面や状況を明確にする、ということであった。また、「感情のコントロールやチェックを刷り込む」ということについてであるが、日々、自分の感情や怒りについてチェックする、ということである。また、間があくと以前のように戻ってしまうのでそれを防ぐ、というものである。

そして、「DVに関わる内容の復習をする」ということであるが、日々、怒りっぽくなっていないかを振り返る、というものである。

「基本的に人間って変わらないと私は思います。自分自身もそんな変わったとは思ってなくて。けども、考え方を変えなくてはいけないなっていうふうには思っています。やはりちょっと用事があったり、なんらかの理由でこちらに週1来れなかった。1回飛ぶと、やっぱり2週間あくんですね。2回飛ぶと、3週間来ないわけで。そうすると、やっぱりまた前のような考えに戻ってみたいですか、全然こちらで学んだことを踏まえてないような言動ですとかっていうことにながっていくので、やっぱり継続してこちらのプログラムに参加することっていうことに、そのこと自体に意義があるかなっていうふうに思います」(Fさん)

「癒される場とする」ということについては、人に話したり、人の話を聞くことで癒してもらう、というものである。

「パートナーとのやり取り等を確認してもらう」ということもあがっており、これは、メールの文言をチェックしてもらうなどすることをいう。

「パートナーとはメールと、今でもメールだけです。メールだけなんですけども、こういうことを言ったらいけないかどうかって言うようなことも、都度やっぱ電話とかメールとかでメンバーやDV加害者プログラム主催者に聞いたりして。文章校正してもらったりとか。そこで、やっぱり自分で気づけなかったことに気がついたりとかいうこともありますので」(Eさん)

「成功体験を分かち合うことでプラスのフィードバックをもらう」ということについては、怒

りのコントロールがよくできた、あるいは頑張ったことについて報告しあい、プラスのフィードバックをもらう、というものである。

2) プログラムで印象的だったこと

プログラムに参加していて印象的だったことについてあげてもらった。「参加者の話」「問題に向かう仲間であるとの発言」「『ひどいことをしてきた人たち』とDVについて共に考える経験」「参加者のふるまいを見て自分を振り返る」「気づき・学び・実践」「DV行動をやめていくことのプロセスを知ること」といったことがあがっていた。

まず、「参加者の話」であるが、参加者の率直な話に自分自身を振り返ることができた、というものである。

「参加者の話から、自分が考えていることと同じだったり、違ったりすることを聞くことで、自分自身を見つめることができています。こういうときは、こうしたらいいんやなとか。こういうことをすれば、うまくいくんやなとか、そういう自分に当てはめて、自分がやらないかんととか、やれることをできるようになったというか」(Bさん)

次に、「問題に向き合う仲間であるとの発言」であるが、参加者が「このメンバーは同じ問題に向き合う仲間」という発言をしてくれ、それに感動した、ということがあがっていた。

「みんなばらばらの人間が集まってきて、『仲間や』というか、言わはったので、これでもそういう考え方が大事やねんなと思いました。〇〇さんですかね。確か、誰かさんが、またDVやってしもたと。それ、わかるわと、その気持ちがということ。それを受けて、涙したわと。その話を聞いて、『わかるわ。みんな、ここにおる人は、仲間やと思ってるから』という、そういう表現をしはったと思うんですよ。そんな個人的な人間が集まって。それは、個人的に治すために来ているわけで、みんな一緒やというか、仲間やという、そういう気持ちは、そこまではなかったのです。それまでは」(Bさん)

また「『ひどいことをしてきた人たち』とDVについて共に考える経験」であるが、DVについて様々なセミナー等とちがって、同じ「ひどいことをしてきた」者同士でDVについて考えていく機会があり、共に考える経験できること、という意見があった。

「僕、大きいのは、今までもこういう参加してきたセミナーというのは、まともな人たちと一緒にやっていたのですよ。言い方悪いかもしれないけど。こんなにひどい加害者と一緒にやらないわけですよ。メンバー同士似た考え方を持っている人が多いわけですよ。そういう人の体験談とか、そういうのを聞いてて。だから、それをどうしたらいいということよりも、それも浮かぶんだけど、『自分だったらどうしてたかな』とか、『自分だったらどうしていいかな』とか、そこをを考えてって自分に生かしていこうと思ったですよ」(Cさん)

そして、グループメンバーの様子(ふるまい、言動、態度等)を見て、自分も同じことをやってきたと気づく、というものである。

「〇〇さんを見ていて、自分とそっくりだなと思ったんです、昔の自分にね。こんなことしていたなと思いました。やっぱり、自分中心なんです。要するに、〇〇さんも、自分を守りたいんですよ。どこかなんか、自分で後ろめたいというか、気になるところがあって。僕だったらそうだったんで」(Cさん)

「気づき・学び・実践」については、日々、「気づき」「学び」「実践する」ことの報告を行うことであった。

「DV 行動をやめていくことのプロセスを知る」については、みんなある程度、DV をやめるのに一定の共通したプロセスをふまえることが分かり、それを新しく知ることができた、ということである。またそのことをメンバーに伝えること等を通して、DV を反復的に学ぶことができた、というものである。

「印象的なこと。みんな同じようなステップをたどるんですよ。初めはやっぱり、ここに来る人たちはみんな相手が悪いって言ってる。それで、自分で気づき始める。気づき始めて反省し始めると、今度妻から責められる。だから、自分がだいたい経ったあとに、そういう方が入ってこられると、『ああ、自分もそうだったんだな。また、そういう部分、反省を改めてしなきゃいけない』となる」(D さん)

3) わかりにくかったこと、理解しにくかったこと

まず、「ジェンダーバイアス」つまり性差別意識であるが、これをあげる意見があった。意識的、無意識的に女性に対して差別してきた気持ちが根強かったので、すぐには納得しづらかった、というものである。

「男女平等は教育を受けてきたけど口だけでしょう。TV で見る女性学者、最初はあの人、バカかと思っていたけれども。なんでそこまで言わはるんかな。全く理解できんかったもんね。あほやとしか思っていなかった。なぜ男女差別がDV になるのか難しかった」(A さん)

「共感と傾聴」であるが、相手の気持ちに「共感」し、「傾聴していく」ことは、言葉では理解できても実践が難しい、という意見もあがっていた。

「いまだに難しいのは、やっぱ、共感して傾聴するって、聞くって、すごい難しい、僕にとっては。相手の話を聞くっていうのは、『なんでこんなに俺ってできないの』って思うくらいに、難しいことです、僕の中では。だから、取り組んでますけど」(C さん)

「わからない内容はないが実践が困難」という意見もあった。学ぶ内容について、理解はできるが、実際にそれを生活のなかで実践するのが難しい、ということであった。

「理解はできるんですけど、はたしてそれが、自分が実践なり、身につけられるのか。頭で考えたって、わかりっこないんで。何回もやって、ほんとごくごく自然に反射反応できるようになって、それは結果考えたって、徐々に影響受けてくるっていうふうに思うようにしてやってきました。そうやないと、最初の何回かで終わらすっていうのは無理じゃないかと思いました。これが全部できるんやったら、俺たぶんここに来てないし」(F さん)

4) 家族含め、周囲の評価

最後にプログラムに通って、怒りのコントロールができるようになったかどうか、DV をしなくなったかといったことについて、どのように評価しているか、自分自身、パートナーや家族、周囲の人等について、どのように評価しているかということについて質問した。以下がその結果である。

まず、自分自身の評価について聞いている。そのうちの一つとして「自己中心的なところが改

善された。自分中心の考え方がひどかったが、軽減して、周囲のことを考えられるようになった」ということがあがっていた。

次に、「負けたくない、という気持ちが軽減された」ということがあり、自分の考え方を曲げたくない、相手に負けたくない、という気持ちが軽減した、ということであった。

「駅歩くときなんかに、王様気取りで『周り、どきなさいよ』って突進していくみたいなの、そういう歩き方をしていたけれどもという。それが、ちょっと避けて、なんか当たらないように歩くようになりましたね。なんか前は、なんでかわからないけど、先に行かせたくないんですよ。勝ちたいんですよ」(Cさん)

次に、「変わっていない」という評価もあった。「怒りの感情はゼロにはならない」「『変わった』と思って油断してはいけないと思うようにしている」「本質的には変わっていないと思う」という意見もあった。

次に、パートナーや家族から、何か変化があったかどうか、言われた人はその内容について聞き取った。

肯定的な評価としては、「怒りの感情が軽減した」「怒らなくなった」「謝るようになったと思う」「『怒らなくなったのが脳の手術をしたようだ』と言われた」というのがあった。また、「家族と会えるようになった」「話せるようになった」「怖くなくなったので会えるようになった」「話し合いができるようになった」というものもあった。

「前よりも会ってくれるようになったんですよ。たとえば、娘も、僕は僕のせいだなと思っているんですけど、娘は『違う』と言ってくれているのですけれど、ちょっとうつ病があって、就職試験とか頑張ってやって。彼が、1年ぐらい前からできていたんですけど、それ、僕だけ知らなかったんです。うちの息子は、前から僕のことを、いい息子なんで、相手してくれて。息子がいろいろ教えてくれてたんです。『(娘が)彼氏できているよ』、『お母さん、こんなこと言っていたよ』とか。そんなところで情報を得ていたのですけど。最近は、だから、息子が逆にそういう情報を言わなくなって、僕が会えるようになってきたので、妻とか、娘と。昨日も、娘とちょっと会って、娘が彼氏連れてきて、『ご飯食べさせてあげて』と言うから、『わかった』って」(Cさん)

また、「変わっていない」というように言われている、ということもあった。「まだ怖いことがある」「プログラムではどのようなことをしてくれているのかと思う」「変わっていない、と思う場面がまだまだある」とのことである。

「パートナーは、ことあるたびに『変わってないじゃん』って言いますよね。ことあるたびに。それはそうですね。ことあるたびにね。やっぱり話、メールでも直接会ってでも、やっぱり衝突する部分があれば、『変わってないじゃん』っていうふうになりますよね」(Eさん)

そして、職場、友人、知人等からの評価ということでも質問をした。これについては、DV行動をパートナーや家族にしかしていない人も多く、そういう人からは具体的なことは聞かれなかったが、なかには「やさしくなった」「相談しやすくなった」というのがあがっていた。まず「やさしくなった」ということについて、「やさしい印象になった」というものがあがっていた。そして、「相談しやすい」として、「話を聞いてくれるようになったので、相談したくなった」ということである。

4. 考察

ここでは主に、DV 加害者プログラムをその参加者がどのような場としているのか、ということについて考察する。それをまとめると次のようになる。それは「怒りの感情を見つめ、自分の感情をコントロールすることを含め、日ごろの自分自身の行動等について振り返りを行う場とすること」「DV とは何かについて学ぶことと、ジェンダーバイアスについて学ぶ場とすること」「コミュニケーションの方法を習得する場とすること」である。以下に、その内容を考察したい。

1) 怒りの感情を見つめ、自分の感情をコントロールすることを含め、日ごろの自分自身の行動等について振り返りを行う場とすること

DV 加害者プログラム参加者は、プログラム参加から次のプログラム参加までの自分自身のDV につながるような考えや思考パターン、思い込み、ふるまいをチェックすることを重視していた。これについては「DV の話や離婚等の話は他ではどこでも話せることではない」という意見があった。ここでしか話せない内容を同じ仲間同士で話し合い、アドバイスや指摘を行い、怒りの感情について確認をする、唯一の場としていることが明らかとなった。つまりDV で失敗を積み重ねてきた同じ仲間同士で、考え方、行動のチェックをお互いにしあうことが重要であり、そういう場としていることがうかがえる結果となった。

またそれだけでなく、グループで印象的だったことについて、具体的に特定の人のエピソードが印象に残っている、という意見が聞かれた。多くの人のエピソードを聞くことにより自分を振り返ることにつながるようである。DV 加害者プログラムにつながるまでは、身体的暴力以外については自分自身の行動やふるまいがDV につながると思っていない人が多い。しかし参加者の話からパートナーや子どもの反応を客観的な形で聞くことにより、自分自身の過去の行動を思い起こすきっかけとなるのではないか。

先行研究において定者ら（2017）の研究では、DV を受け入れていく段階は4つの段階があることを明確にしている。それはつまり、「DV と気づかずにDV を繰り返す段階」「葛藤の落としどころを模索する段階」「現実に直面してDV を受け入れていく段階」「家族との関係修復に向かう段階」である。今回の調査結果においても、普段から自分自身の怒りのパターンや思い込み等を振り返り、ここでしか話せないことを話し合うことでDV 行動を抑止することにつながっていることがわかった。また、舟山ら（2018）の先行研究では子育てプログラム参加者が自分の子育てをふり返り、客観的に自分を見つめなおすことが分かっている。プログラムに継続して参加したことによって、子育てを①ふり返り、②気づき、③実践する、そして再びプログラムを受講してふり返るという意識のサイクルが生まれ、よりプログラムの効果が得られている、とのことである。今回のDV 加害者プログラム参加者への調査結果からも同様、自分の行動等を振り返り、気づき、実践する（しようと務める）ことが明確になった。

さらには自分自身にとって怒りの感情を招いてしまいやすい価値観や考え方、思い込みについて意識し、それを回避する方法について短期的、長期的なものをふくめて学習する場としていることがうかがえるものであった。

またグループのメンバー同士がより良い方法について情報交換を行うことを重要視していた。

これについては、同じひどいDV行動をしてきた仲間同士で学びあい、指摘しあうなどすることが効果的であることが明確になった。具体的には参加者の言動を見聞きすることで、「同じようなことを自分もしていた（あるいは現在もしてしまうことがある）」と考えることができる。また参加者の「怒り」に関連する振り返りのエピソードを聞くことで、同じようなことを自分もしていないかと考えることができ、加えて怒りの回避の方法手段についてお互いにアドバイスをあっている。このことから参加者は日常の生活や家族関係での自分のふるまいを振り返るために、そして自分自身を律するためにDV加害者プログラムを活用していることがわかる。

2) DVとは何かについて学ぶことと、ジェンダーバイアスについて学ぶこと

DVそのものについて学ぶことやジェンダーバイアスについて学び、自分自身の日常生活を振り返ることは非常に重要である。特に今までのふるまいや考え方、メディアの影響、成育歴等を振り返ることなどで、自分自身が持っているジェンダーバイアスについて理解し、改善していくことが必要不可欠である。

これらについて特に「わかりにくかったこと」として、具体的に「ジェンダーバイアス」をあげる人がいた。今回調査協力が得られたグループでは、女性支援を活動の柱としている側面があるので、「女性差別」「ジェンダーバイアス」についてより深く理解を促したいとの思いで活動している。しかし、インタビュー調査結果の中で、「女性差別の意識を一度に払拭することは難しい」という意見があった。例えば叩く、蹴る、大声で怒鳴るなどといった行動を振り返ることはわかりやすい。しかし、その怒りの感情の根本に価値観や間違った思い込み、願望がある。この価値観や誤った思い込み、願望のベースがジェンダーバイアスから来るものであることが多いことにDV加害者は気づくのが難しい。先行研究においても同様の多くの指摘がある(Lundy 2002 (=高橋他訳 2008 151-159)、杉本(2004 60)、草柳(2004 81-98)、山口(2012 136-137)、山口(2016 154-158)、梶山(2016 131-136))。例えば仕事で疲れて家に帰ってみると、専業主婦の妻が子どもにコンビニ弁当を食べさせていた。「専業主婦であるのに食事すら作らずにコンビニ弁当を食べさせるとはどういうことだ」ということで怒りに任せて大声をあげ、怒りを表出する。そこには「女性は家事、育児をしっかりとすべきである」というジェンダーバイアスに基づいた間違った思い込みがある。「大声で怒鳴る」といった行動そのものは「DVである」と理解しやすい。しかし、その「大声で怒鳴る」行動に移してしまう「妻もきちんと家事をするべきだし、ましてや専業主婦ではないか、自分の生まれ育った家庭でも母親は家事をしっかりとやっていた。きちんとしていないと父親がとても怒っていた」という考え方が根底にあることに気づきかないことが大きな問題となる。「専業主婦の妻が家事、育児を丁寧に行っていない」ことは間違ったことで、妻を叱責したり、咎めることは正しいことである、と理解し、DVにつながりやすくなる。「果たして常に妻は家事や育児を完璧にこなすことは当たり前のことなのか」と自問自答する発想と考え方がないのである。つまりジェンダーバイアスからくる考え方が幼少期からの成育歴のなかで染みついており、当たり前すぎて、考え直す引き出しがないのである。そのため何度もDVをしてしまう。間違っている、という発想もなく、わからないからやり続けてしまう。このことにDV加害者が気づく必要がある。それがDVの再発防止につながるのである。そのため、ジェンダーバイアスについてはプログラムの折に触れて何度も伝えていく必要がある。例えば具体的

な事例を考察することにより、怒りの表出の背景にジェンダーバイアスからくる間違っただ思い込みや価値観や願望は存在しないか、ということを繰り返し伝え、DV 加害者自身が考察する必要がある。

またこれらの知識や情報、自分自身の価値観等については、総じて理解できないことはない、理解はできるが、実際にパートナーや家族に対して実践することがとても難しい、という意見がほとんどであった。その意味ではグループの中でもロールプレイ等の実習のような体験や、実践できるような教材やワークの開発が求められていると考える。

3) コミュニケーションの方法を習得する

今回のインタビュー調査から、悪いコミュニケーションのパターンをまずは学び、自分自身がやってしまいがちな内容を振り返り、さらにメールやライン、手紙等の内容を検討することもあることがわかった。例えばパートナーに送信するメールの内容についてチェックしてもらうことや、子どもと面会交流をするということについて事前にアドバイスをもらうことを行っていた。また、今までであればすぐにカットとなって怒りの感情を出していたところを、感情を十分吟味して、暴力ではない対応をすることができた際には、それをグループで報告し、メンバーやプログラム実施者から肯定的なコメントをもらう、ということも行っていた。そしてそれはとても効果的であった、という内容が聞かれた。このことから、プログラム参加者やプログラム実践者から具体的なアドバイスをもらい、家族での自分自身の言動に気を払いながら日常生活を送っている参加者の姿がうかがえた。自分自身を振り返る作業は一人で実践することが難しい側面もあると予測する。そこで DV 加害者プログラムに継続的に参加することで、日々暴力的な言動をやめることができるのではないかと推察する。

ここまで、DV 加害者当事者の声を把握し、その分析を行ってきた。今回の調査結果においては、万能でないものの DV 加害者プログラムが DV 被害者支援の 1 つの方策として確立できる可能性があることが明確になった。

内閣府男女共同参画局による「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル(改訂版)」(2014)では、男性相談がもたらす効果について言及がなされている。そこでは、男性の悩みや問題が夫婦や家族に関することが多いことを指摘しており、夫が夫婦や家族において起こる自分の問題に向き合うことにより、男性の問題と女性の問題を有機的に検討することができる、としている(内閣府 2014: 10)。今回調査分析した DV 加害者プログラムでは DV 加害者が自分の問題に向き合う場になることが明確になっており、その意味でも DV 問題が改善されていく可能性が十分示唆されるものである。

しかしながら、日本においては、DV 加害者プログラムの実践はごく限られた民間団体においてなされているのみである。内閣府男女共同参画局の「配偶者からの暴力被害者支援情報」における「被害者の要望別支援方法」には主に次の 6 つが明記されている。それはつまり「夫(妻)から逃げたい」「夫(妻)が近寄ってこないようにしたい」「夫(妻)を罰してほしい」「夫(妻)と別れたい」「新しい生活を始めたい」「被害者が外国人の場合」²⁾である。これらは主に DV 加害者と離れること、別れること、罰することに集約されているといえる。筆者の先行研究におい

てDV加害者プログラムに通う夫を持つ女性からの聞き取り調査があるが、ここでも、今までの生活を変えることなく、夫にDVを止めさせ安全に生活したいという強い要望があった（高井2018）。こういった要望に応えることを含め、DV加害者対応を被害者支援の一環とすることにより、被害者に「夫（妻）にDVをやめさせ、関係を継続したい」という選択肢を選んでももらえる可能性があるのではないか。また、DV加害者に対してもDVをやめるための取り組みにつなげるよう、情報を伝えることも可能ではないか。そして実際にDV加害者プログラムに参加することなどで、DVに気づき、改善するきっかけになる。このことにより、DV加害者対応がDV被害者支援に資するものになるために、より一層質量ともに充実する必要がある。さらにはDV加害者プログラムで学ぶことについて、詳細にその内容の効果の分析と考察を行う必要があるだろう。

2019年3月「DV加害者更生教育プログラム」全国ネットワークが発足した。キックオフ会議のテーマは「DV加害者、放置したままでいいですか？」とある。ここではDV被害者を支援するためには加害者に対応することが必要である、ということを訴える内容となっていた。DV被害者支援となりうるDV加害者プログラムのあり方が今後とも検討されるべきであると考えられる。

おわりに

今回の調査協力者については3機関の協力は得られたものの、各機関で2名ずつ、合計6名であった。さらに多くの方へのインタビュー調査を実施し、今回のテーマを追及していく必要があると考える。そして、プログラムの効果を厳密に把握するためにはパートナーや家族からの声をさらに多く把握することが不可欠である。また、DV加害者プログラムを肯定的に捉え、DVをやめるための一助としている人と、DV加害者プログラムを否定的に捉え、一定回数で通うことをやめた人との意識の比較を通して、課題や問題点を探ることも必要であると考えられる。継続して研究を進めていきたい。

注

- 1) 具体的にはインタビュー調査で語られたデータを断片化し、そのデータをカードに書き込んでいった。そしてそれらのカードで類似する内容をグループ化し、それにタイトルをつけていく方法とした。
- 2) ここでは被害者が外国人であっても、配偶者暴力防止法の対象となることの説明があり、具体的には外国人被害者に対しては「一時保護」「在留資格の変更等」「各種相談」について説明がある。各種言語による資料も掲載されている。

文献

Catherine Donovan and Sue Griffiths, Domestic Violence and Voluntary Perpetrator Programmes: Engaging Men in the Pre-Commencement Phase British Journal of Social Work 45, 1155–1171, 2015.

Derrick Tollefson, Kevin Webb and Dirk Shumway, A Mind-Body Approach to Domestic Violence Perpetrator Treatment: Program Overview and Preliminary Outcomes Journal of Aggression, Maltreatment

& Trauma 18:17-45, 2009.

Leah Hamilton, Johann A. Koehler, and Friedrich A. Lösel, Domestic Violence Perpetrator Programs in Europe, Part I: A survey of Current Practice International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology 57 (10) 1189-1205, 2012

Louise Crowley, Domestic Violence Perpetrator Programmes in Ireland—Intervention Required! International Journal of Law, Policy and The Family, 31, 291-310, 2017

Lundy Bancroft, Why does he do that?—Inside the minds of angry and controlling men, Berkley; Reprint, 2003. (=2008、高橋睦子・中島幸子・山口のり子監訳『DV・虐待加害者の実体を知る—あなた自身の人生を取り戻すためのガイド』明石書店。)

伊田広行『デートDV・ストーカー対策のネクストステージ—被害者支援／加害者対応のコツとポイント』解放出版社、2015。

舟山洋美、藤田一郎「前向き子育てプログラム受講による母親の意識変容」『福岡女学院大学大学院紀要：発達教育学』福岡女学院大学大学院人文科学研究科発達教育学専攻、5号（2）、2018、35-48頁。

川喜田二郎『続・発想法—KJ法の展開と応用』中公新書、1970。

梶山寿子『夫が怖くてたまらない』ディスカバー・トゥエンティワン、2016。

草柳和之『DV加害男性への心理臨床の試み—脱暴力プログラムの新展開』新水社、2004。

増井香名子「DV被害者はいかにして暴力関係からの『脱却』を決意するのか—「決定的底打ち実感」に至るプロセスと「生き続けている自己」『社会福祉学』52号（2）、2011、94-106頁。

増井香名子「パワー展開行動：DV被害者が暴力関係から「脱却」する行動のプロセス—当事者インタビューの分析より—」『社会福祉学』53号（3）、2012、57-69頁。

森田展彰「加害者更生の立場から—DV被害者援助の一環としての加害者プログラムは有効に機能するか?」『犯罪学雑誌』75号（3）、2009、6-25頁。

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」2017、(www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html 2019.3.1閲覧) 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報—被害者の要望別支援方法—被害者の要望に応じた支援の方法と相談機関の情報」(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/siensya/index.html 2019.3.1閲覧)

内閣府男女共同参画局「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル(改訂版)」2014。

内閣府男女共同参画局「『配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業』報告書」2016。

信田さよ子「DV加害者へのアプローチ—DV加害者更生プログラムの実践経験から」『保健の科学』56号（1）、2014、31-34頁。

Richard Wistow, Liz Kelly, and Nicole Westmarland "Time Out": A Strategy for Reducing Men's Violence Against Women in Relationships? Violence Against Women Vol. 23 (6) 730-748, 2017.

Rosemary Banting, Catherine Butler and Charlotte Swift The adaptation of a Solution Focused Brief Therapy domestic violence perpetrator programme: a case study with a client with a learning disability Journal of Family Therapy 489-502, 2018.

定者光・大井修三・宮本邦雄「DV 加害の認識が DV 脱却を促進するプロセスの解明」『東海学院大学紀要』11 号、2017、95-108 頁。

Sarah-Jane Lilley-Walker Marianne Hester and William Turner, Evaluation of European Domestic Violence Perpetrator Programmes: Toward a Model for Designing and Reporting Evaluations Related to Perpetrator Treatment Interventions International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology Vol. 62 (4) 868-884, 2018.

Thomas D. Akoensi, Johann A. Koehler, Friedrich Lösel, and David K. Humphreys, Domestic Violence Perpetrator Programs in Europe, Part II: A Systematic Review of the State of Evidence International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology 57 (10) 1206-1225, 2012.

杉本貴代栄『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房、2004。

高井由起子「人権侵害としての DV 問題に資するための加害者対応のあり方に関する一考察—DV 加害者プログラムに通う夫をもつ女性へのインタビュー調査からの考察」『関西学院大学教育学論究』関西学院大学教育学会 10 号、2018、77-85 頁。

山口のり子『愛を言い訳にする人たち—DV 加害者 700 人の告白』梨の木舎、2016。

山口佐和子『DV 再発防止・予防プログラム—施策につなげる最新事情調査レポート』ミネルヴァ書房、2010。

山口佐和子「ドメスティック・バイオレンス」杉本貴代栄編著『フェミニズムと社会福祉政策』ミネルヴァ書房、2012、136-157 頁。

Richard Wistow, Liz Kelly, and Nicole Westmarland “Time Out”: A Strategy for Reducing Men’s Violence Against Women in Relationships? Violence Against Women Vol. 23 (6) 730-748, 2017.

附記

今回の研究は、科学研究費基盤 (C) による研究「女性への暴力加害者プログラムの実践に関わる実証的研究」による研究の一部である。

Child rearing support in community comprehensive care system for comprehensive support : from the view-point of regional differences among typology of social capital

Noriko KAWASHIMA
(Niimi College)

The purpose of this study is to verify the hypothesis that the establishment of social capital (SC) by connecting the bonding SC (e.g., residents'/ neighborhood associations) with the bridging SC (e.g., NPO activities). The result will lead to more effective child rearing support in community comprehensive care system of comprehensive support. The Long-term Care Insurance Act, which was partially revised in 2017, provides support for all generations in various objectives in which municipalities are required to have the community comprehensive care system of comprehensive support.

One of the methods used in this research is survey on elderly people needing no nursing care prevention with using correlation analysis. The other method is the case study of child rearing support in Iga city, Matsue city, and Kamigyoku of Kyoto city. Iga city is in rural area, Kamigyoku is in urban area, and Matsue city is in conforming to urban area.

The correlation analysis resulted in strong, positive correlation between bonding SC and rural area, but it resulted in negative correlation between bridging SC and rural area. And that analysis resulted in strong, positive correlation between bridging SC and urban area, and it resulted in negative correlation between bonding SC and urban area.

As a result of the analysis, we have to intensify bonding SC in urban area, and have to intensify bridging SC in rural area to support child and their parents in comprehensive support. That will lead to more effective child rearing support in community comprehensive care system of comprehensive support.

Because comprehensive support has just started, we often find the preparation of municipalities in insufficient. Therefore we try to support children and their parents from the view-point of regional differences various types of SC, and we have to establish SC by connecting the bonding SC (e.g., residents'/ neighborhood associations) with the bridging SC (e.g., NPO activities).

包括的支援における子育て支援

—ソーシャル・キャピタルの下位概念の地域差に着目して—

川 島 典 子
(新見公立大学)

1. はじめに

深刻な少子高齢社会の課題を克服するために、女性が結婚し出産してからも活躍できる社会を構築できるよう、さまざまな法的整備や民間レベルでの子育て支援が行われつつある。折しも、2017年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が可決成立し、社会福祉法も改正され、介護保険制度の地域包括ケアシステムにおいても、高齢者の支援に限らず子育て支援や障害者支援なども含めた全世代型全対象型の包括的支援体制づくりを行うことが市町村の努力義務となった。

だが、現在の縦割り行政の体制のままでは、高齢者福祉部署と子育て支援部署および障害者福祉部署などが横断的には連携し難い。また、そもそも介護保険制度は高齢者に対する制度であって、子育て支援などに関する給付はないという課題も有する。したがって、現状の政策のままでは、ソーシャル・キャピタル(以下、SC)に依拠しながら、包括的支援における子育て支援を行っていかねばならない状況にある。

そこで、本稿では、この包括的支援体制¹の子育て支援に焦点を当て、SC論を理論的枠組みとして、地域包括ケアシステムにおける有効な子育て支援の方策を論考する。

2. 研究の目的と方法

従来、介護保険制度における地域包括ケアシステムの対象は、要介護高齢者と健康な高齢者の介護予防にあった。介護予防とSCに関する先行研究は、社会疫学や開発学などの分野で、既に積み重ねられている。すなわち、地域に蓄積された「信頼、ネットワーク、規範意識」を意味する概念であるSC(Putnam 1993)が豊かな地域に在住する住民の健康状態が良いという仮説は、国内外の社会疫学などの分野において実証的に検証されている(Aida et.al.2013; 近藤 2007; 藤沢他 2007; カワチ他 2008; 市田他 2005)。つまり、地域レベルのSCを豊かにすれば、効果的な介護予防を行える可能性は高い。

また、内閣府が2003年に出したSCに関する報告書『ソーシャル・キャピタル—豊かな人間関係の構築と市民活動の好循環を求めて—』には、SCと合計特殊出生率には相関関係があり、SCが豊かな地域ほど合計特殊出生率が高いことが示されている(内閣府国民生活局 2003)。さらに、2016年に内閣府が出したSCに関する報告書でも、「SCが豊かな地域では生涯未婚率が低

く、合計特殊出生率が高く、子育て世代の女性の雇用率が高い」という結果が報告されている(内閣府 2016)。したがって、少子化対策としても SC は有効であることが推察される。だが、包括的支援体制の地域包括ケアシステムにおける子育て支援を円滑に進めるに当たって、具体的に専門職や行政職員がどのようにして SC の構成要素を構築していけばよいのかを示唆した先行研究はない。そこで、本研究では、SC の代表的な下位概念である結合型 SC と橋渡し型 SC に着目し、SC の下位概念の地域差を鑑みながら子育て支援を行っていくことの必要性を検証することを研究の目的とする。

研究の方法は、まず、SC には地域差があることを検証するために、JAGES : Japan Gerontological Evaluation Study (日本老年学的評価研究) プロジェクト²の一環として、2010 年 8 月から 2011 年 12 月にかけて、全国 31 市町村の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 169,215 人を対象とし、郵送法による自記式アンケート調査を無作為抽出で行った調査(回収数は 112,123 人、回収率 66.3%)の結果を相関分析した。

次に、本研究の仮説を検証するために、2017 年 9 月から 2018 年 6 月にかけて、都市部・準都市部・農村部の都市類型ごとに、SC の下位概念の地域差を補うべく、元から豊かな SC に加え希薄な SC の醸成を促す介入をしつつ子育て支援を行っている自治体の事例研究を行った。

3. SC の下位概念と代理変数(指標)

ここで SC の下位概念と、実証的研究において SC を測る際の代理変数³についてふれておきたい。SC の下位概念には、結合型 SC、橋渡し型 SC、連結型 SC、垂直型 SC、水平型 SC、構造的 SC、認知的 SC⁴ などがある。結合型 SC は地縁などの結びつきをさし、橋渡し型 SC は異質なものを結びつけるものであり、より開放的・横断的かつ外部思考的である(川島 2010)。

稲葉や埴淵らの先行研究によれば、結合型 SC の代理変数としては、「地域内信頼」などが用いられることが多い。また、橋渡し型 SC もしくは水平型 SC の代理変数としては、「地域外信頼」や、「NPO 法人の活動への参加」「ボランティアの会・スポーツの会・趣味の会への参加」などが用いられる。さらに、構造的 SC や垂直型 SC の代理変数としては、「垂直組織(政治関係の団体や会、業界団体・同業者団体、宗教関係の団体や会)への参加」が用いられ、認知的 SC の代理変数としては「地域内互酬性(地域の人々に対して役に立とうとするか)」や「地域内愛着」が用いられることが多い。尚、先行研究に基づいて作成した本研究で用いる結合型 SC と橋渡し型 SC の代理変数と設問は、以下の表 1 の通りである(稲葉他 2011: 埴淵他 2009: 埴淵 2018)⁵。

表1 本研究で使用する結合型 SC と橋渡し型 SC の代理変数（指標）

下位概念	質問内容	集計方法	変数名
結合型 SC	あなたの地域の人々は一般的に信頼できると思いますか	「とても信頼できる」「まあ信頼できる」と回答した人の割合	地域内信頼
結合型 SC	あなたは地域で活動する組織や団体にどの程度参加していますか	1. 自治会町内会、に「ほとんど毎日」「週に数回」「週に1回程度」「月に1回程度」「年に数回」と回答した人の割合	地縁的な活動への参加
橋渡し型 SC	あなたは、あなたの地域外の人々も一般的に信頼できると思いますか	「とても信頼できる」「まあ信頼できる」と回答した人の割合	地域外信頼
橋渡し型 SC	あなたは地域外で活動する1～4の組織や団体に、どの程度、参加していますか	1. 趣味の会 2. スポーツの会 3. ボランティア団体 4. NPOの活動に「ほとんど毎日」「週に数回」「週に1回程度」「月に1回程度」と回答した人の割合	会への参加

その他、「地域内愛着」（設問：あなたはお住まいの地区に愛着を感じていますか）および「地域内互酬性」（設問：あなたの周りの人々は多くの場合、他の人の役に立とうとしますか）は、認知的 SC の代理変数として、「近所付き合いの程度」（設問：あなたのご家族とお住まいの地区の人たちとの付き合いは、以下のどれにあてはまると思いますか。[互いに相談しあうような生活面での協力関係がある、生活面での協力関係は乏しいが世間話や立話はする、会話はほとんどしないが挨拶はかわす、ほとんど付き合いはない]）は、構造的 SC の代理変数として使用されることが多い（埴淵 2018）。

4. 先行研究と本研究における仮説

次に、SC の下位概念の先行研究を概観してみたい。健康指標と SC の指標に関する海外の社会疫学の先行研究では、橋渡し型 SC の方がより健康と有意に関連しているという先行文献がある（Kim and Kawachi 2006）。だが、元々、農村部における地縁の強かった日本では、健康指標である「主観的健康感」と SC の指標との関連に関し、「橋渡し型 SC を形成する上でも結合型 SC を損なわないように配慮する必要がある」という結果が得られた京都府北部の3市において9,293人の住民を調査対象とした先行研究（福島他 2009）もあり、橋渡し型 SC だけでなく結合型 SC と健康との関連も否めない。

また、「NPO・市民活動の基盤には地縁活動がある。（中略）NPO・市民活動参加者のほとんどは地縁活動経験者であり、因果関係は明らかではないが、地縁活動がボランティア・NPO・市民活動の基盤にあるように見える」という全国調査の結果を示した先行研究（稲葉 2011）もある。さらに、実際の地域福祉の現場でも、「町内会自治会」と「NPO 法人」を社会福祉士がつないだり、

「町内会自治会」がそのまま「NPO 法人」に発展する事例も散見され、そのプロセスを分析した先行研究もある（大野 2010、森・新川 2013）。

以上の先行研究から、わが国の地域包括ケアシステムにおける介護予防には、結合型 SC と橋渡し型 SC の双方が必要であることが推察される。

さらに、子育て支援に関する SC の指標（代理変数）を用いた実証的な先行研究には、Fujihara et. al. (2012)、山口他 (2013)、太田他 (2018) などがある。Fujihara 他は、乳幼児期の家庭訪問と母親の育児ストレスおよび SC の関連について調査分析し、山口他は「子育ての社会化」に関する意識や行動に母親や地域住民の「SC の認識」が関連していることを明らかにしている。太田他は、これらの先行研究を踏まえた上で、SC と母親の育児不安との関連を明らかにして、育児支援に SC を活用する方法を探ろうと試みた。だが、これらの先行研究は、具体的にどの下位概念が子育て支援に有効なのかを示したものではない。

ところで、厚生労働省 (2015)『第 3 回 21 世紀出生時縦断調査（平成 22 年出生児）の概況』の「母の就業の有無別にみた子育ての相談相手（複数回答可）」によると、子育ての悩みを相談する相手のうち約 7 割を「自分の親」が占めており、日本の子育ては依然、血縁に頼っていることがわかる。つまり、地縁だけでなく血縁も含めた結合型 SC が、日本の子育てに果たす役割の大きさがうかがえるのである。したがって、子育て支援においても、橋渡し型 SC の「NPO」などが行う「子育て支援サロン」や「放課後児童クラブ」などの子育て支援だけでなく、結合型 SC の地縁・血縁による子育て支援の双方が必要であることが推察される。よって、本稿では、包括的支援体制の子育て支援においても結合型 SC である「町内会自治会」などの地縁と、橋渡し型 SC である「NPO」や「NPO 法人」などの中間的支援組織の双方の支援が有効であるという仮説を立て、SC の地域差にも着目して分析を行うことにした。

5. ソーシャル・キャピタルの地域差

まず最初に、SC の地域差を検証した調査結果について述べてみたい。前述した全国 31 市町村の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 169,215 人を対象とし、郵送法による自記式アンケート調査を無作為抽出で行った調査において、独立変数を「地域特性」に、従属変数を「SC の下位概念」として、その関連を市町村を分析単位とし、相関分析によって分析した。尚、準都市部では新旧混合地域が多く存在し、居住歴などの「地域特性」が小学校区ごとに異なることが推察されるため、準都市部のみ小学校区を分析単位として、相関分析を行っている。使用した変数は、「地域特性」に関する変数としては、可住人口密度別に、「都市部」「準都市部」「農村部」を用い、「準都市部」に関しては、「居住年数（50 年以上、10 年以下）」「性別（女性）」⁶ などの変数も投入した。「SC の下位概念」に関する変数は、前掲の表 1 他の通りである⁷。

相関分析の結果、可住人口密度別に類型した「都市部」「準都市部」「農村部」を変数として分析すると、「都市部」は、結合型 SC の代理変数の「地域内信頼」などと負の相関関係（spearman の相関係数 -0.469）にあり、橋渡し型 SC の代理変数の「趣味関係のグループへの参加」（spearman の相関係数 0.458）や「スポーツ関係のグループやクラブへの参加」（spearman の相関係数 0.331）とは弱い正の相関関係にあったことから、結合型 SC は希薄であるが、橋渡し型 SC はある程度

は豊かであることが推察された。

また、「農村部」は、結合型 SC の代理変数の「地域内信頼」(spearman の相関係数 0.389) と「町内会自治会への参加」(spearman の相関係数 0.454)、および橋渡し型 SC の代理変数の「ボランティアのグループへの参加」(spearman の相関係数 0.381) などと弱い正の相関関係にあった。橋渡し型 SC の代理変数との相関に関しては、「ボランティアのグループへの参加」のみに正の相関関係がみられ、「スポーツ関係のグループやクラブへの参加」と「趣味の関係のグループへの参加」に関しては、負の相関関係しかみられなかった (spearman の相関係数 -0.260 と -.0438)。つまり、「農村部」では、橋渡し型 SC は余り豊かではないが、結合型 SC は豊かであることが推察される。

さらに、「準都市部」で小学校区別に相関分析を行った結果、「居住歴 50 年以上」と結合型 SC の代理変数である「地域内信頼」に正の相関関係がみられ (spearman の相関係数 0.531)、橋渡し型 SC の代理変数とは、負の相関関係もしくは非常に弱い正の相関関係 (ボランティアのグループへの参加のみ spearman の相関係数 0.064) しかみられなかった。また、「居住歴 10 年以下」と SC の代理変数には、負の相関関係しかみられていない。この結果から、準都市部では、「居住歴」の長い者の住む小学校区では結合型 SC が豊かで橋渡し型 SC は希薄であり、「居住歴」の短い者の住む小学校区では全般的に SC が希薄であることがわかり、「居住歴」なども考慮した介入を行う必要があることが推察された (川島・福島 2013)。

Spearman の相関係数のみを記した相関分析表は、以下の表 2、表 3 の通りである。

表 2 SC の地域差に関する相関分析表 (都市部・農村部)

	地域内信頼	地域内互酬性	地域内愛着	町内会自治会	ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループやクラブ	趣味関係のグループ	都市	農村
地域内信頼	1	.878	.893	.282	.418	-.076	-.382	-.469	.389
地域内互酬性	.878	1	.791	.513	.320	-.349	-.604	-.507	.502
地域内愛着	.893	.791	1	.110	.072	-.456	-.620	-.486	.382
町内会自治会	.282	.513	.110	1			-.142	-.456	.454
ボランティアのグループ	.418	.320	.072		1		.066	-.256	.381
スポーツ関係のグループやクラブ	-.076	-.076	-.456			1	.872	.331	-.260
趣味関係のグループ	-.382	-.382	-.620	-.142	.066	.872	1	.458	-.438
都市	-.469	-.507	-.469	-.456	-.256	.331	.458	1	-.661
農村	.389	.502	.382	.454	.381	-.260	-.438	-.661	1

表3 SCの地域差に関する相関分析表（準都市部）

	地域内信頼	地域内互酬性	地域内愛着	町内会自治会	ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループやクラブ	趣味の関係のグループ	居住歴50年以上	居住歴10年以下	女性
地域内信頼	1	.850	.904	.491	.443	.084	.239	.531	-.577	-.050
地域内互酬性	.850	1	.831	.701	.666	.344	.376	.255	-.511	-.044
地域内愛着	.904	.831	1	.437	.420	.176	.330	.615	-.713	-.208
町内会自治会	.491	.701	.437	1	.481	.677	.541	-.248	-.147	.199
ボランティアのグループ	.443	.666	.420	.481	1	.268	.272	.064	-.189	.284
スポーツ関係のグループやクラブ	.084	.344	.176	.677	.268	1	.850	-.500	-.197	-.606
趣味関係のグループ	.239	.376	.330	.541	.272	.850	1	-.228	-.331	-.585
居住歴50年以上	.531	.255	.615	-.248	.064	-.500	-.228	1	-.605	.184
居住歴10年以下	-.577	-.511	-.713	-.147	-.189	-.197	-.331	-.605	1	.361
女性	-.050	-.044	-.208	-.199	.284	-.606	-.585	.184	.361	1

だが、本調査は、対象が高齢者のみであるという批判は免れないであろう。しかし、全世代を対象とし、男女半々の対象者を選定した内閣府の全国調査の報告書（内閣府2016）にも、SCは農村部ほど豊かな傾向にあり、人口増加率が高い地域（いわゆる都市部）ほど希薄で、人口減少率が高い地域（いわゆる農村部）ほど豊かであったという報告がなされている。つまり、世代を超えて、SCに地域差があることは明らかなのである。

以上の結果から、結合型SCが豊かな農村部では橋渡し型SCを豊かにする介入を、橋渡し型SCが豊かな都市部では結合型SCを豊かにする介入をする必要があることが推察された。また、準都市部の居住歴が長い者が多く住む小学校区では、結合型SCは豊かだが橋渡し型SCは希薄であるため橋渡し型SCを豊かにするような介入を、居住歴が短い者の多く住む地域では全般的にSCが希薄なので、結合型SCも橋渡し型SCも豊かにする介入をする必要があることが推察された。

6. SC の下位概念の地域差を考慮した子育て支援の事例研究

1) 農村部（三重県伊賀市）の事例

次に、前節で述べた仮説を検証するための事例研究を可住人口密度別に分けた「農村部」「準都市部」「都市部」ごとに、SC の地域差を考慮しながら行ってみよう。

まず最初に、農村部の事例として、三重県伊賀市の子育て支援の事例研究を行う。伊賀市は、三重県北西部にあり、伊賀忍者の里として有名で、面積 558km²、総人口 93,392 人（2017 年現在）、高齢化率 31.5%（2017 年現在）、合計特殊出生率 1.60（2017 年現在）である。伊賀市の若年層は、私鉄駅近くにある新興住宅地に集中して居住しており、山間の地域では小学生以下の人口が著しく減少している。市内に小学校区は 8 つあって、自治会は計 277 あり、小学校区ごとに「住民自治協議会」⁸ が計 38 設けられている。伊賀市は、地縁が強く結合型 SC が豊かな市であるため、橋渡し型 SC を強化する介入を行う必要がある。

伊賀市の子育て支援は、市の「健康福祉部子ども未来課」が中心になって行っている。同課では、国の「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を立案した。同計画に基づき、「地域子育て支援拠点事業（「子育て支援センター」）」や「子育て包括支援センター事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」および「子育てサークルの活動支援」などを行っている。具体的には、私鉄駅前の市の施設内に「子育て包括支援センター」が設けられ、小学校区ごとに市内 8 地区に「子育て支援センター」が設置されていて、同施設内には「ファミリー・サポート・センター」もある（伊賀市 2015）。市の健康推進課も私鉄駅前の市の施設内にある「子育て包括支援センター」と同じ階にあり、出産から育児までをワンストップサービスで担える拠点づくりを目指している。

「子育て包括支援センター」内の多目的ホールには、広いプレイルームや、玩具、楽器などが常設されていて、8 つの「子育て支援サロン」が住民主体で開催されている。このように、伊賀市の子育て支援の特徴は、行政主導でありながらも、住民主体の「子育て支援サロン」などと協働していることにある。この住民主体の「子育て支援サロン」は、結合型 SC である「住民自治協議会」などのつながりを越え、町外から集まってくる父母によって構成されるものであり、橋渡し型 SC 的な要素を持つ。伊賀市の事例は、農村部であるがゆえに結合型 SC の地縁が強い特性を持ちながらも、橋渡し型 SC に該当する住民主体の「子育て支援サロン」を市の「子育て包括支援センター」を中核とした行政の支援との協働の下に行い、橋渡し型 SC を豊かにする介入を行ったことによって、合計特殊出生率も高く、「子育てしやすい」と回答する保護者の割合も高い子育て支援に成功している好事例である。

筆者が、2017 年 9 月に 7 つの「子育て支援サロン」に集う保護者計 95 名を対象として留置法によって行った回収率 65% のアンケート調査によると、伊賀市は「子育てしやすい」と回答した者は 93% にのぼっている⁹（川島 2018）。

2) 準都市部（島根県松江市）の事例

次に、準都市部の島根県松江市における子育て支援に関する事例研究を行う。松江市は、島根県東部に位置する県庁所在地であり、国宝松江城を擁する城下町で、面積 572.99km²、人口

203,787人（2017年現在）、高齢化率28.52%（2017年現在）、合計特殊出生率1.58（2013年現在）である。結合型SCの「町内会自治会」は29小学校区に882あって加入率は6割を超えている。また、橋渡し型SCの「NPO」は、松江市認定のものが100、島根県認定のものが1つで計101ある。

市内には公設自主運営方式の29の公民館区（小学校区）があって、それぞれの公民館区に地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が組織されており、公民館長が地区社協長を兼ねている場合も多い。このような公民館活動が教育活動と地域福祉活動の拠点になっていて、公民館と地区社協が連携していることが、松江市の特徴である。

松江市の子育て支援は主に、松江市健康子育て部子育て政策課と子育て支援課、「子育て支援センター」などによって行われている。「子育て支援センター」は、中核型の「子育て支援センター」の他に8つある。市立病院横にある中核型のセンター内には、おもちゃ、絵本コーナー、砂場、ランチスペースなどが備えてあり、親子で自由に遊ぶことができる。利用料は無料で予約もいらない。小学校区を越えてセンターに行くことも可能である。

最も刮目すべきは、小学校6年生までの医療費を無料化している点であろう。また、認可保育所と公立幼稚園では、保育料を第3子以降は、無料にしている。2017年度は待機児童が30人いたため、2018年度は私立の認可保育園を3つ増やし、226人定員を増やす予定である。「放課後子どもプラン」により、全小学校区で「放課後子ども教室」を開き、学校施設などを利用して子どもたちが自由に遊ぶことのできる場を提供している。また、「放課後児童クラブ」も計50設けている。

ここでは、宍道小学校区の事例研究を行う。松江市宍道地区は、平成の大合併後に松江市に合併したJR松江駅から約20分の宍道湖沿いに広がる田園地帯で、人口8,771人、世帯数3,097（2017年現在）である。「町内会自治会」は48あるが、居住歴の長い住民が多く住む地域であるため加入率は78.1%と非常に高く、結合型SCである地縁が強い。

このように、宍道地区は、結合型SCは豊かであるが橋渡し型SCは希薄であるから、橋渡し型SCの「NPO法人」などを駆使した子育て支援の介入を行う必要がある。

JR宍道駅前には「宍道子育て支援センター」があって、保育士資格を持つ市の嘱託職員が2名、常駐している。同センターでは、月4回程度運動遊びや誕生会、絵本の読み聞かせなどをして、月1回外部講師を招き、子育て支援のための学習会を開催したり、花餅作りなどの親子で楽しめる会などの企画も行っている。また、宍道町には、「宍道ふるさと森林公園」という森林の自然に親しむ広大な資源があり、橋渡し型SCである「NPO法人もりふれ倶楽部」が、この施設の運営を担っている。そこで、「宍道子育て支援センター」では、「NPO法人もりふれ倶楽部」と協働する介入を行い、3歳～就学前児童を対象とし、木の実を使った「やじろべえづくり」や、「檜の皮の紙すき体験」などを行っている。これらの企画には、宍道町外の子どもと保護者の参加も可能で、保護者同士の橋渡しのつながりの構築にも一役かっている。つまり、準都市部である松江市の宍道地区の事例は、居住歴の長い者が多く住む結合型SCの地縁が強い小学校区で、橋渡し型SCである「NPO法人」と行政との協働による介入を行っている好事例であるといえる。

筆者が、2018年7月～8月にかけて宍道地区の子育て中の全保護者496名（女性82.3%、男性5.7%）を対象にして郵送法によって行った回収率60.4%の自記式アンケート調査の結果によ

ると、宍道地区は「子育てしやすい」と回答した者の割合は87%にのぼった。

3) 都市部（京都市上京区）の事例

次に、都市部の京都市上京区における事例研究を行う。京都市上京区は、面積7.03km²、総人口84,953人（2017年現在）、高齢化率25.5%（2009年現在）、合計特殊出生率1.09（2016年現在）の京都市中央部に位置する区である。京都御所などを擁する古い町であり、区内に小学校区は17ある。NPOの認証数は73（2015年現在）で、「スポーツの会」や「趣味の会」、各種「ボランティアの会」への参加も可能であり、橋渡し型SCが豊かである。

上京区の子育て支援は、ワンストップサービスを目指す総合相談窓口としての「保健福祉センター健康福祉部子どもはぐくみ室」を中心に行われている。上京区では、子育て情報誌「上京えんじえる応援ブック」を作成し、区内28の公私立の幼稚園・幼保園・保育園、22の公私立の児童館・子育てサロン、21の公園など、「おでかけスポット」の紹介をしている。

また、区のホームページに、子育て支援のための「はぐくみだよりぱたぼん」を月1回掲載し（ペーパーでも配布）、保育園園庭の開放情報や各種子育てサロンの開催日・開催場所、半日保育体験の情報、子育て相談、身体測定、餅つき大会など行事や、父親むけの凧作りのイベント情報など、1日平均約3～10の行事を紹介している。これらの行事は、学区を越えて参加できるため、橋渡し型のつながりを保ちやすい。このように、都市部の上京区では、橋渡し型SCは豊かであるが、結成型SCは希薄であるため、結成型SCを豊かにする介入を行う必要がある。

そこで、上京区では、結成型SCに該当する民生児童委員が中心となって、「赤ちゃんお祝い訪問事業」を行い、新生児が生まれた際、主任児童委員がガーゼタオルを届けると同時に、近隣の「子育て支援サロン」などの紹介を行って、困った時にはいつでもなんでも相談できるように地域を担当する主任児童委員の連絡先を教えたりする介入を行っている。

さらに、上京区京極小学校区では、結成型SCである「町内会自治会」の会員などによる介入も行っている。京極学区は、御所の北東に位置する人口約5,000人の小学校区で、東は鴨川、西は相国寺を境とし、鯖街道の終点にある出町商店街や寺町商店街、枳形商店街を擁する。京大と同志社の間にあることから学生も多い小学校区であり、典型的な新旧混合地区である。学区内には、市立幼稚園と保育園が1つずつ、私立幼稚園が2つ、「子育て支援サロン」が1つ、公園が1つある。京極学区の特徴は、結成型SCの「町内会自治会」の上部組織で地区社協の役割も担う「京極住民福祉連合会」が存在することにある。同連合会では年間を通し、文化祭、子ども神輿、歴史探偵団、地藏盆、七夕祭などを行っている。また、「子育て支援サロン」で月1回程度、約20名の参加者で、高齢者のボランティアが昔の遊びを教える「ばあばと遊ば」というイベントも開催している。このように、結成型SCの「町内会自治会」レベルでの介入を積極的に行っている小学校区である。

毎年12月には、上京区役所内で「親子DEミニクリスマスコンサート」と称した「京極住民福祉連合会」会員の発案により企画され、上京区と協働で開催される子育て支援のためのコンサートも行う。コンサートの参加者は、上京区全域から小学校区を超えて集まった就学前の子どもとその父母で、参加人数は60名程度である。内容は、地元在住のシンガーソングライターの歌に合わせて親子でクリスマスソングを歌ったり、音楽にあわせた絵本の読み聞かせを行ったりする

というものである。

かくのごとく、京都市上京区京極学区の子育て支援は、都市部で豊かな橋渡し型 SC だけでなく、結合型 SC である「京極住民福祉連合会」の介入によっても行われているという点において、都市部における SC の地域差を克服する子育て支援の好事例である。

実際、筆者が 2018 年 7 月～9 月にかけて京極小学校区の全保護者 124 名を対象にして郵送法により行った回収率 83.8% の自記式アンケート調査の結果によると、97% の者が京極学区は「子育てしやすい」と回答した¹⁰。

7. おわりに

以上、定量的研究により SC には地域差があることを明らかにした上で、SC の下位概念の地域差を鑑みた子育て支援の事例研究を行い、今後、包括的支援体制の地域包括ケアシステムにおいて子育て支援を行う際、SC の下位概念の地域差に着目した介入を行うことの有用性を検証した。

従来の子育て支援策は、保育園や幼保園を増やして待機児童の問題を解決したり、育児休暇を延伸できるようにしたり、放課後児童クラブを増やす政策を立案するなど、制度面の整備に重きが置かれていた。だが、女性が結婚して子どもを産んでからも定年まで働けて社会で活躍できるジェンダーフリーの社会を目指すためには、これらの制度の狭間にある子育ての課題を解決していく必要がある。そういった意味で、包括的支援は単なる法的整備による国の支援では補いきれない子育て支援の課題にも対応できる方策であるといえよう。すなわち、ワンストップサービスによる育児不安の解消や、晩婚化に伴う介護と子育てを同時に行わなければならないダブルケアの課題などにも対応でき得る政策なのだ。

本研究の限界は、調査対象者の属性が母親に偏っていたことなどにある。子育て支援に関して、父親の存在は大きい。SC の下位概念の地域差と子育て支援の関連を分析する調査においても、支援される者が女性なのか男性なのかによって結果に差異が現れる可能性は否めない。日本は父親の育児参加率が極めて低い国であるため、現状では調査対象者が母親に偏りがちである。しかし、子育てを担うのは女性のみであってはならないし、父親の育児参加をより推進しなければ、いつまでたっても女性が結婚・出産後も活躍できる社会の到来は望めない。今後は、包括的支援における子育て支援においても、より男性の育児参加を推進する方策も練っていくべきである。

包括的支援体制における子育て支援は、まだ緒についたばかりであり、現場では混乱もみうけられる。今後は、より効果的な子育て支援を行えるよう、本稿で主張した SC の下位概念の地域差に着目した包括的支援における子育て支援の実践などが強く望まれる。

謝辞

SC の地域差の部分は「平成 22 年度～平成 24 年度厚生労働科研費補助金（長寿科学総合研究事業）指定 -008（研究代表者・近藤克則）」の助成を、事例研究の部分は「公益財団法人ユニバーサル財団 2017 年度研究助成（研究代表者）」の助成を受けた。深謝する。

注

- 1 包括的支援の制度上の2本の柱は介護保険制度の地域支援事業を財源とした地域包括ケアシステムの全世代型全対象型の支援と生活困窮者自立支援制度である。生活困窮者自立支援制度は生活に困窮している者を対象としているが、本稿では全ての家庭の子育て支援を対象として論を進めたいので、地域包括ケアシステムにおける子育て支援をとりあげた。
- 2 愛知老年学的評価研究（Aichi Gerontological Evaluation Study:AGES）として主に愛知県内の要介護状態にない高齢者を対象として始まったプロジェクトが、2010年に全国にその調査対象を広げたもの。研究代表者は、近藤克則千葉大学医学部教授。現在は全国39自治体の要介護状態にない高齢者約20万人を対象とし、公衆衛生学（社会疫学）、経済学、開発学、社会学、心理学、社会福祉学、作業療法学、栄養学など、全国の大学・国立研究所などの約30人を超える研究者が集う。筆者も、2009年からその一員であった。
- 3 SCは目にみえないものであるため、実証研究においてSCを測る際には、その代理となる変数である代理変数（SCの指標）を使う必要がある。
- 4 連結型SCは社会的地位が異なる階層の人間のつながりを表し、垂直型SC、水平型SCは、SCの概念を参加組織により分類したものである。垂直型SCは、政治団体の会、業界団体・同業団体、市民運動・消費者運動、宗教団体などの内部に垂直的な上下関係のある団体をさす。水平型SCは、ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、老人クラブ、消防団、趣味の会などの上下関係や主従関係のない水平的な関係の団体をさす。構造的SCは、いわゆる役割、ネットワーク、規範などをさし、認知的SCは、個人の心理的な変化などに影響を与える規範、価値観、心情などをさす（川島2010）。
- 5 近年、SCの指標（代理変数）の妥当性を確かめる研究が盛んに行われ、JAGESのビッグデータなどを分析することによって、その妥当性は、ほぼ担保されている。
- 6 「女性」は表3に提示した「ボランティアのグループへの参加」の他、「近所づきあいの程度」（spearmanの相関係数.141）などに正の相関関係があった。JAGESの調査では、その他、本論文に掲載しなかった「等価所得」「教育歴」などの変数も投入して分析している。
- 7 尚、本調査は、日本福祉大学研究倫理委員会の承認（10-05）を受けている。
- 8 地域住民によって自発的に設置される組織。市長の諮問機関、市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関に位置づけられ、諮問権、提案権、同意権、受託権が付与されている。住民自治協議会内には、自治会・NPO・団体・企業・公募市民による運営委員会が設けられている。「自治会」の上位組織でもあることから、結合型SCに該当する。
- 9 但し、この調査の回答者の属性は女性が100%であって、父親が調査対象者にいなかったため、今後は父親を対象とした調査も行っていく必要がある。
- 10 事例研究の部分は、同志社大学大学院博士学位論文・川島典子（2019）『ソーシャル・キャピタルに着目した包括的支援—結合型SCの「町内会自治会」と橋渡し型SCの「NPO」による介護予防と子育て支援—』同志社大学、第4章、をリライトした。

参考文献

Aida J., Kondo K., Ichiro K., Subramanian S.V., Ichida Y., Hirai H., Naoki K., Ken O., Sheiham A., Tsakos

G.and Watt R.G. (2013) Does Social Capital Affect the Incidence of Functional Disability in Older Japanese? A Prospective Population-based Cohort Study, *Journal of Epidemiology and Community Health*,67 (1) .

藤沢由和・濱野強・小野明生 (2007) 「地区単位のソーシャル・キャピタルが主観的健康感に及ぼす影響」『厚生指標』54 (2)

Fujiwara T. and Natsume K. (2012) Do home-visit programs for mothers with infants reduce parenting stress and increase social capital in Japan? *Journal of Epidemiol Community Health*,66 (12)

福島慎太郎・吉川郷主・市田行信・西前出・小林慎太郎 (2009) 「一般的信頼と地域内住民に対する信頼の主観的健康感に対する影響の比較」『環境情報科学論文集』23、社団法人環境科学センター

埴淵知也・平井寛・近藤克則・前田小百合・相田潤・市田行信 (2009) 「地域レベルのソーシャル・キャピタル指標に関する研究」『厚生指標』56 (1)

埴淵知也編 (2018) 『社会関係資本の地域分析』ナカニシヤ出版

市田行信・吉川郷主・平井寛 (2005) 「マルチレベル分析による高齢者の健康とソーシャル・キャピタルに関する研究—知多半島28校区に在住する高齢者9,248人のデータから」『農村計画論文』第7集 (24巻)、農村計画学会

イチロー・カワチ, S.V. スプラマニアン, ダニエル・キム編著、藤澤由和・高尾総司・濱野強監訳 (2008) 『ソーシャル・キャピタルと健康』日本評論社

伊賀市 (2015) 『子ども・子育て支援事業計画概要版』伊賀市こども未来課

稲葉陽二 (2011) 「全国社会関係資本調査にみる認知的社会関係資本と構造的な社会関係資本の変化」『Japan NPO Research Association Discussion Papers』日本NPO学会

稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三編 (2011) 『ソーシャル・キャピタルのフロンティア』ミネルヴァ書房

川島典子 (2010) 「ソーシャル・キャピタルの類型に着目した介護予防サービス—結合型SCと橋渡し型SCをつなぐソーシャルワーカー」『同志社社会福祉学』第24号、同志社大学社会福祉学会

川島典子・福島慎太郎 (2013) 「介護予防のベンチマーク開発におけるソーシャル・キャピタルにかかわる指標の地域差に関する研究」近藤克則 (2013) 厚生労働科研費補助金長寿科学総合研究事業H 22-長寿-指定-008 『介護保険の総合的政策評価ベンチマーク・システムの開発』平成24年度研究報告書、厚生労働省

川島典子 (2018) 「結合型ソーシャル・キャピタルと橋渡し型ソーシャル・キャピタルに着目した子育て支援に関する研究」『同志社政策科学院生論集』第7巻、同志社大学政策学会

Kim D. and Kawachi I. (2006) A Multilevel Analysis of Key Form of Community-and Individual-Level Social Capital as Prediction of Self-Rated Health in The United States, *Journal of Urban Health*, 83 (5) .

近藤克則編 (2007) 『検証「健康格差社会」介護予防に向けた社会疫学的大規模調査』医学書院
森裕亮・新川達郎 (2013) 「自治会を基盤としたNPO生成のメカニズムと効果—事例研究を通して—」『ノンプロフィット・レビュー』日本NPO学会

内閣府 (2016) 『ソーシャル・キャピタルの豊かさを生かした地域活性化』滋賀大学・内閣府経

済社会総合研究所

内閣府国民生活局（2003）『ソーシャル・キャピタル—豊かな人間関係の構築と市民活動の好循環を求めて』独立行政法人国立印刷局

大野真鯉（2010）「町内会・自治会が福祉系 NPO を創出するプロセス—地域リーダーの役割に焦点を当てて—」『社会福祉学』51-3

太田ひろみ・山内亮子・場家美沙紀・石野晶子・鈴木朋子・井上晶子（2018）「地域のソーシャル・キャピタルと乳幼児を育てる母親の育児不安に関する研究」『杏林 CCRC 研究所紀要』杏林大学

Putnam,R.D（1993）*Making Democracy Work : Civic Traditions in Modern Italy*.Princeton University press.（=河田潤一訳（2001）『哲学する民主主義伝統と改革の市民構造』）NTT 出版）

山口のり子・尾形由紀子・樋口善之・松浦賢長（2013）「『子育ての社会化』についての研究 ソーシャル・キャピタルの視点を用いて」『日本公衆衛生雑誌』60（2）日本公衆衛生学会

愛知教育大学 男女共同参画委員会 編

『ジェンダー教育の未来を拓く』

愛知教育大学出版会 2018年3月

上 杉 孝 實
(京都大学名誉教授)

ジェンダーにとらわれた意識が社会に根強く存在し、家庭や地域での子育てを通じてその再生産が行われているのみならず、学校教育を通じてその強化が図られて来たことについての指摘がよくなされるようになってから半世紀になる。1970年代半ばからの国連を中心とした男女平等への取組は、日本でも女性差別撤廃条約の批准(1985年)や男女共同参画社会基本法の制定(1999年)となり、学校教育や社会教育を通じてジェンダーの意識化が図られてきている。しかし、その過程で、保守的な立場からのバックラッシュがあり、ジェンダー概念に対する批判や誤解もあって、必ずしもジェンダーに関する教育が順調に進んだとは言い切れない実態がある。

男女を意識しないで教育をしているから男女平等教育がなされているといったとらえ方をする学校関係者も見られたりする。社会や家庭でジェンダーに規定された考えや慣行が多く存在するなかで、この問題を意識的に取り上げて教育を進めないと、平等社会の実現に至らない。男の子、女の子といったカテゴリーを用いて集行的に行動を促すなかで、ジェンダーに規定された意識・行動を培い、個々の児童・生徒に目を向ける前に性別での判断がなされ、個性よりも平均に基づく処理が先行するのである。男女別教育課程が是正されても、「隠れたカリキュラム」による性別教育の効果が見られるのである。

本書は、ジェンダーを問い直し、人権の尊重される社会を築く観点から、ジェンダー教育のあり方を考えるために、愛知教育大学のスタッフだけでなく、他の大学や小中高の教員、社会教育関係者など多くの人の執筆によってつくられた手引書である。教育現場における今日的な実践例も多く示されているが、まだ大勢がこれからの段階にあるとの判断から、「ジェンダー教育の未来を拓く」のようなタイトルがつけられたと考えられる。

本書は、「I部 学校教育編」と「II部 生涯教育編」とから成る。生涯教育には学校教育も含めて考えることもできるが、ここでの生涯教育は社会教育における成人教育を意識したものになっている。I部には、「子どもたちと問いかけよう ジェンダー/セクシュアリティと人権」「幼稚園での取り組み 男女の区別が意識されてしまうときの指導」「実践力を育む男女共生教育をめざして 男の子とトイレ(小学校2年)」「小学校低学年の子どもたちのジェンダートラブル」「『いろいろな人がいる』が当たり前の教室に」「少しの人のことを気にかけてようよ」「体育の中のジェンダー 女性をスポーツする存在にした人 人見絹枝」「小学校・5年・家庭科 『子どもたちと考える男女共修』～家庭科を学ぶ意味～」 「性の多様性と教育の課題 子ども現実からはじまる学び」「子どもの虐待に教師としてどう取り組むか」の各章が含まれている。

幼児教育において、男児用、女児用とされた物を与えられることによって、男、女の固定的観念が身につけられることに対して、子どもたちをカテゴリーで一括して扱うのではなく、個々人に働きかけ、個人の選択を多くすることによって、ジェンダーによる束縛からの脱却が図られている実践例が紹介されている。男児でも“見られる”トイレに対する抵抗感があること、男らしさの押し付けの問題などが示されている。幼稚園での男女別の異なった扱い、自分では着脱が困難な衣服を着せられている女児の存在なども指摘されている。このような状態について、子どもたちの討議によって、その問題への気づきをもたらす実践が掲載されている。性的マイノリティへの着目から異性愛を前提としたシステムを見直すことも強調されている。教科教育もさることながら、部活動など特別活動でジェンダー問題が浮き彫りにされるので、その分析も課題であろう。体育祭では、男女混合競技も増えてきているが、男女混合名簿にしても、小学校に比べ中学校で抵抗を示す学校が少なくない。そのあたりの背景を明らかにすることも重要である。

Ⅱ部には、「ジェンダー課題の変質と大人のジェンダー教育」「親密なパートナーと紡ぐ新しい関係」「働くこととジェンダー」「ケアすること/ケアされること」「男性の生き方とジェンダー無縁社会から見えてくるもの」「国際移動とジェンダー 『移動の女性化』の光と影」「格差・貧困と『男らしさ』『女らしさ』 家族をつくれぬ・つくらぬ若者たち」「自己像と身体加工 “盛ること”としてのジェンダーとセックス」の各章がある。

結婚や家族をめぐる選択の自由の観点から、親密なパートナーとしての位置づけや地域に開かれた家族についての言及が見られる。家事と労働をめぐる問題の分析がなされ、子育ての社会化の必要性や、ケアの観点から人間としての依存性の承認の重要性なども指摘されている。男の生きにくさの把握、女性の移動における問題、ワーキングプアをもたらすものなども考察の対象となっている。ただ、生涯教育については、実践例の掲載が少ない。Ⅰ部では幼小中高の学校教員の執筆が多いのにくらべ、Ⅱ部では大学教員の手になるものが多いことも関係している。成人教育においても、ジェンダーをめぐる多くの学習がなされているので、それらの事例も収録されるとさらに参考になるものになったであろう。

多くのコラムが配置され、それぞれの章の内容をふくらみのあるものになっている。その一方、「同乗」が「同上」、「体面」が「対面」(136頁)、「安倍政権」が「阿部政権」(140頁)、「自分らしく生きる」が「自らしく生きる」(166頁)、「加害者と被害者のいずれもの側面」が「加害者と被害者のいずれの側面」、「明らかになるのである。」が「明らかになるである。」(167頁)、「非正規雇用などの増加」が「非正規雇用のなど増加」(173頁)、「潘基文前国連事務総長」が「前潘基文国連事務総長」(181頁)になっているなど、気になるところもあるが、この書がジェンダーに関する教育にとって、多様な問題を扱い、教育関係者が実践の手引きとして用いるのに適したものであるといった価値を損ねるものではない。具体的な教育事例に即してジェンダーについての考察がなされ、多くの気づきをもたらされるようになっていく。とくに、性的マイノリティを視野に入れることで、男女二分法を論破し、多様性、個性重視の教育が進むことを示している点に着目する必要がある。この観点からのジェンダーのとらえなおしは、教育においても新たな展開を見せることが期待される。問題を批判的にとらえ、社会を変える力を育む教育の樹立が課題となっているのである。

北出真紀恵著 『「声」とメディアの社会学』

晃洋書房 2019年3月

山本厚子

(作家・元早稲田大学講師)

本書は、副題として「ラジオにおける女性アナウンサーの「声」をめぐる」とある。

著者が「アナウンサー」という職業に携わった経験を踏まえ、80年代のマスメディア分野における、「声（放送界、テレビ界）」を職場とする女性たちを社会的に分析することを試みている。特に地方において、ラジオ放送のアナウンサーという職業が地域社会において、リスナーとのコミュニケーションに係り、日常生活や医療問題などの解決策をみつけようとする事例を交えてまとめている。3部、9章だての構成となっている。あとがきに書かれているように、すでに考察・発表した論考を、再考・加筆してまとめたものである。そのため、重複する箇所が見受けられる。

第1部は、「アナウンサーの実力」とある。第1章は、女性アナウンサーの80年代とあるように、「アナウンサーらしさ」の改革、女性アナウンサーたちの「冬の時代」、フジテレビにおける「女子アナ」を創出した下部構造、「女性アナらしさ」など、女性アナウンサーの立場・男性と比べて格差のある現状について述べている。第2章では、「声」のプロフェッショナル：アナウンサーの職能の変遷とある。アナウンサーの誕生、標準語の伝達者として、「新たな声に向かって、揺らぐアナウンサー職能など」という項目を立てて、ラジオ・アナウンサーの職業の変遷について述べている。第3章は、見出しとして、フリー・アナウンサーのキャリア形成について、また、フリーランスの事例を通して、フリー・アナウンサーの現代的課題などについて記述されている。第4章は、地方局でのアナウンサーの職業人としての生き方について述べている。

第2部は、「声」とジェンダーとある。第5章では、地域をつなぐ「声」、第6章では、ラジオトークとジェンダーという項目を立てている。この部では、マスメディアにおける「声」とジェンダーの関係性について述べている。電話交換手という「声」を職業とした女性がまず活躍したが、ラジオ放送の時代になり、女性は男性のアシスタントとして扱われた。男性社会の中での女性アナウンサーという職業をジェンダーの視点から男女間の格差・差別問題を提起している。

第3部は、「声」が広がる広場とある。第7章は「送り手たちのラジオ」、第8章は「コミュニティーとしてのラジオスタジオ」。第9章には、「空飛ぶ診療所」という見出しがついており、著者のフィールド・ワークについて述べている。また、担当した番組のその後について記述されている。

アシスタントとして活躍した京都放送ラジオの番組「早川一光ばんざい人間」が聴取者と番組が一体化して、地域社会に貢献していた事例が記述されている。

公共放送・テレビ、民間放送・テレビ、全国ネットと地方ネットでは、女性アナウンサーという職業における問題・課題などが大きく異なると思われる。本書では、著者が地方局で番組のア

シスタントとして働いた経験が述べられ、地方局の働く環境やジェンダーの問題などを知ることの出来る一冊と言えるだろう。

著者がアナウンサーとして働いていた時期と「男女平等雇用機会均等法」が施行された後の国内の社会的背景をきちんとおさえておく必要があるだろう。

アナウンサーという職業だけでなく、日本国内で働く女性たちは誰も、1975年に国連主導でメキシコシティで開催された第一回世界女性会議で採択された、「男女平等雇用機会均等法」という国際的な法制を頭に刻んでおくべきである。日本では、85年にこの法律は施行され、すでに34年が経過している。国際的にも、女性たちが働くいろいろな分野で「ジェンダーの問題・課題」がこの時点で大きく変化してきているように思われる。

例えば、私がテーマを求めるラテンアメリカ地域の諸国でも、複合民族・社会にもかかわらず、この時期からジェンダー問題が社会的に表面化し、「女性省」などの公共機関が設置されたり、女性保護に関する法制の改正が急激に整えられてきている。その成果は、国連が毎年発表する「ジェンダーエンパワメント」の指数に現れ、日本より上位を保っている。「男女共同参画」に係る法律も施行されている。しかし、現実には諸問題が山積みの状態で、「ジェンダー研究」が各分野で活発におこなわれている。

本書は、著者を介して、「ラジオ・アナウンサー」という身近な職業に携わる女性たちの生き方・ジェンダーの問題・課題などを知り、他の分野の職業と比較するひとつのきっかけとなるだろう。

小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編『中国ジェンダー史研究入門』

京都大学学術出版会、2018年

横山政子

(志學館大学)

本書は初の中国ジェンダー史研究入門であり、東洋文庫現代中国研究資料室（人間文化研究機構現代中国地域研究東洋文庫拠点）のジェンダー資料研究班として、2012年から始まった「中国ジェンダー史共同研究」の活動から生まれた。同グループは、本書に先立ち英語圏の中国史とジェンダー研究の成果をまとめた Mann, Susan による *Gender and Sexuality in Modern Chinese History* (Cambridge University Press, 2011 初版) を翻訳して、マン, スーザン著（小浜正子・グループ、リンダ監訳、秋山洋子・板橋暁子・大橋史恵訳）『性からよむ中国史——男女隔離・纏足・同性愛』（平凡社、2015年）として出版した。さらに同グループは小浜正子編『ジェンダーの中国史』（勉誠出版、2015年）も企画・出版した。このように活動は精力的で、日本の学術界に与えた影響は大きい。

これらの一連の活動の原動力は、「近年、英語圏や中国語圏（中国・台湾を含む）ではこの分野で大きな研究の進展がみられるが、特にジェンダー史の領域での日本の中国研究の立ち遅れはいなめない」（「はじめに」3頁）、「いち早くジェンダー概念を取り入れ、どのような研究にもジェンダー視点を内在化させることが相対的に進んでいる分野もあるが、中国史研究はそうとは言えない」（「あとがき」454頁）という問題意識に見てとれる。日本では、「戦前以来の厚い中国史研究の蓄積」（同頁）があり、女性史研究の流れもありながら、中国ジェンダー史分野の研究の進展は心もとない状況で、西洋ジェンダー史研究と比較しても、中国ジェンダー史研究の遅れは否めないという。その中で、本書は中国古代から現代にわたって、少なからぬ日本の中国史研究者が意識的にとらえてこなかったジェンダーの問題の存在をはっきり指摘してみせた。

本書の構成は以下の如く（筆者を紹介するために全構成を挙げる）。時系列的に先秦から現代まで及び、チャイナプロパーに限定せず対象も多岐にわたり、総489頁にも達する。研究入門書として重要文献一覧や索引が設けられ便利である。なによりも各期の最初に「はじめに」と題して、各々の時期における特徴が整理されているのが初学者にはありがたい。この「はじめに」にも参考文献リストが添えられており、基本文献を知ることができる。

はじめに——中国史におけるジェンダー秩序（小浜正子）

第一編 通時的パースペクティブ

I 期 先秦～隋唐 古典中国——父系社会の形成。「はじめに」（下倉渉）、第1章「考古学からみた先秦時代のジェンダー構造」（内田純子）、第2章「父系化する社会」（下倉渉）、第3章「中国の文学と女性」（佐竹保子）、第4章「唐代の家族」（翁育瑄）、コラム1「史料紹介——敦煌文書にみる妻の離婚、娘の財産相続」（荒川正晴）、コラム2「則天武后とその後」（金子修一）。

Ⅱ期 宋～明清 伝統中国——ジェンダー規範の強化。「はじめに」(佐々木愛)、第5章「唐宋時代の生業とジェンダー」(大澤正昭)、第6章「伝統家族イデオロギーと朱子学」(佐々木愛)、第7章「婚姻と「貞節」の構造と変容」(五味知子)、第8章「身分感覚とジェンダー」(岸本美緒)、コラム3「宮廷女官とジェンダー」(小川快之)。

Ⅲ期 近現代中国——変容するジェンダー秩序。「はじめに」(高嶋航)、第9章「民族主義とジェンダー」(坂元ひろ子)、第10章「近代中国の男性性」(高嶋航)、第11章「近代中国の家族および愛・性をめぐる議論」(江上幸子)、第12章「近現代の女性労働」(グローブ, リンダ)、第13章「中華人民共和国の成立とジェンダー秩序の変容」(小浜正子)、第14章「改革開放期のジェンダー秩序の再編——婦女連合会のネットワークに着目して」(大橋史恵)、コラム4「二冊の近代中国女性史」(須藤瑞代)。

第二編 中国ジェンダー史上の諸問題

第15章「中国古代の戸籍と家族」(鷲尾祐子)、第16章「「才女」をめぐる視線」(板橋暁子)、第17章「中国医学における医療・身体とジェンダー」(姚毅)、第18章「中国におけるフェミニズムと女性/ジェンダー研究の展開」(秋山洋子)、コラム5「セクシュアル・マイノリティ」(遠山日出也)、コラム6「演劇とジェンダー」(中山文)。

あとがき (小浜正子・江上幸子)

中国ジェンダー史略年表/中国ジェンダー史関連重要文献一覧/索引

以上、全18章、6コラムの各タイトルに見られるように、まさに「中国のジェンダー秩序を古代から現在にまでわたって記述するという力わざ」(「あとがき」455頁)が発揮された意欲作である。本書は、ジェンダー史を目指す初学者のみが対象ではなく、様々な歴史研究者に対してもジェンダー視点をもつことの面白さを訴えている。

思い起こせば評者が東洋史の院生であった時代、研究室の書棚には仁井田陞『支那身分法史』(1942年)、滋賀秀三『中国家族法の原理』(1967年)、小野和子『中国女性史——太平天国から現代まで』(1978年)、柳田節子先生古稀記念論集編集委員会編『中国の伝統社会と家族——柳田節子先生古稀記念』(1993年)などが並んでいた。また中国女性史研究会の初代表である末次玲子により『二〇世紀中国女性史』(2009年)が発表されていた。

近年になって驚かされるのは、女性史やジェンダー史の研究者以外に政治史からもジェンダー研究に関心が寄せられていることである。「最近では斬新な感覚を持った若い研究者たちも参入してきている」(「あとがき」454頁)との言及に、思い当たるのが、前出『ジェンダーの中国史』(2015年)に収められたコラム「宦官」(猪原達生)である。唐代の宦官に注目して政治制度を研究しようとするものであるが、切り口の斬新さに驚いた。「ジェンダー視点を踏まえた宦官研究」(233-234頁)などありそうでなさそう、いや、なぜ今までなかったのかと不意打ちにあったような気持ちになった。

今後さらに、ジェンダーの視点を取り込んだ新しい研究が現れる予感がしている。中国史研究においてジェンダー史分野が立ち遅れていることに気づかせてくれた本書により、政治史にも社会経済史にもジェンダー視点を加味する研究者が出てくるだろう。「ジェンダー問題として切り込む余地」(「第9章」247頁)があちこちに存在しているからである。一例を挙げると、アメリカの20世紀中国農村史研究が、日本の満鉄調査部や東亜研究所による『中国農村慣行調査』な

どの日本語史料も駆使して行われていたように、日本はこれら膨大な調査史料を有しており、中国史研究が厚く積み上げられてきた。これらの史料や研究をジェンダー視点で再考察することの意義は計り知れないだろう。そして中国語圏、英語圏などの研究と相互寄与することが日本の中国ジェンダー史研究を深化させる。本書からその必要性も改めて認識させられた。

最後に、約 500 頁にも及ぶ大著でありながら探している箇所を開きやすいのは、装幀のお陰である。一編 I 期、II 期、III 期の各期の末尾、および二編の末尾にはコラムが配置されているが、コラムには頁の端から幅 1 センチ程度に切り絵のようなデザインが施されている。これが本を閉じた状態でも、編や期の区切りとして目に飛び込んでくるため、見たい箇所が開きやすい。さらに各章の最初の頁にその章の内容を象徴するような画像が添えられている、表紙の裏面に味わいのある凹凸の紙が使用されているなど、随所に読者を意識した創意工夫が感じられる。

(終)

田中亜以子著『男たち／女たちの恋愛 近代日本の「自己」とジェンダー』

勁草書房 2019年3月

佐伯 順子
(同志社大学大学院教授)

序章、全六章、終章で構成される本書は、京都大学に提出された博士論文をもとに、近代の「恋愛」史研究に関する先行研究に不足していた「ジェンダーの視点」(ii、本書頁数、以下同)を加え、「恋愛が近代的「自己」の観念の誕生と結びつき、個人の唯一性や固有性を尊重する観念として創出された」(4頁)経緯を明らかにしたものである。

第一章では、明治二十年代の雑誌メディアにおいて、愛の対象が「真友」と表現され、「年齢や性別をも超越する可能性をもった」「真友」観念(21頁)が、結婚によって実現される「夫婦愛」に接続し、その「夫婦愛」が男性にとっては「自己」を解放し理解してくれる唯一の存在である妻との関係として構築されたのに対し、女性にとっては夫への「奉仕」(39頁)として理解されるようになったという、日本近代の「夫婦愛」の内実におけるジェンダーの非対称性を指摘する。しかし、明治前半の日本男性が、「立身出世」して「社会」に奉仕するジェンダー役割を規範とされたのに対し、明治三十年代になると、俗世間における出世への疑問から個人としての「自己」が追求された結果、「反社会」という動機づけから「煩悶」する青年たちが「恋愛」に走るに至ったと論じられる(第二章)。第三章では、「立身出世」を目標とした明治前半の規範的<男性性>が、「社会を益しよう」とする儒教的「君子」としての「正統的な男性ステレオタイプ」と融合し、「負の男性ステレオタイプ」である「小人」(94頁)と対置され、前者は「恋愛」の「対象」として賛美されるが、後者は「小人」の「自愛」にすぎない(95頁)という理屈で、男性視点の「ねじれた精神構造」(98頁)による「恋愛」観が醸成されたことを明らかにする。その「ねじれ」とは、「女に愛されたければ、女に愛されようとしてはいけない」という矛盾のかかえこみ(同前)であり、その矛盾がやがて大正期には、国家に奉仕する優秀な国民を生むための「性選択」という「生物学的恋愛観」の影響もあり(107頁)、生殖に結びつかない「同性愛」の「変態」視と、同性愛的欲望を持つ男性を「女性的な男」とみなすジェンダー観に結びついてゆく(111頁)。

第四章は女性の立場からの異なる動きを考察し、明治末から大正期にかけての「新しい女」たちによる「自己」探究の動きが、表現主体としての「自己」確立のために、「結婚して妻や母となる「平凡な女」とは異なる、「非凡な自己」(134頁)を求めた結果、「女同士」の親密性が生じた」と指摘する。相手が「女だから」ではなく、「女だから」ということで押しつけられる「役割」から自由になれる(143頁)ことを希求した当時の女性間の親密性は、ただし、決して対等性が自明なものではなく、「見る男／見られる女、征服する男／征服される女」という非対称性が、女同士の間に再現(146頁)されたことを、著者は田村俊子の小説『あきらめ』(明治43、1910年)等にみいだした。「新しい女」たちの中核の一人であった平塚らいてうは、「真生の人」

たることを主張し、それは本来、「男性にあらざ、女性にあらざ」（『青鞥』）とジェンダーレスなはずであったが、「真生の人」が「天才」を志向したため（同前）、「すべての人が類まれなる才能…をもつわけでも、それによって「自己」を実現できるわけではない」（178頁、…は引用者の中略、以下同）ために、同時代の多くの女性たちのロール・モデルとはなり得なかった限界を、第五章で喝破した。結果、恋愛結婚から母親になることが女性の「自己」実現であると説くエレン・ケイの思想や、「近代的な性別役割分業体制を、…科学的に正しい」（171頁）と裏付けるかのような「性欲学」の影響もあり、愛ある結婚生活において「良妻賢母役割」を果たすことが「女性自身の「自己」を実現するものへと強引に転換」（186頁）されてしまう。

さらに第六章では、女性のロール・モデルとなった「幸せな「主婦」」像が、夫に肉体的にも「愛される女」になることをめざした結果、昭和初期の女性雑誌には、夫婦間の性生活の充実についての情報が掲載されるが、雑誌情報のハウツーに従うと「定型化された「女」」に陥り、「本当の「愛」」の実現ではなく、「男性の「奴隷」」（219頁）と化すジレンマに陥ると議論を進める。終章では、日本近代の「夫婦愛／恋愛」を通しての「自己」解放が、男性中心の理念にすり替えられた結果、「愛すること・愛されること」が「男性役割・女性役割」という「性別役割と結びつ」いてしまい（240頁）、これを脱構築するためには、「真の自己」というレトリックにからめとられないよう、「私たちが複数のアイデンティティをもつ存在であることを強調してゆく必要がある」（238頁）と結論づける。

近代日本における「恋愛」概念の形成については、社会学、文化史、文学研究から複数の先行研究があるが、本書が主張するとおりジェンダーの非対称性についての議論が不十分であったため、本書はその欠落を埋める重要な成果である。方法論としては、文学作品の分析と雑誌記事分析を融合して議論を展開しており、学際的な手法をとりいれている。私益を超越した「慈愛」による「国家社会」への奉仕が規範的＜男性性＞であり、「女みたやうな」「神経質な」人間が否定された（『中学世界』明治四十年）（96頁）時期は、夏目漱石『坊っちゃん』（明治四十年）と期を一にしており、漱石文学における女性差別的言辭（佐伯順子『男の絆の比較文化史』岩波書店、2015年における『坊っちゃん』論参照）が漱石個人の作家性によるものではなく、同時代の男性知識人に共有されていたことを示唆する意味で、文学研究者にも新たな視点をもたらすものである。

明治大正期の雑誌記事分析は、『キングの時代』（佐藤卓己、岩波書店、2002年）等のメディア学研究成果と、文芸誌という観点からの文学研究者からのアプローチが主たる先行研究として存在しているが、明治の代表的女性啓蒙雑誌であった『女學雑誌』をはじめ、『中学世界』『国民之友』『青鞥』『婦女新聞』『主婦之友』等、近代の雑誌記事の横断的な質的分析を、ジェンダー論の観点から行った本書は、メディアとジェンダーの研究分野における雑誌記事分析としても重要である。

近年のジェンダー、セクシュアリティ研究の活性化により、男性同性愛についての研究は蓄積が増えているものの、女性同性愛については巨視的な研究が不足しているなか、本書は近代日本の女性同性愛研究の進展にも寄与するものである。

雑誌『青鞥』が、女性史上は研究対象として注目されてきたものの、その寿命は短く、逆に主婦向けの家庭雑誌が現代に至るまで一定の読者を獲得している理由が、本書の議論から理解でき

る。日本社会のジェンダー・ギャップ指数は、OECD加盟国の中で110位台という低水準から近年も抜け出せないままだが、専門職や管理職へ参画できる人数は、ジェンダーを問わず限られているため、「女性活躍」というスローガンで男女共同参画社会を実現することには無理があると、本書を通じて納得できる。

「愛される主婦」になることを自己実現ととらえる価値観が、日本の現代社会で減るところか、むしろ女性自身の「主体的」選択としていまだに一部の若い女性の中に根強く存在している理由を、本書は歴史的過程をふまえて明らかにした。日本社会におけるジェンダー不平等は、遡れば、本書が問題点を指摘した近代日本の「夫婦愛」の理想と結託した「男性一人稼ぎ手モデル」に根源がある。らいてうが主張した、「天才」主義的な「真の自己」探究の系譜につらなる「女性活躍」ではなく、日々地道な労働をし続け、ともに生計を担うという意味での、明治前半までの日本女性の労働参画のあり方や、ジェンダー平等の思想を普及することこそが日本の現代社会の課題であることを、本書は教えてくれる。

進藤久美子著『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』

岩波書店、2018年8月、255頁

香川孝三

(神戸大学・大阪女学院大学名誉教授)

1 本書は市川房枝の約60年におよぶ政治活動について書いた本である。日本における先駆的な女性政治家として活動してきた生涯を振り返ることは、この時期にふさわしいと思われる。死亡して40年近くになり、著者が言うように市川の業績は「歴史の巖に埋没し」ているかもしれないが、その業績を振り返るにはそれぐらいの年数が必要であると思われることと、さらに、「政治分野における男女共同参画法」(候補者男女均等法)が2018年5月16日成立したように、女性議員の比率を高める動きがおきている現在では、市川は女性議員のロールモデルの役割を果たす可能性を持っているからである。

2 本書は市川の政治活動をテーマごとに整理をしている。序章で第二次世界大戦前の婦選運動の活動、第二次世界大戦後、参議院議員になって以降の活動を、大きく3つに分けて分析している。第1章では金権選挙に挑む活動、第2章で保守的女性観に立ち向かって女性の権利の確立にとりくむ活動、第3章では自主独立の道を探り、改憲の動きを阻止したり、日米安保条約改定反対、日韓基本条約反対等によって恒久平和を求める活動である。最後に市川のこれらの活動からどのような教訓が引き出されるかを検討し、女性の政治参画の意味を問うている。

3 本書の第一の特徴は、基本的スタンスとして市川の業績を評価する立場にたっている。これとは反対に市川の業績を負に評価する立場が生まれていることが指摘されている。つまり、戦前は婦選活動家、戦中は戦争協力者、戦後は平和と議会制民主主義者という、時代に迎合する日和見主義者という負の評価である。特に、戦中の態度として戦争反対を貫いて投獄されるか、沈黙してしまうか、やむを得ずしぶしぶ協力するかの3つの道があったことを市川は指摘し、自ら3番目の道を選択したと述べている。そのことに市川は自責の念を表明している。これは戦争協力に「転向」したとみなされる要因となっている。これに対して、本書は、昭和という時代に、婦選運動を通じて、市川が一貫して貫いた政治理念と実践があったことを立証しようとしている。

第二の特徴は、第二次世界大戦前の市川の婦選運動についても述べていることである。すでに著者は『市川房枝と「東亜戦争」』(法政大学出版会、2014年2月)という668頁もの大著を出版している。この中で、詳細に辿った東亜戦争に対する市川の行動は戦前、戦中、戦後を一貫した政治理念と実践を立証する上で問題となる論点である。非戦論者であり、軍の中国大陸での膨張主義を批判しながら、昭和16年ごろから戦争協力の立場に立ったのは、戦時下の過酷な状況に置かれる女性・子どもの生活を守って、「婦選の灯」をともし続けるためであったという理解を著者は示している。「転向」という事実は否定しようがないが、著者の理解は、市川の心情に即した理解と言えよう。さらに、戦前の婦選運動から会得した政治観、「政治は生活をよくするためにある」という考えが戦後も貫かれていること、戦前からいつも女性のマンパワーメントに

心がけていたことが序章の中で、随所に示されていることは、市川の戦前と戦後の活動とのつながりを見出すことができよう。これらの点から、序章の記述ははずすことのできない部分となっている。

第三の特徴は、戦後の市川の3つの主要な活動領域を取り上げて、それらを市川の政治理念と関連させながらまとめている。その記述は客観的に冷静に分析していると思われる。市川は多くの書き物を残しており、それらから引用することによって裏付けを図っている。

それらの活動は、第3回参議院選挙の東京地方区で無所属として立候補して当選した60歳のときからである。87歳9か月で死亡しているので、人生の後半約30年弱の間の業績である。それは第二次世界大戦後の昭和時代と重なっていると同時に通称55年体制といわれる自民党支配の時代であった。市川は衆議院議員ではなく参議院議員を選択し、無所属で出馬したことは、特定政党の規制を免れることができ、自己の意思で政治活動を実践できたことを意味する。戦中の「転向」を余儀なくさせられた時代とは異なり、自分の政治理念を実践できる自由な時代だからこそ可能になったと言えよう。

戦後の昭和時代の中で、クリーンな政治家として理想選挙を実践したこと、女性の地位向上運動の先駆者として務めたこと、憲法を守って平和を維持しようと努力したことは、自民党支配の55年体制のもとで男性中心の利権政治のアンチテーゼとして、生活者としての女性の立場からの「もう1つの政治」を市川は展開したと位置付けている。

第四の特徴は、現在の政治状況の中で、市川の活動がどう引き継がれていくべきかという問題を論じていることである。安倍政権が戦前型の全体主義国家を目指して、平和と民主主義を担保してきた憲法改正をおこなおうとしていることに対抗する政治理念と実践を市川の業績から編み出せないかという問題提起をしている。

4 次に疑問点を指摘しておきたい。第四の特徴の中で、安倍政権の憲法改正の試みが市川の求める平和と民主主義と異なることを本書は指摘しているが、市川が活動したあとの2つの分野についてはどうであろうか。安倍政権のもとで金権政治がなくなったとは思われないので、市川が生きていれば批判つづけているであろうと思われる。もう1つの論点である女性活躍社会を進めていこうとしている安倍政権についてはどうみるであろうか。戦前型の女性軽視にもどそうというのではないかもしれないが、安倍政権がジェンダー問題にどこまで真剣に取り組んでいるのか。少子高齢化社会を乗り切るために女性の労働力を活用するために女性活躍社会を提唱しているだけで、女性の人権尊重とつながるとみることができるか疑問であろう。財務省でのセクハラ事件への安倍政権の対応をみているとそのことを気づかせる。この点に関する市川の考えについて著者の意見を聞きたいものである。

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定

2012年9月8日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の内任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の内任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則

に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任をうけたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

- 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会年報（学会誌）『日本ジェンダー研究』 （JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN）投稿規定

1. 投稿資格

本学会の正会員・準会員に限る。

2. 査読

日本ジェンダー研究編集委員会（以下、編集委員会）が指名する査読委員による査読の結果、投稿論文の採否を決定する。編集委員会及び査読に関する規定は別途定める。

3. 原稿の提出

1) 原稿として、本文とレジュメの双方を提出する。そのさい、本文は原則として日本語とし、レジュメは日本語以外とする。

2) 論文名は原則として日本語とし、日本語以外の題名を添える。

3) 締切 毎年3月31日

4) 提出方法

コピー3部を編集委員会に郵送するとともに（査読用）、電子データ（WordファイルとPDFファイルの双方）をメールの添付ファイルで編集委員会に送付する。

4. 執筆要項

1) 書式

○本文・レジュメ共通：A4・横書き・1頁あたり全角文字40字（半角文字80字）40行

○本文（注・図・表・参考文献リスト込み）：原則として日本語を使用し12頁以内とする

○レジュメ：日本語以外を使用し1頁以内とする

2) 章立て等

○章立ては、1. 2. 3. . . .とする。

○各章には、小見出し1)、2)、3)をつけることもできる。

3) 注記及び参考文献表記法

注記及び参考文献表記法は、各専門分野の慣例に従う。ただし、次の表記については、原則として、以下の通り統一する。

3-1) 注は、該当本文の右肩に半角で、^{1, 2, 3} をつけて示す。

3-2) 雑誌の記載例

著者名、「論文名」、編者名『雑誌名』巻、号、発行年（西暦）、頁。

○和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐる」『ドイツ文学研究』12号、1995、13頁。

○欧文例（英文）Sen, Amartya, “More Than 100 Million Women Are Missing,” *New York Review of Books*, Vol.37, No.20, 1991, pp.61-66

3-3) 単行本の記載例

著者名「論文名」、『書名』、出版社、第__版（初版以外の場合）、発行年（西暦）、頁。

○和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店、1985（第4版）、6頁。

○欧文例（英文）Merchant, Caroly, “Ecofeminism and Feminist History,” Irene and Gloria Feman

Orenstein ed., *Rewearing the World: The Emergence of Ecofeminism*, San Francisco, Sierra Club Books, 1990, pp.100-105

○欧文例（英文） Seager, Joni and An Olson, *Women in the World: An International Atlas*, London, Pan Books, 1986, p.28

5. 備考

以上の規定によることが困難な場合は、編集委員会に問い合わせる。なお、各年度の編集委員会委員長の氏名と連絡先は、学会ホームページに掲載している。

規定制定 1997年9月12日、改正 2017年1月7日、再改正 2019年9月23日

編集後記

本誌の巻頭特集は、2018年9月に佛教大学において開催した大会シンポジウム「地方自治体の男女共同参画」の成果を取りまとめたものです。大会当日は、実行委員が実質私一人の中で、当日ご参加いただいた先生方にさまざまにご協力いただき、午前の個別報告、午後のシンポジウムとも、幾多の議論がなされ大いに盛り上がったと記憶しています。当日の白熱した議論が本誌においてもお伝えできればと考えております。なお本誌編集において編集長である私の力不足から編集作業が遅くなり、刊行が遅くなってしまったことをお詫びいたします。

(大東 貢生)

2019年(令和元)年10月25日 印刷
2019年(令和元)年10月31日 発行

日本ジェンダー研究第22号編集委員会

編集委員長 大東 貢生

編集委員 伊藤 公雄 藤野 敦子

発行者 日本ジェンダー学会

(Japan Society for Gender Studies)

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科塚本研究室
Tel 0776-61-6000(代) FAX 0776-61-6011
E-mail tukamoto@fpu.ac.jp
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社

〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377